


第4次広島県障害者プラン

(広島県障害者計画)

平成31(2019)年度～平成35(2023)年度

(素案)

平成 () 年 月

 広島県

目 次

第1章 総論

1	プラン策定の趣旨	2
2	プランの性格	3
3	計画期間	4
4	基本方針	5
5	プランの推進体制	7
6	障害保健福祉圏域の設定	9

第2章 分野別施策の基本的方向

I 障害への理解と協働による共生

1	障害に対する理解の促進	14
2	あいサポートプロジェクトの推進	18
3	各種団体との協働の促進	20
4	権利擁護の推進	21

II 自立と社会参加の促進による共生

1	教育	25
2	雇用・就労の促進	29
3	情報の保障の強化	36
4	スポーツ，文化芸術活動の推進	38

III 保健，医療の充実

1	保健・医療提供体制の充実	42
2	療育体制の充実	52
3	医療と福祉の連携	54
4	医療的ケア児支援体制の整備	57

IV 地域生活の支援体制の構築

1	福祉サービス等の提供	60
2	住まいの場の確保	66
3	相談支援体制の構築	68
4	サービスの質の向上等	70

V 暮らしやすい社会づくり

1	バリアフリーの推進	76
2	防災対策の強化	78
3	防災，交通安全等の推進	81

4	研究・開発の推進と普及	83
5	ユニバーサルデザインの推進	84

第3章 プラン関連成果目標

1	基本的考え方	88
2	成果目標	88

■ 資料編

1	障害者の状況等	96
2	用語解説	104
3	計画の策定体制	115
4	計画の策定経過	117
5	参考【障害者に関するマーク】	118

第 1 章

総 論

1 プラン策定の趣旨

本県における障害者施策は、昭和 56（1981）年の国際障害者年を契機として、昭和 57（1982）年に「完全参加と平等」という障害者に関する基本理念の実現を目的とした「障害者に関する広島県長期行動計画」を策定して以降、障害者施策を取り巻く状況の変化等に対応しながら、平成 26（2014）年 3 月には平成 26（2014）年度から平成 30（2018）年度までの 5 年間を計画期間とする「第 3 次広島県障害者プラン（以下「前プラン」という。）」を策定し、総合的かつ計画的な施策の推進に取り組んできております。

こうした中、我が国では、平成 19（2007）年に「障害者の権利に関する条約」（以下、「障害者権利条約」という。）に署名し、この条約の理念の下で、障害者基本法、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「障害者虐待防止法」という。）や、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。※障害者自立支援法からの改称）など、国内法の整備を進めており、とりわけ平成 23（2011）年には、障害者基本法が改正され、障害者が日常生活等において受ける制限は、心身の機能の障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相對することによって生ずるとするいわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえた障害者の定義の見直しとともに、「合理的配慮」の概念が新たに受け入れられたところであります。

また、前プランの計画期間中の平成 28（2016）年 4 月には、障害者基本法第 4 条に規定された「差別の禁止」の基本原則を具体化した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）」が施行されたところであります。

平成 30（2018）年 3 月には、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催決定や障害者権利条約の批准、障害者差別解消法の施行等、障害者施策の分野における動向も踏まえつつ、平成 30（2018）年度から平成 34（2022）年度までの 5 年間における障害者施策の基本方針を定める、国の「障害者基本計画（第 4 次）」を策定されたところであります。

本プランは、こうした国の障害者施策の動向等や、平成 30（2018）年度で終期を迎える前プランの成果や課題、さらに障害者を取り巻く環境の変化等を踏まえつつ、共生社会の実現に向け、本県の障害者施策を総合的かつ長期的な視点で推進していくための新しい計画を策定するものです。

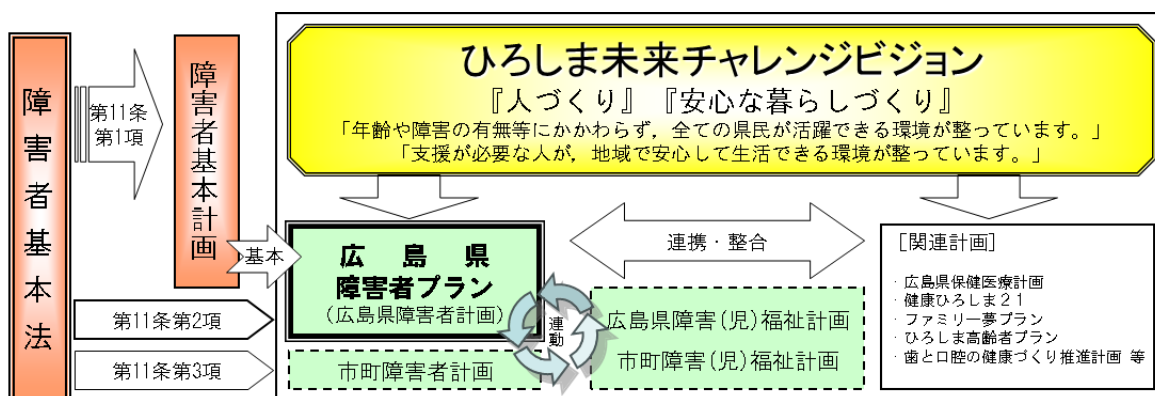
2 プランの性格

(1) プランの位置付け

このプランは、「ひろしま未来チャレンジビジョン」に掲げる「人づくり」、「安心な暮らしづくり」の実現に向けて、障害者基本法に基づく国の「障害者基本計画」を基本としつつ、同法第11条第2項の規定に基づく「都道府県障害者計画」として策定するものです。

なお、このプランは、障害者総合支援法第89条第1項及び児童福祉法第33条の22第1項に基づく「広島県障害福祉計画・広島県障害児福祉計画」のほか、「広島県保健医療計画」、「健康ひろしま21」、「ひろしまファミリー夢プラン」や「ひろしま高齢者プラン」等の関連する計画との連携・整合を図り、本県の障害者関連施策全体の調和を保って推進することとしています。

特に、「広島県障害福祉計画・広島県障害児福祉計画」については、障害福祉サービス及び障害児通所支援等の必要見込量やその提供体制の確保のための方策を定めるものであり、このプランの生活支援に関する実施計画として一体的に推進していきます。



(2) 障害者の定義

このプランにおける「障害者」は、障害者基本法の定義を踏まえ、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁（障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。）により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある方々」とします。

ただし、次章以降の具体的な事業の対象となる障害者の範囲については、個々の関係法令等の規定によりそれぞれ定められています。

3 計画期間

このプランの計画期間は、平成 31（2019）年度から平成 35（2023）年度までの 5 年間とします。

ただし、社会経済情勢や国の障害者保健福祉制度の改革、本県の障害者施策を取り巻く状況の変化等を踏まえ、必要があると認めたときは見直しを行います。

4 基本方針

(1) 基本理念と目指すべき姿

このプランでは、前プランの基本理念を継承し、共生社会の実現を目指します。

また、この基本理念につながる2つの「目指すべき姿」を設定し、施策の推進を図ります。

【基本理念】

すべての県民が障害の有無にかかわらず、広島に生まれ、育ち、住み、働いて良かったと心から思え、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会の実現

【目指すべき姿①】

障害の有無にかかわらず、誰もがお互いを大切にし、認め支え合い、生きがいを持って暮らせる「共生社会」の実現

【目指すべき姿②】

障害の有無にかかわらず、誰もが身近な地域で安心して生活ができる環境を整えることによる県民生活の質（QOL）の向上

2つの目指すべき姿は、基本理念の内容を具体化したもので、①障害者を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉え、障害者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合う「心のバリアフリー」を社会全体で推進することによる共生社会の実現、②ライフステージを通じた支援体制の整備や、障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁の除去を進めることによる県民生活の質の向上を目指して設定するものです。

(2) 総括目標

このプランでは、共生社会の実現や県民生活の質（QOL）の向上に関する取組の全体的な進捗状況を測るため、総括目標を設定します。

目指すべき姿	項目	考え方	現状値	目標値
共生社会の実現	障害のある人が困っているときに、手助けをしたことがある人の割合	周囲（県民）の行動を測定	H29 61.8% (内閣府調査)	H35 70.0% (県独自調査)
	障害者雇用義務を有する企業の雇用障害者実人数	障害者雇用の増加を測定	H29 8,594人	H35 10,200人
	医療型短期入所事業の定員数	地域の支援体制の状況を測定	H30.4 43人	H33 88人
県民生活の質（QOL）の向上	福祉施設の入所者の地域生活への移行者数	地域の支援体制や障害福祉サービスの確保による効果を測定	H26～29(4年間) 159人	H31～35(5年間) 300人
	全ての避難行動要支援者の個別計画作成	地域で安心して生活できる体制整備の状況を測定	H30 3市町	H35 23市町

(3) 基本原則

基本理念を実現させるため、障害者基本法第3条から第4条に規定される以下の基本原則にのっとり、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施します。

① 地域社会における共生等（障害者基本法第3条）

障害者施策は、全ての障害者が、障害者でない者と平等に、基本的人権を享受する個人として、その尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、以下の事項を旨として図られなければならないこと。

- 全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- 全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- 全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

② 差別の禁止（障害者基本法第4条）

- 障害者の活動を制限し、社会への参加を制約する、障害を理由とする差別その他の権利利益を侵害する行為が禁止されなければならないこと。
- 障害のある者が日常生活又は社会生活を営む上での制約となっている社会的障壁については、その除去を必要としている障害者が現に存在し、かつ、その実施に伴う負担が過重でない場合は、それを怠ることによって障害を理由とする差別その他の権利利益の侵害が生じないように、その除去の実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならないこと。

5 プランの推進体制

(1) 施策の推進

この計画は障害者施策に関する総合計画であり、福祉・保健・医療・教育・就労・生活環境等多くの分野にまたがっているため、計画の推進に当たっては、障害保健福祉担当部局だけでなく、全庁的な取組を行います。

県や市町等の行政機関だけではなく、障害者関係団体や自立支援協議会、関係機関等の連携や県民の協力を得て、基本理念の実現を目指します。

複数の都道府県が連携して実施する「あいサポート運動」や「ヘルプマーク」の取組のほか、生活圏の実情及び福祉資源等の地域性による障害福祉サービスの県域を越えた提供など、広域的な障害者支援施策の推進を図ります。

この計画に基づく広島県の事業は、本県の財政状況を踏まえ、各年度における予算の定めるところにより実施します。

(2) 役割分担

この計画の推進に当たっては、県や市町における相談支援体制をはじめとした公的なサービスの充実に加え、障害者関係団体及び関係機関、障害者を含めた県民一人一人がそれぞれの役割分担のもとに、互いに協働しながら共生社会づくりに参画していくことが期待されています。

■ 県の役割

障害者の自立及び社会参加の支援等のため、この計画にのっとり、各種施策を総合的かつ計画的に実施するとともに、市町、障害者関係団体、自立支援協議会、関係機関等と緊密な連携協力を図りながら、障害者が日常生活及び社会生活を営む上で必要な施策を推進します。

また、県は広域的な立場から、障害保健福祉圏域間の調整や市町が行うことが困難な広域的な事業を実施するとともに、市町等への助言や支援を行います。

■ 市町の役割

各市町は、障害者にとって最も身近な自治体として自ら策定した市町障害者計画及び市町障害福祉計画により、それぞれの市町の独自性、地域性を考慮しつつ障害者への合理的な配慮を行う等、計画の着実な推進を図ることが求められています。

また、地域における障害者等への支援体制の整備に関し、中核的な役割を担う自立支援協議会等を通じて、障害者が必要とする日常的な保健・医療・福祉サービスが、性別・年齢、障害特性及び生活の実態に応じて、総合的かつ一体的に提供される体制を確保していくことが求められます。

■ サービス提供事業者や支援者に求める役割

サービス提供事業者や支援者は、障害者の意向を尊重し、障害者の立場に立った公正で適切なサービス提供や責任を持った支援に努めることが求められます。

■ 企業に求める役割

企業は、働く意欲のある障害者の積極的な雇用を進めるために、企業全体で障害への理解を深めるとともに、合理的な配慮の提供等による働きやすい環境づくりを進めることにより、障害者の地域での自立と社会参加を支援する役割が期待されます。

■ 県民に求める役割

すべての県民が障害を正しく理解し、相互に人格と個性を尊重し合いながら、誰もが安全で安心

して暮らすことができる社会づくりの推進や、障害を理由とした差別の禁止や合理的な配慮等、共生社会の実現に向けた環境づくりにおいて、県民一人ひとりがそれぞれの立場で「障害者の社会参加を阻むあらゆるバリアの解消」に向けた自主的・積極的な活動を行うことが期待されます。

■ 障害者に求める役割

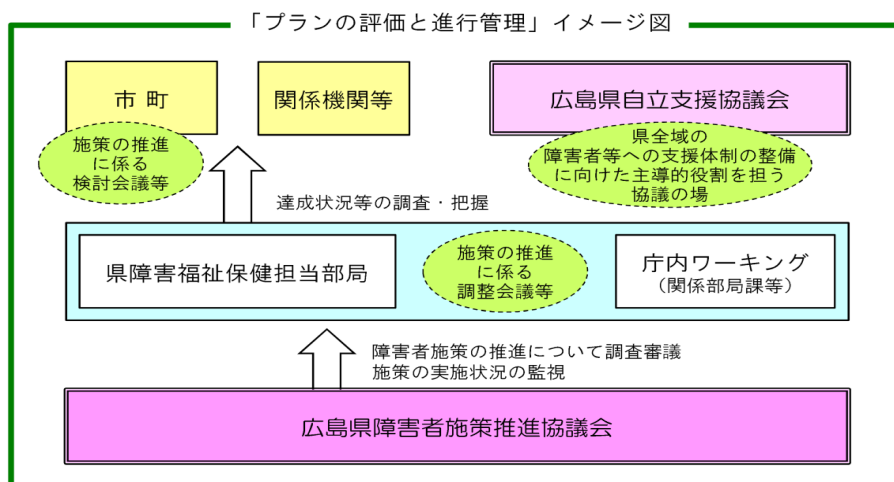
障害者は、自ら社会を構成する一員として積極的に社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動へ主体的に参加し、地域の人たちとの交流を深め、自立した生活を目指すことが期待されます。

(3) プランの評価と進行管理

この計画で定めた施策の取組状況や成果目標の達成状況については、市町や関係機関等の協力を得て、毎年調査・把握し、障害者基本法第 36 条の規定による「審議会その他の合議制の機関」として設置する広島県障害者施策推進協議会（障害当事者及びその家族の委員を含む）に報告して点検・評価を受けるとともに、必要があると認めるときは、達成状況に応じて目標の再設定や施策の見直しを行います。

また、プランを推進していくために、PDCAの観点から、施策の推進状況等について市町と協議する場を毎年設けていきます。

なお、計画期間中であっても、本県の障害者施策を取り巻く状況の変化や新たなニーズ等に対応し、最新の調査・分析等を踏まえた改善策を積極的に検討していきます。



▶▶▶ 広島県障害者施策推進協議会と広島県障害者自立支援協議会

広島県障害者施策推進協議会は、障害者基本法に基づき、都道府県障害者計画や都道府県障害福祉計画に関して、施策の総合的かつ計画的な推進に必要な事項を調査・審議する附属機関として設置されています。

広島県障害者自立支援協議会は、障害者総合支援法に基づき、その基本的な役割を都道府県全域の障害者等への支援体制の整備に向け、主導的役割を担う協議の場として設置されています。

[障害者基本法]

第 36 条 都道府県（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市を含む）に、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置く。

[障害者総合支援法]

第 89 条の 3 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される協議会を置くように努めなければならない。

6 障害保健福祉圏域の設定

障害福祉サービスのうち、市町域の枠ではなく、広域的に実施する必要がある各種施設・サービスを計画的に整備するため、障害者総合支援法に規定する「当該都道府県が定める区域」として、7つの「障害保健福祉圏域」を設定しています。

この圏域は、保健・医療・福祉の総合的な連携を図るため、「広島県保健医療計画」の二次保健医療圏域及び「ひろしま高齢者プラン」の老人保健福祉圏域と同じ区域としています。

図表 1-1 障害保健福祉圏域図



表 1-2 障害保健福祉圏域の状況

(単位：人)

障害保健福祉圏域	構成市町名	圏域人口	手帳所持者数等（平成30（2018）年3月31日現在）			
			身体障害者	知的障害者	精神障害者	難病患者
広島 (8市町)	広島市, 安芸高田市, 府中町, 海田町, 熊野町, 坂町, 安芸太田町, 北広島町	1,369,672 (48.1%)	49,921 (42.9%)	10,341 (43.3%)	16,671 (52.7%)	9,540 (46.3%)
広島西 (2市)	大竹市, 廿日市市	145,182 (5.1%)	5,952 (5.1%)	1,219 (5.1%)	1,281 (4.1%)	1,153 (5.6%)
呉 (2市)	呉市, 江田島市	252,047 (8.8%)	12,357 (10.6%)	2,501 (10.5%)	2,608 (8.2%)	1,955 (9.5%)
広島中央 (3市町)	竹原市, 東広島市, 大崎上島町	220,651 (7.7%)	8,338 (7.2%)	1,986 (8.3%)	2,086 (6.6%)	1,551 (7.5%)
尾三 (3市町)	三原市, 尾道市, 世羅町	251,486 (8.8%)	12,580 (10.8%)	2,317 (9.7%)	2,539 (8.0%)	2,058 (10.0%)
福山・府中 (3市町)	福山市, 府中市, 神石高原町	520,329 (18.3%)	21,490 (18.5%)	4,501 (18.9%)	5,587 (1.7%)	3,766 (18.3%)
備北 (2市)	三次市, 庄原市	89,479 (3.1%)	5,755 (4.9%)	998 (4.2%)	851 (2.7%)	600 (2.9%)
7圏域	23市町(14市, 9町)	2,848,846	116,393	23,863	31,623	20,623

圏域人口：総務省「住民基本台帳世帯数人口」（H30.1.1現在）

身体障害者：身体障害者手帳所持者数

知的障害者：療育手帳所持者数

精神障害者：精神障害者保健福祉手帳所持者数

難病患者：特定医療費（指定難病）受給者数

第 2 章

分野別施策の基本的方向

《 施策体系 》

このプランでは、5つの主要分野を柱として、基本理念につながる「目指すべき姿」の実現に向けた施策を推進します。

目指すべき姿	分野（大項目）	中項目	小項目	
障害の有無にかかわらず、誰もがお互いを大切に、「共生社会」の実現	Ⅰ 障害への理解と協働による共生	1 障害に対する理解の促進	(1) 子供世代からの理解促進	
			(2) 広報・啓発活動の展開	
			(3) 交流活動の推進	
		2 あいサポートプロジェクトの推進		
	3 各種団体との協働の促進	(1) 障害者団体との協働		
		(2) NPO、ボランティア等との協働		
	4 権利擁護の推進	(1) 障害者虐待の防止		
		(2) 権利擁護の推進		
		(3) 選挙等における配慮		
	障害の有無にかかわらず、誰もが身近な地域で安心して生活ができる環境を整える	Ⅱ 自立と社会参加の促進による共生	1 教育	(1) 就学相談支援体制の確立
				(2) 幼・小・中・高等学校等の支援体制の整備
				(3) 教職員等の専門性の向上
				(4) 特別支援学校の充実
				(5) 生涯を通じた多様な学習活動の充実
			2 雇用・就労の促進	(1) 企業等の理解促進
				(2) 就業機会の拡充と雇用促進
(3) 工賃向上のための取組				
3 情報の保障の強化		(1) 情報バリアフリー化の推進		
		(2) 意思疎通支援の充実		
4 スポーツ、文化芸術活動の推進		(1) 障害者スポーツの推進		
		(2) 文化・芸術・余暇活動の充実		
		(3) 地域リハビリテーションの推進		
障害の有無にかかわらず、誰もが身近な地域で安心して生活ができる環境を整える		Ⅲ 保健、医療の充実	1 保健・医療提供体制の充実	(1) 保健活動の推進
				(2) 疾病等の予防・治療体制の充実
				(3) 専門的な医療の提供
	(4) 地域リハビリテーションの推進			
	2 療育体制の充実			
	3 医療と福祉の連携		(1) 地域生活への移行支援	
			(2) 高齢期における地域包括ケアシステムの強化	
	4 医療的ケア児支援体制の整備		(1) 医療・福祉支援体制	
		(2) 成人期移行に向けた支援体制		
	障害の有無にかかわらず、誰もが身近な地域で安心して生活ができる環境を整える	Ⅳ 地域生活の支援体制の構築	1 福祉サービス等の提供	(1) 地域生活支援拠点等（システム）の整備
				(2) 訪問系のサービスの確保
				(3) 日中活動の場の充実
				(4) 地域生活を支えるサービス等
			2 住まいの場の確保	(1) 居住系のサービス基盤の整備
				(2) 住宅の確保
			3 相談支援体制の構築	(1) 身近な地域における相談
(2) 専門的・広域的な相談支援				
4 サービスの質の向上等		(1) 質の確保		
		(2) 人材の育成・確保		
Ⅴ 暮らしやすい社会づくり		1 バリアフリーの推進	(1) 福祉のまちづくりの推進	
			(2) 公共的施設等のバリアフリー化の推進	
			(3) 公共交通機関等のバリアフリー化の推進	
		2 防災対策の強化		
		3 防犯・交通安全等の推進	(1) 防犯対策の推進	
			(2) 交通安全対策の推進	
	(3) 手話のできる警察職員の育成			
	(4) 消費者被害の防止			
	4 研究・開発の推進と普及			
5 ユニバーサルデザインの推進				

《 重点的な取組 》

前プランの進捗や課題、情勢変化等に対応するため、次のとおり重点的な取組の推進を図ります。

大/中項目	現状 (□) 課題 (■)	取組の方向性 (●:新規, ◎:拡充等)
障害への理解と協働による共生	<input type="checkbox"/> 差別や偏見があると思う人 83.9% (H29 内閣府) <input type="checkbox"/> 障害のある人を手助けしたことがある人 61.8% (同) <input checked="" type="checkbox"/> 社会全体で差別を許さない風土づくり	「心のバリアフリー」に向けた子供世代からの理解の推進と出会い・つながりの促進 ●学校における交流及び共同学習等の推進 ○子供から高齢者まで全ての年齢層によるオール「あいサポーター」の構築
自立と社会参加の促進による共生	教育 <input type="checkbox"/> 特別な支援を必要とする児童生徒数増加 ・特別支援学校 H26 2,494 人⇒H30 2,755 人 ・特別支援学級 H26 4,672 人⇒H30 6,659 人 <input checked="" type="checkbox"/> 高等学校における通級指導の支援 <input checked="" type="checkbox"/> 教員の専門性向上や教育環境の整備	多様な教育的ニーズに応じた特別支援教育の充実 ○障害の状態等に応じた個別の指導計画等の作成促進 ◎特別支援学校のセンター的機能の充実 ○市町の中核的な役割を担う人材の養成 ●ICT機器を活用した指導事例の普及促進
	雇用・就労の促進 <input type="checkbox"/> 雇用障害者の実人数 H25 6,806 人⇒H29 8,594 人 <input checked="" type="checkbox"/> 福祉施設からの一般就労移行が進まず	多様な働き方の実現等による雇用機会の拡大 ◎障害者就業・生活支援センターの雇用, 保健福祉, 教育等関係機関との連携強化による一般就労や職場定着に向けた支援体制整備 ◎「農福連携」の推進 ●テレワークの導入による在宅就業等の普及促進
	情報保障の強化 <input type="checkbox"/> 広島県聴覚障害者センターの運営開始 <input type="checkbox"/> 意思疎通支援者の養成や派遣 <input checked="" type="checkbox"/> ICTの進展を踏まえた情報提供の強化	ICTの進展を踏まえた情報保障の充実 ○最新情報を反映した講習等の実施 ○意思疎通支援等の提供体制の充実
	スポーツ文化芸術活動の推進 <input type="checkbox"/> 2020年東京パラリンピックの開催決定による関心の高まりを背景に、(一社)広島県障害者スポーツ協会を設立 <input checked="" type="checkbox"/> 地域において気軽にスポーツ等に参加して楽しむ機会の確保や、アスリート育成に必要な指導者養成等の取組強化	2020年東京パラリンピックを契機とした障害者スポーツや文化芸術活動の推進 ●(一社)広島県障害者スポーツ協会が実施する裾野の拡大から競技力の向上までの一貫した取組の支援
保健, 医療の充実 <input type="checkbox"/> 在宅の医療的ケア児が増加 422人 (H28 厚生労働省推計) <input checked="" type="checkbox"/> 県立医療型障害児入所施設(わかば療育園等)の機能強化 <input checked="" type="checkbox"/> 医療的ケア児への支援体制整備	在宅の医療的ケア児への支援 ●県立医療型障害児入所施設の整備(わかば療育園の移転, 若草園, 若草療育園の改修)等による在宅支援機能の強化 ●医療機関等を活用した短期入所の定員確保 ●医療的ケア児に対する支援を総合調整するコーディネーターの養成	
地域生活の支援体制の構築 <input type="checkbox"/> 地域生活支援拠点等(システム)の計画的な整備 <input type="checkbox"/> 市町の相談支援事業のほか, 発達障害や難病等の専門的な相談支援体制を整備 <input checked="" type="checkbox"/> 地域生活支援拠点等(システム)の整備は地域合意が必要 <input checked="" type="checkbox"/> 地域移行の受け皿となるグループホームの地域差 <input checked="" type="checkbox"/> 質の高いケアマネジメントや, 地域を基盤としたソーシャルワークを実践できる相談支援専門員の養成	病院や福祉施設からの地域生活への移行推進 ●地域共生社会の実現に向けた支援体制づくりとして, 地域生活支援拠点等(システム)整備に向けたアドバイザーの派遣等による市町の支援 ●共生型サービスの参入促進による事業者の確保 ○補助金の優先採択によるグループホームの整備や重度化・高齢化に対応したサービスへの参入促進 ◎相談支援従事者に対する研修カリキュラムの充実及び計画的な指導者養成	
暮らしやすい社会づくり <input type="checkbox"/> 避難行動要支援者の避難支援等 ・個別の支援計画(H30.6現在) 全部作成3市町, 一部作成18市町 ・福祉避難所の指定状況(H30.10現在) 22市町374施設 <input type="checkbox"/> 4割の自主防災組織が活発化していない <input checked="" type="checkbox"/> 避難行動要支援者名簿の提供に本人同意が得られない <input checked="" type="checkbox"/> 自主防災組織の活動が活発でない地域では, 災害発生時の支援が困難	防災対策の強化 ◎市町における避難行動要支援者の個別計画の策定・見直し支援 ●地域コミュニティと市町との協働による避難支援者確保事例の情報共有支援 ●要配慮者がいる家族も含め, 県民の避難行動を調査・分析し, より効果の高い被害防止策を構築 ○地域における防災意識の向上や実践的な活動を行えるよう, 自主防災組織の活動を活性化	

I 障害への理解と協働による共生

1 障害に対する理解の促進

《めざす姿》

- 様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合う「心のバリアフリー」が実現しています。

(1) 子供世代からの理解促進

【現状】

- 小・中学校，義務教育学校，中等教育学校の前期課程（以下，「小・中学校等」という。）においては，各教科の授業や学校行事等において，障害のある人や盲導犬等を取り上げた教材を使って学習したり，障害に関する話を聞いたりすることを通して，教科等の目標を達成するとともに，障害に対する理解を深めています。
- 高等学校，中等教育学校の後期課程（以下，「高等学校等」という。）においても，各教科の授業や学校行事等において，地域の社会福祉協議会等と連携して，障害に対する理解を深めていく取組を進めています。
- 小・中学校等の多くに特別支援学級が設置されており，障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が日常的に交流及び共同学習等を実施しています。
- 小・中学校等及び高等学校と特別支援学校は，計画的に交流及び共同学習を実施しています。

【表 2-1-1 障害のある児童生徒との交流及び共同学習等実施状況(平成 28 年度)】

区 分	小学校	中学校	高等学校
特別支援学級と通常の学級の交流及び共同学習	87.3%	88.4%	—
特別支援学校との交流及び共同学習（学校間交流）	8.4%	2.9%	5.9%
特別支援学校との交流及び共同学習（居住地校交流）	10.2%	4.6%	0.0%
障害のある人との交流活動	22.0%	16.8%	17.6%

※ 広島市立を除く県内公立学校，高等学校については，全日制と定時制を別として集計
「学校間交流」は，小・中学校等及び高等学校等と特別支援学校が学校間で連携して行う交流及び共同学習。
「居住地校交流」は，小・中学校等及び高等学校等において，当該学校が所在する地域に居住する特別支援学校の児童生徒を受け入れて行う交流及び共同学習。

【課題】

- 平成 29（2017）年 8 月に実施された内閣府の「障害者に関する世論調査」によると，障害のある人に対して，障害を理由とする差別や偏見が「あると思う」人の割合が 83.9%となっており，障害者差別の解消に向けて，子供世代からの障害に対する理解促進に取り組み，社会全体で差別を許さない風土づくりを進めていく必要があります。
- 教科等の学習や学校行事において，障害に対する理解を深める場合には，障害に対する正しい理解がなされるよう，発達段階に応じた指導の工夫が必要です。
- 交流及び共同学習の実施に当たっては，学習指導要領に基づき実施することが重要であり，共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むとともに，障害のある児童生徒には，将来，必要な合理的配慮を自ら求めることにつながるよう，組織的・計画的に取り組むことが必要です。

【取組の方向性】

- 学校や市町教育委員会に対する研修を実施し、指導内容や指導方法の工夫について助言等を行います。
- 学校における先進的な取組を、県教育委員会のホームページ等に掲載することや、各種研修等で交流及び共同学習等の推進について周知を図ります。
- 地域社会の中で障害のある人と助け合うことを学ぶ機会を創出するため、小・中学校等の児童生徒が地域の障害者支援施設等を訪問し、施設利用者との交流や介護体験等を行う取組、障害のあるアスリートや芸術家との交流会の学校での開催、また、このような取組が行える団体・施設の連絡先共有できるように、障害福祉部局が教育委員会と連携して、学校への情報提供や学校と関係団体・施設をつなぐ方策を推進します。
- これらの取組を通じ、家庭や保護者を含めた地域社会全体の意識向上を図ります。

(2) 広報・啓発活動の展開

【現状】

- 「障害者週間」は、毎年12月3日から12月9日までとされ、この期間を中心に、国・地方公共団体・関係団体等においては、様々な意識啓発につながる取組を展開しています。
広島県では、庁内及び市町へのポスターの配付による啓発を行うとともに、人権週間のイベント開催等を通じて啓発を行っています。
- 障害者を取り巻く情勢を踏まえ、平成28(2016)年3月に改定した「広島県人権啓発推進プラン」に基づき、住民に身近な行政サービスを担う市町と連携し、人権啓発の取組を着実に推進することとしています。
- 障害者差別解消法の施行に伴い、県職員対応要領の制定、専門相談員を配置した相談窓口の設置、障害者差別解消支援地域協議会の設置等を行うとともに、県に寄せられた相談については、相談者と相手方との間に立って調整を行う等事案の解決に向けた取組を進め、地域協議会で情報共有化や事案の解決方法等について協議、また、事業者等への普及啓発活動を行う等、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供に取り組んでいます。

【表 2-1-2 広島県内における相談件数】

区 分	(単位:件)	
	平成28年度	平成29年度
不当な差別的取扱い	43	19
合理的配慮の不提供	100	59

【課題】

- 県民の障害理解の促進とともに、障害者が生活する上で関わる様々な機関（行政機関・公共交通機関・司法機関等）においても障害に対する理解と支援の受けられる体制づくりが必要です。
- 総合的かつ効果的な人権啓発を推進していく必要があります。
- 障害者や障害者団体については、障害者差別解消法について周知が進みつつありますが、平成29(2017)年度県政世論調査によると、調査対象者のうち、16.7%が「障害者差別解消法を知らない」という調査結果となっており、更なる普及啓発活動に取り組む必要があります。

【取組の方向性】

- 「障害者週間」を中心に、「心の輪を広げる体験作文」や「障害者週間のポスター」募集などを通じて、障害に対する理解の促進を図ります。
- テレビ・新聞等のマスメディアの活用やヒューマンフェスタ等の県民参加型の啓発活動を通じて、

障害者に対する理解を促進していきます。

また、「人権週間」や「障害者福祉強調月間」，「世界自閉症啓発デー」など様々な機会をとらえ、障害者や関係団体，市町と連携を図りながら，イベント等を活用した啓発活動を推進します。

- 障害者に対する差別・偏見の解消や，各障害の特性についての理解を深めるため，正しい知識の普及・啓発を更に進めます。

特に，より一層の県民の理解が必要な知的障害，精神障害，発達障害，難病，盲ろう者等について，その障害特性や必要な配慮等に関する理解の促進を図ります。

- 県では，障害者差別解消支援地域協議会によるネットワークを構築し，複数の機関等によって紛争の防止や解決を図る事案，紛争の解決や合理的配慮の提供などに結びついた事例，相談を踏まえて実施した調整の内容やノウハウ等の共有を通じて，地域全体としての相談・紛争解決機能の向上に努めます。

(3) 交流活動の推進

【現状】

- 福祉情報の発信や障害者等との交流，就労移行支援の場となる福祉公共スペース「ふれ愛プラザ」の紙屋町地下街への設置・運営を支援し，「ノーマライゼーション」の推進と障害者福祉に対する県民の理解促進のための普及啓発活動を実施しています。
- 障害のある人たちが利用する施設・作業所で製造している，スナックやスイーツといった菓子類の品評会「ひろしまS-1サミット」を通じて，障害のある人と触れ合いながら，障害者の活動や障害に対する理解を促進しています。

ひろしまS-1サミット

平成 23 (2011) 年度から開催している障害者就労支援事業所で製造している菓子類の品評会です。

平成 26 (2014) 年度からは，専門審査員による一次選考後，広島東洋カープファン感謝デーに協賛して本選を実施し，一般審査員の投票を加えた上で，広島県知事賞（最優秀賞）等を決定しており，障害者の活動等についての県民の理解促進を図っています。

一次選考会では，事業所の製品力や利用者の生産意欲の向上につながるよう，パティシエ等から専門的なアドバイスが行われます。

(写真)

※H30.11.23開催

【課題】

- 障害に対する正しい理解と認識を深めるためには，県民が障害者と交流し，触れ合う機会をできるだけ多く確保する必要があります。
- 平成 13 (2001) 年に設置した「ふれ愛プラザ」は，近年，来客数が伸び悩んでおり，活気ある交流の場づくりが課題となっています。
- 「ひろしまS-1サミット」などのイベントを通じて，県民が障害に対する正しい理解と認識を深める効果的なイベントとなるよう，実施形態や実施内容等について見直す必要があります。

【取組の方向性】

- 「ふれ愛プラザ」におけるホームページやSNS等を活用した商品と活動に関する情報や福祉情報の提供、夏休み工作教室等の店舗内でのイベント開催、他団体のイベントへの出展、職場体験者や就業実習者の受入等の取組を支援し、障害者や障害者の活動を知る機会とするとともに、障害者と来客者が交流する場の創出を図ります。
- 「ひろしまS-1サミット」、障害者スポーツの体験会、「あいサポートアート展」、障害者が参加・出演するコンサートや演劇、発達障害啓発イベントなど、集客力がある魅力的なイベントとなるよう創意工夫を行い、県民と障害者の出会いやつながりを通じ、障害者の日頃の活動や障害についての理解を促進します。

2 あいサポートプロジェクトの推進

《めざす姿》

- 誰もが暮らしやすい共生社会をつくるための「あいサポーター」の輪が、全ての年齢層で広がっています。

【現状】

- 平成 29（2017）年 8 月に実施された内閣府の「障害者に関する世論調査」によると、障害のある人が困っているときに、手助けをしたことが「ある」と答えた人の割合が 61.8%，手助けをしたことが「ない」と答えた人の割合が 38.2%となっています。手助けをしたことが「ない」と答えた人の理由（複数回答）については、「困っている障害者を見かける機会がなかったから」の 79.5%に続いて、「どのように接したらよいかわからなかったから」が 12.0%，「自分が何をすればよいか分からなかったから」が 8.9%などとなっています。
- 県では、平成 23（2011）年 10 月から県民をはじめ、企業・団体等が、「様々な障害特性」、「障害のある人が困っていること」、「配慮の仕方やちょっとした手助けの方法」などについて理解を深め、障害のある方が困っている場面を見かけたら、手助けや配慮を実践する「あいサポート運動」を、県民運動として実施しています。
- 「障害を理由とした差別的取扱いの禁止」、「合理的配慮の提供」が規定されている障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の理解促進のために、出前講座を実施しています。
- 配慮や援助を必要としていることが外見からは分からない障害者等が、周囲に配慮を必要とすることを知らせる「ヘルプマーク」、緊急連絡先や必要とする支援内容等を記載する「ヘルプカード」を、平成 29（2017）年度から導入し、普及促進を図っています。
- 障害者が文化芸術活動への参加を通じて、自身の生活を豊かにするとともに、県民の障害への理解と認識を深め、障害者の自立と社会参加の促進に寄与することを目的として、平成 24（2012）年度から障害者が創作した芸術作品を展示する「あいサポートアート展」を開催するとともに、平成 29（2017）年度から、音楽、ダンス等の舞台芸術を発表する「あいサポートふれあいコンサート」を開催しています。

【課題】

- 「共生社会」の実現を図るためには、障害や障害者に関する県民の理解を促進し、併せて、障害者への配慮等について県民の協力を得て、幅広い人々の参加による活動を強力に推進することにより、社会的障壁を除去することが重要となっています。
- 「理解」することから「行動」へつなげるために、理解度の段階に応じた研修を実施していく必要があります。
- 障害者をひとまとめに考えるのではなく、多種多様で、同じ障害であっても一律ではなく、また、内部障害や難病など外見からは分かりにくい障害も多く、こうした障害への理解も進めていく必要があります。
- 「あいサポートアート展」や「あいサポートふれあいコンサート」等の障害者の文化芸術活動を、広く県民に知っていただく必要があります。

【取組の方向性】

- 企業・団体、地域、学校等への出前講座やあいサポート運動用テキスト「障害を知り、共に生きる」を利用し関係団体と連携した研修の実施など「あいサポート運動」の理解促進を図るとともに、「あ

いサポート研修」の講師や地域活動支援を行う「あいサポートリーダー」，「就労支援リーダー」の養成や活動支援などにより，誰もが障害者等に自然に手助けすることのできる「心のバリアフリー」を推進します。

- 「あいサポート運動」を当事者団体等の協力を得ながら推進し，将来を担う子供や若者から高齢者まで全ての年齢層の「あいサポーター」が増えることによって，障害の特性や必要な配慮への理解を深め，障害のある人に対して理解のある行動につながるよう県民オール「あいサポーター」の構築に向けて取り組みます。
- 障害への理解を促進するためには，家族ぐるみのアプローチが有効であることから，地域や家族への活動の推進役である「あいサポートリーダー」等が，地域の学校における親子活動の場等を活用し，研修の実施等に取り組みます。
- 「あいサポート運動」の取組として，外見からは分からないが配慮や援助を必要とする方のための「ヘルプマーク」や，障害者に関するマークをより広く周知し，配慮や支援を必要としている障害者と支援をする者を結び付けるなど，障害者がより早期かつ効果的に支援が得られやすくなるよう，普及啓発を行います。
- 「あいサポートアート展」の県内複数箇所での開催，市町巡回展示や，「あいサポートふれあいコンサート」の開催等を通して，県民の障害への理解と認識を深めていきます。

あいサポート運動



～「あいサポート」とは～

「愛情」の「愛」，私の「I」に共通する「あい」と，支える，応援する意味の「サポート」を組み合わせ，障害のある方を優しく支え，自分の意志で行動することを意味しています。

■「あいサポート運動」

様々な障害の特性や障害のある方が困っていること，そしてそれぞれに必要な配慮の仕方を理解し，日常生活で障害のある方が困っている場面を見かけたら，手助けや配慮を実践していく「あいサポーター」の活動を通じて，誰もが暮らしやすい共生社会を県民のみなさんと一緒につくっていく運動です。平成 21 (2009) 年 11 月から鳥取県が，独自の運動として始め，広島県は，平成 23 (2011) 年 10 月から推進しています。

■「あいサポートリーダー」

地域において，「あいサポート運動」が広がることを目的として，地域住民を主に対象とした「あいサポート研修」の講師役や，自ら率先して地域において障害者を支える支援活動（ボランティア等）の推進役です。

■「就労支援リーダー」

自己の企業・団体において，「あいサポート研修」の実施及び障害や障害者への理解の普及の促進や，職場の障害者の相談支援や障害者の職場定着の促進の推進役です。

■「あいサポート運動用テキスト」

障害の特性や必要な配慮などをまとめたパンフレットです。このパンフレットを読んで，日常生活で，障害のある方が，困っているときなどに『ちょっとした手助け』を実践していただく方が，あいサポーターです。



■「ヘルプマーク」

義足や人工関節を使用している方，内部障害や難病の方など，配慮や援助を必要としていることが外見からは分からない方が，周囲に配慮を必要としていることを知らせることにより，援助が得やすくなるマーク。広島県では，平成 29 年 9 月 8 日（金）からヘルプマークを無償配布しています。

3 各種団体との協働の促進

《めざす姿》

- 地域を支える様々な主体による協働社会が構築されています。
- 大規模災害時においても迅速に支援活動が行えるよう、災害ボランティアネットワークが整備されています。

(1) 障害者団体との協働

【現状】

- 障害者団体等が実施している自主的社会活動に対して、経費の一部を助成しています。
また、本県で全国大会などが開催される場合には、大会実施経費を支援することを通じて、障害者の社会参加等を促進しています。

【課題】

- 障害者の自立した地域生活や社会参加等の促進のため、障害者団体等の自主的社会活動を支援していく必要があります。

【取組の方向性】

- 障害者の社会参加を促進するため、障害者団体等と協力しながら各種事業を実施するとともに、障害者団体等の行う自主的社会活動への必要な支援を行います。
- 障害者の意見を本県の障害者施策に反映させるため、障害当事者やその家族、障害者関係団体、学識経験者等の委員で構成する広島県障害者施策推進協議会を開催するほか、その他の関係協議会委員などへ当事者の委嘱や、障害者に係る計画、施策などの意思決定機会への参画を推進します。

(2) NPO、ボランティア等との協働

【現状】

- 広島県社会福祉協議会と市町社会福祉協議会は、ボランティアセンター機能を強化し、ボランティア活動者の交流、大学との連携を通じ、新たな担い手の確保を図っています。
- 災害時に迅速な支援活動が行えるよう、県域及び市町域で組織する被災者生活サポートボラネット推進会議において、平常時と災害時における支援体制づくりを行っています。

【課題】

- 超高齢者社会の到来や社会的孤立の深刻化などに伴う地域福祉ニーズの多様化に対応するため、ボランティアコーディネーターの育成や多様な担い手の確保などを通じ、ボランティアセンターの体制強化を図る必要があります。
- 今後は、平成 30 年 7 月豪雨災害などの対応を活かし、大規模広域災害により迅速に機能する支援体制を整備する必要があります。

【取組の方向性】

- ボランティアセンターのネットワーク化を図るため、ボランティアコーディネーターの育成研修の開催や、大学、地縁組織、NPO、地元企業、社会福祉法人など多様な主体との連携による新たな担い手の確保を行っていきます。
- 大規模広域災害に対応するため、広島県被災者生活サポートボラネット推進会議を通じ、人材、物資、情報等の支援を強化することにより、災害ボランティアネットワークの強化を図ります。

4 権利擁護の推進

《めざす姿》

- 障害者虐待の防止、養護者への支援を実施し、障害者の権利擁護を進めます。
- 全ての障害者がそれぞれの特性に応じた合理的配慮のもと、選挙権が行使されています。

(1) 障害者虐待の防止

【現状】

- 障害者に対する虐待の禁止、障害者虐待の防止等に係る公共機関の責務、障害者虐待の早期発見の努力義務等について規定された障害者虐待防止法が、平成 24（2012）年 10 月に施行されました。
障害者虐待防止法に基づき、障害者等からの相談受付、市町に対する情報提供、助言などを目的とした「広島県障害者権利擁護センター」を、広島県社会福祉協議会へ委託し、平成 24（2012）年 10 月 1 日から業務を開始しています。
- 平成 24（2012）年度に障害者虐待防止ネットワーク推進会議を設置し、関係機関及び関係民間団体との連携協力体制を整備しています。
- 指定障害福祉サービス事業所等の従事者、管理者、市町担当職員及び相談支援事業所職員を対象に研修を実施しています。
- 養護者による障害者虐待の通報・届出受理件数は、平成 25（2013）年度の 148 件から平成 29（2017）年度の 94 件へと緩やかな減少傾向にあり、虐待件数も平成 25（2013）年度の 39 件から平成 29（2017）年度の 23 件とやや減少傾向にあります。
- 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の通報・届出受理件数は、平成 26（2014）年度に大きく減少したものの、平成 27（2015）年度は 51 件に増加し、平成 29（2017）年度は 34 件と再び減少しています。虐待件数は、平成 25（2013）年度は 10 件でしたが、平成 28（2016）年度は 13 件と増加し、平成 29（2017）年度は 8 件と再び減少しています。
- 使用者による障害者虐待の通報・届出受理件数及び虐待件数は、平成 25（2013）年度以降、いずれも増加傾向にありましたが、平成 28（2016）年度は減少し、平成 29（2017）年度は、就労継続支援 A 型事業所の経営破たんによる賃金未払い及び解雇予告義務違反（経済的虐待）の影響により、大幅に増加しています。

【表 2-1-3 障害者虐待の通報・届出受理件数及び虐待件数】

区分		年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
養護者による虐待	通報・届出受理件数		148	120	104	96	94
	虐待件数		39	26	30	21	23
障害者福祉施設従事者等による虐待	通報・届出受理件数		57	37	51	47	34
	虐待件数		10	9	7	13	8
使用者による虐待	通報・届出受理件数		24	26	33	19	150
	虐待件数		8	14	17	6	115

【課題】

- 障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに擁護者に対する支援体制を維持するため、定期的に虐待防止ネットワーク推進会議を開催し、障害者等への適切な支援やネットワークの構築等について、意見交換を行う必要があります。
- 障害者虐待の防止や通報義務等について、障害者、養護者及び事業者等へ広報・啓発活動を行い、周知を図る必要があります。

- 障害者虐待防止法では、市町に障害者虐待に関する通報窓口、届出・相談等を行う「市町村障害者虐待防止センター」機能を果たすことが求められているため、市町職員等の専門的知識の充実を図り、虐待事案の未然防止及び早期発見に努める必要があります。
- 障害者関係団体等の人材育成等を促進し指導的役割を担う人材の資質向上を図る必要があります。
- 使用者が、就労継続支援A型事業を廃止する場合は、利用者への賃金の支払いや解雇予告を行うことなどを確実に行うよう徹底する必要があります。

【取組の方向性】

- 広島県障害者権利擁護センターにおけるパンフレットの作成・配布、ホームページ等による情報発信等により、障害者虐待の防止や通報義務等、障害者、養護者及び事業者等への普及・啓発活動に努めます。
- 定期的に虐待防止ネットワーク推進会議を開催し、障害者等に対する虐待の未然防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発防止等に取り組むとともに、これらの体制や取組について、定期的に検証を行い、必要に応じて見直し等を行います。
- 障害者虐待の未然防止、早期発見の取組や虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応のための体制づくり（責任者の配置、従業員への研修等）、その後の適切な支援について、事業者等への指導を行います。
- 相談支援事業者（相談支援専門員等）に、訪問による相談支援の機会等を通じた虐待の早期発見及び市町との連携の重要性について周知を図ります。
- 虐待事案の未然防止及び早期発見のため、市町職員及び障害福祉サービス事業者等を対象とした虐待防止・権利擁護研修を毎年開催し、設置・管理者の受講を徹底するとともに、各事業所等における虐待防止委員会の設置を促進します。
- 障害者虐待の未然防止や権利擁護に関する研修等の指導者を養成するため、障害者関係団体等が推薦する者を国が実施する研修等へ参加させます。
- 使用者が、就労継続支援A型事業を廃止する場合は、賃金の支払いや解雇予告を行うことなどを徹底するように、集団指導や研修会などの場を活用して事業者等に周知、徹底を行うとともに、労働局とも連携して対応します。

(2) 権利擁護の推進

【現状】

- 県社会福祉協議会及び市町社会福祉協議会が、判断能力の不十分な人（認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等で福祉サービスを利用するための情報の入手、理解、判断等を本人のみでは適正に行うことが困難な人）などに、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などの福祉サービス利用援助事業（かけはし）を実施し、できる限り家庭や地域で自立した生活が送れるよう支援しています。

【表 2-1-4 福祉サービス利用援助事業 実利用者数(平成 30(2018)年3月末現在)】

(単位:人)

区 分	認知症高齢者	知的障害者	精神障害者	その他	計
利用者数	617	318	436	93	1,464

- 平成 30 (2018) 年 3 月末現在、17 の市町社会福祉協議会において成年後見事業（法人後見）を実施しています。
- 市民後見人を確保するため、広島市、福山市及び三次市において、市民後見人を育成する研修等を実施しています。

- 市町は、国が平成 29（2017）年 3 月に策定した成年後見制度利用促進基本計画（以下「基本計画」という。）に基づき、市町における成年後見制度の利用の促進に関する施策について、基本的な計画を定めることになっています。

【課題】

- 福祉サービス利用援助事業（かけはし）の利用世帯には、生活困窮など複雑な諸問題を抱えるケースが増えていることから、これらの問題に対応できるよう、利用者の支援を行う生活支援員や専門員のスキルアップに加え、関係機関との連携強化が必要です。
- 全ての市町社会福祉協議会で成年後見事業（法人後見）が実施できるよう、県社会福祉協議会等による働きかけや支援が必要です。
- 今後、親族等による成年後見人等の受任が困難な単独世帯の高齢者の増加が見込まれることから、成年後見人等の担い手として市民後見人の確保が必要です。
- 市町は、基本計画に基づき、権利擁護支援の地域連携ネットワーク・中核機関の設立及び円滑な運営など、成年後見制度利用の促進に関する施策を推進することが求められています。

【取組の方向性】

- 福祉サービス利用援助事業（かけはし）を担う生活支援員と専門員が生活困窮などの複雑な諸問題に対応できるよう、県社会福祉協議会等が実施する研修や関係機関との連携体制の構築に向けた取組を支援し、事業の適切な運営を図ります。
- 成年後見事業（法人後見）を未実施の市町社会福祉協議会に対して、県社会福祉協議会が実施する取組を支援します。
- 引き続き、市民後見人の育成を行う市町を支援するとともに、未実施の市町に対して実施に向けた働きかけを行います。
- 市町が行う保健・医療・福祉に司法を含めた連携の仕組み（権利擁護支援の地域連携ネットワーク）の構築や基本計画の策定を支援するとともに、福祉サービス利用援助事業（かけはし）から成年後見制度に至るまでの切れ目ない支援をしていきます。

(3) 選挙等における配慮

【現状】

- 身体に重度の障害がある人は、入所する施設や郵便などによる不在者投票ができます。
また、投票所では点字による投票や、自ら投票用紙に記入することができない人のための補助者による代理投票ができます。
- 県選挙管理委員会が執行する選挙においては、障害者に点字、音声及び拡大文字により、当該選挙・候補者情報を提供する選挙のお知らせを作成・配布しています。
- 市区町選挙管理委員会には、投票所環境の整備の働きかけを行っており、建物の 2 階以上に投票所が設けられる場合でも、適切な措置が講じられています。
また、障害により介添を要する者が投票する場合、投票事務従事者が介添えするとともに、対応できる設備（車椅子等）について配慮がなされています。

【表2-1-5 入口と同一フロアにない投票所等における措置状況(第48回衆議院議員総選挙:平成29(2017)年10月22日執行)】

区 分	入口と投票所が 同一フロアにないもの	うち昇降機等 の措置あり	措置なし
期日前投票所	19	19	0
投票所	21	21	0

【課題】

- 障害者支援施設については、身体障害者支援施設のみが不在者投票のできる施設に指定できるとされていますが、知的・精神障害者支援施設については、不在者投票のできる施設に指定できません。
また、現実的に投票所へ行くことが困難な状況にある重度の視覚障害者などは、現行制度では郵便による不在者投票ができる対象要件とされていません。
- 知事選挙などでの政見放送は、字幕の付与が認められておらず、聴覚障害者が候補者の政見を知る機会が限られています。また、投票用紙記載場所での掲示物には法的制約があり、読字障害者などが候補者の氏名を記載するに際して、困難を感じる場合があります。

【取組の方向性】

- 全国の都道府県選挙管理委員会で組織する都道府県選挙管理委員会連合会を通じて、不在者投票のできる施設の対象施設の拡大や重度の視覚障害者などを郵便による不在者投票の対象とするよう、障害の状況に配慮した投票制度の整備や全ての政見放送への字幕の付与を要望していきます。

II 自立と社会参加の促進による共生

1 教育

《めざす姿》

- 障害のある幼児児童生徒が自立し、社会参加を図るため一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導と必要な支援が提供されています。
- 障害の有無にかかわらず、県民一人一人が相互に人格と個性を尊重して支えあう共生社会をめざした、特別支援教育が行われています。
- 障害者が、学校卒業後も含めたその生涯を通じて、教育やスポーツ、文化等の様々な機会に親しむための学習機会が提供されています。

(1) 就学相談支援体制の確立

【現状】

- 市町の教育支援委員会の機能化及び適正な就学相談支援のため、市町教育委員会の専門性の向上を図る研修等を行っています。
- 保護者等に対する支援として、県の特別支援教育の状況や教育相談についての幅広い情報を紹介する教育支援ガイドブックを、県教育委員会ホームページ（ホットライン教育ひろしま）に掲載しています。
- 障害のある幼児児童生徒の就学相談支援を適正に行い、特別支援教育の円滑な実施を図るため、県に特別支援教育指導委員会を設置しています。
- 障害者差別解消法、広島県福祉のまちづくり条例及び文部科学省の学校施設バリアフリー化推進指針を踏まえた、県立学校のバリアフリー化を進めています。
- 障害のある幼児児童生徒の就学（園）機会の拡大を図るために、障害のある幼児児童生徒を積極的に受け入れている私立幼小中高等学校に対して助成しています。

【課題】

- 障害のある幼児児童生徒の増加、教育的ニーズの多様化を踏まえ、保護者に対する適切な情報提供を行うとともに就学先決定を適正に行うため、市町教育委員会の専門性を更に高めていく必要があります。
- 市町において医療・福祉と連携した早期からの就学相談支援の充実を図るとともに、乳幼児期から学校卒業までの一貫した指導・支援ができるような仕組みを構築する必要があります。
- 障害のある子供がその年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるよう、市町教育委員会の適正な就学相談支援を支援していく必要があります。
- 私立幼小中高等学校において、障害者の個々の特性を踏まえた十分な教育が受けられるように、合理的配慮及び必要な支援が提供される状況を、一層推進する必要があります。

【取組の方向性】

- 市町教育委員会を対象とした研修を実施し、各市町の就学相談支援体制の強化を図ります。
- 教育支援ガイドブックについての周知を行い、その活用を促します。
- 市町教育委員会からの要請に応じ、実態把握や、合理的配慮及び教育的ニーズについての助言等を

行い、市町教育委員会の就学相談支援体制を支援します。

- 県立学校へのエレベーターの整備など必要な整備を進めていきます。
- 障害のある幼児児童生徒の就学（園）機会の拡大を図るために、障害のある幼児児童生徒を積極的に受け入れている私立幼小中高等学校に対して助成していきます。

(2) 幼・小・中・高等学校等の支援体制の整備

【現状】

- 特別な支援を必要とする幼児児童生徒が年々増加しています。

【表 2-2-1 特別支援学級の在籍者数等の推移(各年度5月1日現在)】

(単位:人)

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
特別支援学級在籍者数	4,672	5,096	5,579	6,104	6,659
通級による指導を受けている児童生徒数	1,414	1,501	1,696	1,842	2,125

※ 広島市を含む公立小・中学校等

- 幼児児童生徒一人一人の障害の状態等に応じた支援を行うための基本的な校内支援体制は整ってきましたが、個別の教育支援計画及び個別の指導計画（以下、「個別の指導計画等」という。）が特別な支援が必要な幼児児童生徒全員には作成されておらず、活用状況も十分とはいえない状況にあります。
- 教員の専門性や施設・設備を生かした地域の特別支援教育に関するセンター的機能を果たすよう特別支援学校の体制を整備しています。

【課題】

- 個別の指導計画等の作成率を向上させる必要があります。
- 個別の指導計画等を活用した保育所・幼稚園，小・中学校等，高等学校等の校種間の円滑な接続ができるような仕組みを構築する必要があります。
- 高等学校等における「通級による指導」が平成 30（2018）年度から実施されるようになったこともあり，高等学校等からも支援要請が増加しています。
- 障害のある幼児児童生徒の保護者からの教育相談や保育所・幼稚園，小・中学校等からの支援要請が増加，多様化しており，指導・支援についての情報発信を含め，特別支援学校のセンター的機能を更に充実させる必要があります。

【取組の方向性】

- 市町の担当者や高等学校等の特別支援教育コーディネーターを対象とした研修会を充実するとともに，個別の指導計画等の作成促進を図ります。
- 個別の指導計画等を活用した校種間での円滑な接続のガイドラインを示すとともに，モデル的な取組を広く県内に普及します。
- 特別支援学校の専任の教育相談主任を増員して，センター的機能の更なる充実を図るとともに，教育センターや広島大学と連携し，教育相談主任や特別支援教育コーディネーターへの専門研修を充実します。

(3) 教職員等の専門性の向上

【現状】

- 毎年，免許法認定講習を開催し，特別支援学校教諭免許状（以下「免許状」という。）の取得を推進しています。

- 小・中学校等の通常の学級における発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する平成 24（2012）年の国の調査において、学習面又は行動面で困難を示す児童生徒の割合は 6.5%程度となっています。
- 小・中学校等の自閉症・情緒障害特別支援学級をはじめ、特別支援学級や通級による指導の対象となる児童生徒が増加しています。

【課題】

- 特別支援学校において新規採用の教諭が増加していますが、そのうち、免許状を保有している者が少ないため、採用後に必ず取得するよう指導していく必要があります。
- 小・中学校等、高等学校等の教員一人一人が、発達障害等、学習面や行動面で、何らかの困難を示す幼児児童生徒に対する支援を進めていく必要があります。
- 増加する特別支援学級及び通級による指導を担当する教員の特別支援教育に関する専門性を高めていく必要があります。

【取組の方向性】

- 免許法認定講習を継続して実施するなどにより、より多くの教員が早期に免許状を取得できるための取組を進めます。
- 小・中学校等の教員の特別支援教育に関する専門性向上を図るとともに、特別支援学級及び通級による指導を担当する教員への研修を実施することにより、市町の特別支援教育の中核的な役割を担う人材の養成を図ります。

(4) 特別支援学校の充実

【現状】

- 特別支援学校に配置するジョブサポートティーチャー（就職支援教員）を増員し、就職指導の充実を図っています。また、技能検定を開催することで、生徒の就職意欲を高めるとともに、働く態度の育成や技能の修得を図っています。
- 日常的に医療的ケアを必要とする幼児児童生徒が在籍する特別支援学校に看護師を配置し、安全かつ適正な医療的ケアの実施体制の整備を図っています。
- 全ての県立特別支援学校にタブレット型情報端末を整備し、授業での効果的な活用の促進を図っています。
- 知的障害のある児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の在籍者数が年々増加しています。

【表 2-2-2 県内の特別支援学校の在籍者数の推移(各年度5月1日現在)】

(単位:人)

障害種別	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
視覚障害	66	68	71	61	57
聴覚障害	106	114	105	105	109
肢体不自由・病弱・知的障害	2,322	2,410	2,497	2,547	2,589
計	2,494	2,592	2,673	2,713	2,755

※ 広島市を含む

【課題】

- 幼児児童生徒一人一人の障害の種別・程度、発達段階及び教育的ニーズに応じた専門的な指導の充実、特に、職業的自立を促進する取組の充実を図る必要があります。また、職業教育に重点を置いた高等特別支援学校の設置を早期に実現する必要があります。
- 幼児児童生徒の障害の多様化に伴い、学校での医療的ケアの実施の可否や対応方法について、専門

的な判断を必要とする事例が増加しています。

- 幼児児童生徒一人一人の発達段階や教育的ニーズに応じた授業を行っていくため、教員のタブレット型情報端末などのICT機器の活用能力を高める取組が必要です。
- 知的障害のある児童生徒の増加に対応するため、児童生徒に適切な教育が行える教育環境の整備を検討する必要があります。

【取組の方向性】

- ジョブサポートティーチャーの配置を拡充するなど、特別支援学校の就職指導体制及び労働局との連携を強化し就職先の開拓を図るとともに、技能検定と関連付けて作業学習等の授業改善を進めます。また、職業教育の充実を図るため、高等特別支援学校の設置を検討していきます。
- 特別支援学校に配置している看護師や教員に対する研修を実施するとともに、指導医からの指導・助言を受けられるようにするなど、安全かつ適正な医療的ケアの充実を図ります。
- 「学びの変革」ICT活用促進プロジェクト事業により、モデル校で行ったICT機器を活用した指導事例を集め、特別支援学校に情報提供していきます。
- 在籍者数の推移、学校施設の状況等を踏まえ、特別支援学校の再編整備など、障害のある幼児児童生徒に適切な教育が行える教育環境の整備を図ります。

(5) 生涯を通じた多様な学習活動の充実

【現状】

- 県民の多様な学習ニーズに応えるため、大学やNPO等が実施する講座等の情報を、県教育委員会ホームページで発信しています。
- 県立図書館では、資料の郵送貸出等の障害者サービスを実施しています。

【課題】

- 障害者の生涯学習支援の取組に関する現状の把握と、県民への積極的な情報提供が必要です。

【取組の方向性】

- 障害者の生涯学習支援に関する模範的な取組や、障害のある方も参加できる講座等の情報を収集し、県教育委員会ホームページ等で広く県内へ発信します。
- 県立図書館における資料を充実させ、障害者の読書環境を整備します。

2 雇用・就労の促進

《めざす姿》

- 就労を望む人が能力や適性に応じて就労に結びつき、職業能力の向上が図られる支援体制が確立しています。
- 企業等での就業や福祉的な就労の場が確保され、働くことを通じて経済的な自立が可能となる基盤が整っています。
- 障害者雇用のノウハウの紹介などを通じて、県内企業の障害者雇用が促進されています。

(1) 企業等の理解促進

【現状】

- 県内に本社のある企業（対象労働者 50 人以上規模：2,150 社）における障害者の実雇用率は、平成 29（2017）年 6 月 1 日現在で 2.05%と法定雇用率（2.0%）を 7 年ぶりに達成し、法定雇用率を達成している企業の割合は 50.2%となっている一方で、法定雇用率未達成企業 1,071 社のうち、障害者を 1 人も雇用していない企業は 635 社で、未達成企業全体に占める割合は 59.3%（企業全体に占める割合は 29.5%）となっています。

【表 2-2-3 障害者雇用義務を有する県内企業の障害者雇用状況】

項目	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
企業数 ①=②+③	2,007社	2,044社	2,086社	2,124社	2,150社
雇用率達成企業数 ② (割合) ②/①	887社 (44.2%)	921社 (45.1%)	986社 (47.3%)	1,023社 (48.2%)	1,079社 (50.2%)
雇用率未達成企業数 ③	1,120社	1,123社	1,100社	1,101社	1,071社
障害者雇用の数が 0人の企業数 ④ (割合) ④/③	648社 (57.9%)	657社 (58.5%)	637社 (57.9%)	643社 (58.4%)	635社 (59.3%)
雇用障害者数 (雇用率算定用換算人数)	8,232.0人	8,607.5人	9,073.5人	9482.5人	10,024.0人
雇用率	1.84%	1.90%	1.95%	1.99%	2.05%

- 平成 25（2013）年 6 月に改正された「障害者の雇用の促進等に関する法律」において、雇用の分野における障害者に対する差別の禁止や合理的配慮の提供が義務付けられるとともに、平成 30（2018）年度からは法定雇用率の算定基礎に精神障害者が加えられ、法定雇用率が 2.2%に引き上げられました（平成 30（2018）年 4 月から 3 年を経過する日より前に 2.3%に引き上げ）。
- 障害者雇用の促進に向け、企業に対し啓発広報活動を実施しています。
- 県では、「あいサポート運動」に取り組む企業又は団体を「あいサポート運動企業・団体」として認定し、企業又は団体による実践的な「あいサポート運動」の一層の促進を図り、もって共生社会の実現を目指しています。また、平成 27（2015）年度より、企業内での「あいサポート運動」の普及や障害者の職場定着を促進することを目的として、企業・団体内での「あいサポート研修」の実施や、職場の障害者の相談支援等を行う「就労支援リーダー」を養成しています。

【課題】

- 県内に本社のある企業の実雇用率は法定雇用率を達成しましたが、今後、法定雇用率の更なる引き上げが見込まれているため、引き続き障害者雇用の充実・強化を図る必要があります。
- 障害者の雇用・就労の促進及び職場定着を推進するためには、企業経営者をはじめ企業の従業員に、障害者に対する偏見、無関心、障害の特性や配慮の仕方等があまり知られていないなどの社会的障壁を除去して、受入体制を整備していく必要があります。

- 特定の企業だけではなく、より多くの企業が研修に参加するように、「あいサポート運動企業・団体の申請及び、研修への参加の推進を図っていく必要があります。

【取組の方向性】

- 障害者雇用に関する啓発資料の作成・配布，雇用労働情報サイト「わーくわくネットひろしま」への掲載等により県内企業等への広報・啓発を行います。
- 障害者の特性を活かして重要な働き手として雇用している企業等の見学等，障害者への理解促進と雇用促進を図ります。
- 障害者雇用に積極的な企業・事業所の表彰及び職場環境の整備等に係る取組事例の紹介により雇用の促進を図ります。
- 障害者の積極的な雇用について経済団体に要請していきます。
- 「あいサポート運動」の理解促進を図るとともに、「あいサポート研修」の講師や地域活動支援を行う「あいサポートリーダー」，「就労支援リーダー」の養成や活動支援などにより，障害者雇用のノウハウが無い企業等に対して，積極的に情報発信を行うとともに，既に障害者雇用をしている企業等についても，職場の定着率の向上を図ります。

(2) 就業機会の拡充と雇用促進

【現状】

- 平成 29（2017）年度の県内の公共職業安定所における障害者の新規求職申込件数，就職件数ともに過去最高となっています。

【表2-2-4 県内の公共職業安定所を通じた障害者の職業紹介状況】

(単位:件)

区 分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
新規求職申込件数	3,855	3,964	4,198	4,299	4,575
就職件数	2,008	2,145	2,390	2,406	2,461

- 県内に本社のある企業（対象労働者 50 人以上規模：2,150 社）において雇用されている障害者の人数は毎年増加し，平成 29（2017）年 6 月 1 日現在では 8,594 人となっています。

【表 2-2-5 障害者雇用義務を有する県内企業の障害者雇用状況(各年6月1日現在)】

(単位:人)

区 分	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
雇用障害者実人数	6,806	7,191	7,653	8,067	8,594

- 就業機会の拡大及び雇用の促進・維持を図るため，雇用関係施策を実施しています。
- 全ての障害保健福祉圏域に設置している障害者就業・生活支援センターでは，雇用，保健福祉，教育等の関係機関と連携した拠点として，個々の障害者に応じた就業面及び生活面の一体的な相談支援を行うことにより，障害者の一般就労及び職場定着に努めています。

【表 2-2-6 障害者就業・生活支援センターの取組状況】

(単位:所,人,件)

区 分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
センター数	7	7	7	7	7
登録者数	573	663	671	740	807
相談・支援	3,752	4,133	3,832	4,342	3,885
職場実習等あっせん	62	56	53	56	55
就職件数	60	60	68	55	64

※登録者数等は1センター当たり平均

- 在宅勤務制度など時間や場所にとらわれない多様な働き方を可能とする制度の導入など，働き方改

革が進められています。

- 近年、福祉分野と農業分野が連携した「農福連携」の取組が各地で盛んになっています。
- 建設工事等及び測量・建設コンサルタント等業務の入札参加資格認定において、障害者雇用状況の評価の仕組みを導入しています。

また、物品・委託役務競争入札参加資格者名簿において、障害者雇用状況を確認できるようにするとともに、物品調達において、障害者多数雇用事業者の受注機会の拡大を図っています。

- 県職員及び教員の採用試験において、身体障害者を対象とした試験を実施し、障害者の就労機会の拡充を図っています。

また、県教育委員会では、本庁や特別支援学校において、事務補助等の業務を行う非常勤職員として、障害のある方を雇用しています。

【表 2-2-7 広島県における障害者の雇用状況(実雇用率)(各年6月1日現在)】

(単位:%)

区 分	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
知事部局	2.30	2.39	2.30	2.38	2.39	2.61
教育委員会	2.04	2.00	2.06	2.03	1.12	1.37
警察本部	2.35	2.06	2.49	2.55	2.55	2.54

※ 公的機関の法定雇用率は、平成 29 (2017) 年度まで 2.3% (県教育委員会は 2.2%)、平成 30 (2018) 年度以降は 2.5% (県教育委員会は 2.4%)

- 県内市町では、平成 29 (2017) 年 11 月 1 日現在、23 市町のうち 4 市町において障害者の法定雇用率が達成されていません。

【課題】

- 個々の就労支援機関に特徴や機能に差異等があることから、相互に関係機関が連携して支援を行うことが重要であり、各障害保健福祉圏域の障害者就業・生活支援センターを拠点とし、広島障害者職業センター、広島障害者職業能力開発校、広島労働局等の関係機関がネットワークを形成し、就労支援を行う必要があります。
- 特に、平成 30 (2018) 年 4 月 1 日から法定雇用率が引き上げられるとともに、その算定基礎に精神障害者が加えられたため、障害者就業・生活支援センターの果たす役割は、今後、ますます増加するものと考えられます。
- 就労移行支援事業所を通じた就労移行実績が低調となっており、障害者の一般就労を効果的に支援する就労移行支援サービスの提供や、関係機関や民間企業との連携が十分とは言えない状況にあります。
- 障害者の職場定着に当たっては、障害者の特性を把握、理解した上で、日常的な業務遂行を支援するとともに、当該障害者の勤務状況等に変化があった場合は、迅速かつ的確に対応する必要があります。
- 精神障害者については職業定着に課題を抱える者も多く見られること等、働くことを希望する障害者が能力と適性に応じて就業できる状態になっていません。
- 障害の程度や特性等により通勤や長時間の継続勤務が難しい障害者もおり、勤務場所や勤務時間等についての柔軟な働き方の導入を進めていく必要があります。

また、就労移行支援事業においては、通所の困難な障害者の施設外就労の一つとして在宅でのテレワークが認められていますが、事業者の負担が大きいことなどから利用が進んでいません。

- 平成 29 (2017) 年 3 月に国が公表した「働き方改革実行計画」の中で、農業に取り組む障害者就労施設に対する 6 次産業化支援など、農福連携による障害者の就労支援について、全都道府県での実

施を目指すとされています。また、平成 29 (2017) 年 7 月に「農福連携全国都道府県ネットワーク」が発足し、農福連携の取組を定着・拡大させていく必要があります。

- 県教育委員会では、計上の誤りにより、障害者雇用率を大幅に下方修正することとなり、法定雇用率を大きく下回っています。

【取組の方向性】

- 就業機会の拡大及び雇用の促進・維持を図るため、雇用関係施策を推進します。
 - 障害者と事業主とが参加する合同就職面接会の共催による雇用・就業機会の拡大
 - 職場適応訓練制度の活用による就業機会の拡大・雇用の維持
 - 新たに障害者を常用雇用する等の要件を満たす中小企業に対する資金の融資による雇用促進
- 障害者の特性を活かして重要な働き手として雇用している企業等の見学等、障害者への理解促進と雇用促進を図ります。
- 障害福祉施設利用から一般就労を希望する障害者に対し、障害者就業・生活支援センターによる支援を行い、ハローワークを通じた一般就労を促進します。
- 障害者就業・生活支援センターの各障害保健福祉圏域の関係機関による会議やセンター全体の連絡会議等を通じ、圏域内外の連携強化を図り、就労支援や職場定着支援に係るネットワークにおける効果的な活動事例や企業情報の共有を促進するとともに、センターによる支援体制の整備を図ります。
- 障害者の一般就労を促進するため、障害者の就労ニーズや、就労に伴う課題を把握するとともに、効果的な対策の検討や先進事例等に係る情報共有化を行い、関係機関、民間企業等との連携による支援、取組の促進に努めます。

具体的には、障害者雇用を希望する企業に研修会、相談会等への積極的な参加を呼びかけます。また、障害の特性を理解した上で障害者雇用を開始するなど、経営者、従業員の意識の向上、改革を図る必要があることから、出前講座等による「あいサポート研修」や、「あいサポート運動企業・団体」認定申請への働きかけを行います。

- 障害者の一般就労を支援する就労移行支援サービスの提供体制の確保や、一般就労後の離職を防止し、職場定着を促進するため、平成 30 (2018) 年度から新たに導入された就労定着支援サービスの事業者参入に努めます。
- 障害者の希望や能力を活かせるよう、ICT (情報通信技術) を活用したテレワークの導入等による在宅就業についての情報提供や、在宅における就労移行支援事業等の利用が普及するよう国へ制度要望を行うなど、多様な働き方の導入の推進を図ります。
- 農福連携による障害者雇用を促進するため、農業の専門家を事業所へ派遣し、農産物の生産、加工、販売までの営農指導や技術指導を行い、障害者の就農促進を支援していきます。
- 県や「あいサポート運動企業・団体」の発注と提供できる製品・商品とのニーズのズレを改善・解消するため、県の発注実績の障害者就労施設等への情報提供や、共同受注窓口である広島県就労振興センターによるニーズに適合した物品の企画開発、マーケティング研修等を実施していきます。
- 建設工事等及び測量・建設コンサルタント等業務の入札参加資格認定において、引き続き、障害者雇用状況の評価を行います。

物品・委託役務競争入札参加資格者名簿においては、引き続き障害者雇用状況が確認できるようにするとともに、物品調達において、障害者多数雇用事業者の受注機会の拡大を推進します。

- 引き続き、県職員及び教員の採用試験において身体障害者を対象とした試験を実施し、障害者の就労機会の拡充を図ります。

- 厚生労働省のガイドラインに基づく確認や法定雇用率の達成に向けた障害者雇用などについて、県内市町に助言を行います。

(3) 工賃向上のための取組

【現状】

- 一人暮らしの障害者が1か月に必要とする生活経費を約10万円とし、障害の程度に応じて一定額の障害基礎年金の支給を受けると試算した場合、生活経費として不足する約35,000円を自らの就労による工賃で補う必要がありますが、就労継続支援B型事業所における月額平均工賃は、平成29(2017)年度実績で16,038円に留まっています。
- 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。)に基づき、平成25(2013)年度から毎年度、広島県優先調達方針を作成し、障害者就労施設等からの物品及び役務の調達の一層の推進に取り組んでおり、平成29(2017)年度の実績額は、市町分と合わせて約2億4,300万円となっています。また、「あいサポート運動企業・団体」に対し、事業所製品の購入等を働きかけるなど、官民一体となった発注拡大等の取組を進めています。
- 各就労継続支援B型事業所は、独自の受託元や販売先を確保し、事業所運営に努めていますが、単独の事業所での受注量増加や販路拡大には限界があり、事業者相互の連携が必要となっています。
- このため、平成24(2012)年度から、県内全ての事業所を対象に、広島県就労振興センターによる共同受注窓口を設置し、事業者情報の収集・提供、企業・官公庁への営業・受注確保、事業所間の受注調整、発注者と事業所とのマッチング等を行っています。
- また、平成28(2016)年から、(一社)広島県森林整備・農業振興財団に委託して、農業を通じて就労支援を実施している事業所へ農業の専門家を派遣し、農業経営や農業技術に係る指導・助言等を行っています。
- 広島市と連携し、障害者就労施設の製品を販売している「ふれ愛プラザ」の運営を支援しています。

【課題】

- 就労継続支援B型事業所における工賃を収入として、障害者が地域で自立した生活を送るためには、障害基礎年金等による収入を合わせても十分ではないため、一層の工賃向上に取り組む必要があります。
- 各事業所は、提供可能な製品やサービス情報の周知、広報を積極的に行うとともに、企業、官公庁等への営業活動に取り組み、更なる販路拡大を図る必要があります。
- 共同受注窓口は、企業、官公庁等のニーズを把握し、ニーズに即した商品開発や、サービス提供などを事業所に提案、調整するなど、事業所への支援機能の強化が求められています。
- 「ふれ愛プラザ」の売上額が伸び悩んでいる中、自立的運営に向けて、設置主体である広島県就労振興センターの取組を充実強化していく必要があります。

【取組の方向性】

- 就労継続支援B型事業所が作成した事業所工賃向上計画について、各事業所において利用者に支払う工賃状況を管理できるよう、個別支援計画と連動した様式に変更し、計画についての的確なPDCAサイクルが実施できるよう取組を進めます。
- 第2期の工賃向上計画である「広島県工賃向上に向けた取組」(計画期間：平成27(2015)年度～平成29(2017)年度)の事業所の工賃分析や取組のPDCAサイクルを踏まえ作成した第3期の

工賃向上計画（計画期間：平成 30（2018）年度～平成 32（2020）年度）により、事業所の取組を支援し、更なる工賃向上を目指していきます。

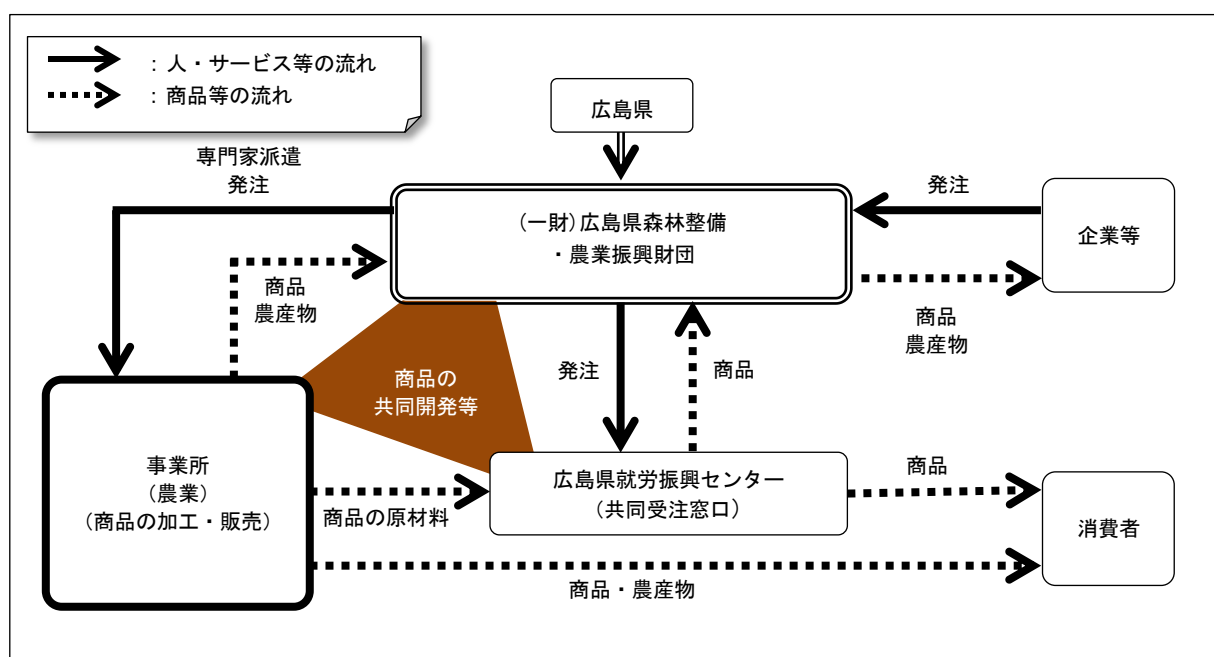
【表 2-2-8 平均工賃の推移と目標額】

（単位：円）

区 分	実 績			目 標		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
月 額	15,939	15,892	16,038	16,500	17,000	17,500
伸び率 (前年度比)	—	99.7%	100.9%	102.9%	103.0%	102.9%
時間額	204	204	216	220	230	240
伸び率 (前年度比)	—	100.0%	105.9%	101.9%	104.5%	104.3%

- 毎年度策定する優先調達方針を県全体で共有，周知し，優先調達の執行体制を確立するとともに，事業所が提供可能な製品やサービス情報を収集し，県ホームページ等により，「あいサポート運動企業・団体」等に対し，情報提供，広報を行うなど，障害者就労施設等からの物品及び役務の調達の推進を図ります。
- 専門家による事業所への個別指導やセミナー等を行う事業所職員のスキルアップ研修の実施や，「ひろしま S-1 サミット」の開催などを通じて，技術指導や経営指導を行い，製品の品質向上だけでなく，事業所の企画開発力や販売力の向上を図ります。
- 共同受注窓口による企業，官公庁等への働き掛け，受注確保，販路開拓，マッチング等の取組により，事業所の受注拡大への支援を行っていきます。
- （一社）広島県森林整備・農業振興財団から農業の専門家を事業所へ派遣し，農産物の生産，加工，販売までの営農指導や技術指導を行うとともに，広島県就労振興センターと連携して，6次産業化による商品開発等を行うことで，商品力の向上につなげていきます。

【農福連携による障害者の就労促進の事業イメージ図】



- 障害者就労施設等から積極的に物品等を購入している企業・団体について，「あいサポート運動企

業・団体」として認定するとともに、模範となる企業・団体について表彰を行い、企業・団体から物品調達の促進を図ります。

- 「ふれ愛プラザ」が行う消費者ニーズに対応した商品の企画開発や品質向上、イベント出展等による商品PR等の取組を支援していきます。また、平成28(2016)年度に広島県就労振興センター、広島市と連携して作成した「ふれ愛プラザ」活性化実施計画をもとに、自立的運営に向けて、売上額増加に向けた取組を支援していきます。

(4) 職業能力開発の充実

【現状】

- 障害者の態様に応じた多様な職業訓練を実施し、障害者の就職に必要な知識・技能習得を支援することにより、障害者の雇用を促進しています。

【表 2-2-9 広島障害者職業能力開発校の定員数(平成30(2018)年)】

(単位:人)

訓練科名	CAD技術科	情報システム科	WEBデザイン科	OA事務科	事務実務科	総合実務科	チャレンジコース (総合実務科)	計
訓練期間	2年	2年	2年	1年	1年	1年	6か月	—
定員	30	20	20	20	10	30	5×2回	140

【表 2-2-10 障害者委託訓練定員の推移】

(単位:人)

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
定員	154	154	136	132	118

- 訓練手当については、雇用対策法に基づく職業転換給付制度の給付金の一つとして、広島障害者職業能力開発校等の訓練生に対し、訓練期間中の生活の安定を図るための支援措置として実施しています。

【表 2-2-11 支給人数・支給額の推移】

(単位:人,千円)

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
支給人数	85	84	80	77
支給額	94,084	90,609	91,460	87,153

【課題】

- 障害者の就職件数が近年上昇傾向にある中で、就職に至らない比較的重度の障害者の就職率の向上を図るため、能力・適性に応じた職業訓練及び生活リズム・対人スキル等職業生活全般に渡る職業能力の習得支援を行うとともに、県内の企業や業界団体等との連携を強化する必要があります。

【取組の方向性】

- 障害の程度や障害者の能力・適性、地域の障害者雇用ニーズに対応した職業訓練を実施します。
- 企業訪問や企業を招いた説明会等による企業へ周知・広報活動を行うとともに、訓練生の企業実習の受け入れ等を通じて、県内の企業や業界団体等との連携を強化します。
- 広島障害者職業能力開発校等で職業訓練を受ける障害者に対し、引き続き訓練手当を支給することで訓練受講期間中の生活を安定させ、受講を促進します。

3 情報の保障の強化

《めざす姿》

- 障害者の社会参加の促進を図るため、情報通信技術の活用を促進するなど情報バリアフリー化や日常生活における意思疎通支援体制が充実しています。

(1) 情報バリアフリー化の推進

【現状】

- 県民だよりについては、県立視覚障害者情報センターを通じて、希望者に点字版、テープ・デジター版を送付するとともに、県のホームページ上に点字データと音声データを掲載しています。
また、テレビ広報ではクローズドキャプションを挿入しています。
- 県ホームページについては、高齢者や障害者を含めた誰もが支障なく利用できるようにするためのアクセシビリティガイドラインを策定しており、システムによりアクセシビリティをチェックする仕組みとなっています。
- 県が主催する全県的なイベントのチラシ等のほか、身体障害者手帳の交付決定通知文書等の視覚に障害のある方を対象とした文書については、原則として音声コードの貼付をすることとしています。

【表2-2-12 イベントチラシ等への音声コードの貼付状況】

(単位:種類,部)

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
種類	19	22	20	21
発行部数	746,000	1,096,000	1,268,000	1,611,000

- 平成 30 (2018) 年 2 月現在、行政文書等への音声コードの貼付の取組を実施している市町は 11 市町であり、活字読上げ装置を設置している市町は 22 市町となっています。
- 情報技術 (IT) を利用した障害者の社会参加及び就労促進を図ることを目的に、障害者 IT サポートセンターを設置しています。同センターでは、「障害者の情報通信機器の利活用に係る相談・情報提供事業」、「パソコン講習会開催事業」、「タブレット端末体験会開催事業」、「パソコンボランティア派遣事業」等を実施しています。
- 点字によらなければ日常生活上必要な情報が得られにくい重度の視覚障害者に対して、新聞等による最新の情報を点訳化し、迅速な提供を行っています。
- 社会福祉法人日本盲人会連合から送信された新聞情報等は県立視覚障害者情報センターで点訳し、購読者へ配布しています。
- 県立視覚障害者情報センターでは、主に点字刊行物、視覚障害者用の録音物等の貸出し・閲覧、点訳・朗読奉仕員等の養成を行っています。また、利用者ニーズの変化に対応するため、視覚障害者情報総合ネットワーク「サピエ」におけるダウンロード等、インターネットによる図書利用の促進や、点字・録音に次ぐ情報形態として「デジター図書」等の蔵書の充実を図っています。

【表2-2-13 県立視覚障害者情報センターの蔵書状況(平成30(2018)年3月31日現在)】

(単位:冊)

区 分	タイトル数
点字図書	11,207
カセットテープ図書	11,951
デジター図書	9,458

- 聴覚障害者情報提供施設として平成 29 (2017) 年 1 月から運営を開始した広島県聴覚障害者センターにおいて、テレビ番組等に字幕・手話を挿入したビデオカセットテープ・DVDや情報機器の貸

出しを行うなど、聴覚障害者の社会参加を支援するために情報バリアフリー化を推進しています。

【課題】

- 県ホームページのアクセシビリティガイドラインは、日本工業規格（J I S）や総務省の運用モデルに沿って作成しており、J I S規格の等級AAをクリアするレベルになっていますが、新たに作成されたページ等について、総務省が提唱する等級AAを維持していくためには全庁的な対応が必要となっています。
- イベントチラシ等への音声コードの貼付について、周知徹底を継続的に行い、各所属の認識を高める必要があります。
- 情報技術に関しては、日々発展を続けており、障害者ITサポートセンターは常に最新の情報を把握して講習等に反映させていく必要があります。
- 情報通信技術（ICT）が進展、浸透しつつあるなか、障害者の障害特性や希望に応じた情報提供の強化に取り組む必要があります。また、マラケシュ条約（視覚障害者らの著作物利用を促進）の承認や著作権法の改正の趣旨を踏まえ、発達障害等の視覚による表現の認識に障害のある方への情報利用の円滑化及び機会の確保が求められています。

【取組の方向性】

- 県民だよりの点字版、テープ・デージー版の送付を継続して実施することとし、テレビ広報のクローズドキャプションについても、継続していきます。
また、県ホームページのアクセシビリティについては、操作研修におけるガイドラインの周知を行うとともに、等級AAの維持に向けた方針の策定等を検討していきます。
- 研修会や説明会等において、音声コードの貼付について周知徹底を図るとともに、各所属の認識を高めていきます。
- 市町に行政文書等への音声コード貼付及び活字文書読上げ装置設置状況調査を行い、貼付状況を把握するとともに、音声コード貼付及び活字文書読上げ装置の設置を促進します。
- 障害者ITサポートセンターにおいては、引き続き、ITに関する情報収集に努め、時代やニーズに沿った講習等を実施するなど、情報格差の解消を図り、障害者自らITの習得・利活用が行えるよう支援します。
- 利用しやすい図書の製作やインターネットを活用した提供を促進するとともに、ICT機器の活用支援を行い、県立視覚障害者情報センターと県立図書館等との連携強化により、視覚による表現の認識に障害のある方々について、特性に応じた読書環境の向上に努めます。また、引き続き、点訳・音訳・デージー編集等のボランティアの育成を図ります。
- 広島県聴覚障害者センターを通じ、聴覚障害者への情報発信や相談対応、意思疎通支援等の提供体制を充実していきます。

(2) 意思疎通支援の充実

【現状】

- 聴覚障害者の意思疎通支援については、市町において手話通訳者、要約筆記者等の派遣を行い、県では、市町内の登録通訳者等で対応できない場合や市外・県外派遣に対応するために、派遣ネットワーク事業を実施しています。
- 視覚と聴覚の両方に障害のある盲ろう者の意思疎通や移動を支援するため、盲ろう者向け通訳・介助員の派遣や、失語症者に対する意思疎通支援者の養成を行っています。

【課題】

- 都道府県と市町との役割分担に沿った効果的な意思疎通支援者の養成及び派遣を実施する必要があります。

【表2-2-14 意思疎通支援者の養成及び派遣等に係る県と市町の役割分担】

	実施主体	手話通訳	要約筆記	触手話及び指点字
養成	市町村 【支援を行う者の養成】	手話奉仕員の養成	—	—
	都道府県 【特に専門的な支援を行う者の養成】	手話通訳者の養成	要約筆記者の養成	盲ろう者向け通訳・介助員の養成
派遣	市町村 【支援を行う者の派遣】	手話通訳者の派遣	要約筆記者の派遣	—
	都道府県 【特に専門性の高い支援を行う者の派遣】	・複数市町村の住民が参加する障害者団体の会議、研修、講演等への派遣 ・市町村が派遣できない場合の派遣		盲ろう者向け通訳・介助員の派遣
連絡調整	都道府県 【派遣に係る相互間の連絡調整】	A市在住の者が、B市に出向く場合などにおいて、都道府県が両市間の派遣調整を行うことなどを想定。		—

【取組の方向性】

- 県内全ての地域で派遣事業が安定的に実施できるよう、人材の養成・確保、また派遣事業の円滑な実施について取り組みます。
- 障害特性に応じた多様な意思疎通支援が可能となるよう、盲ろう・失語症など障害種別ごとの特性やニーズに配慮した支援体制の整備に努めます。

4 スポーツ、文化芸術活動の推進

《めざす姿》

- 健康で豊かな生活の実現を図るための障害者スポーツや芸術文化活動が活発に行われています。
- スポーツ・文化芸術活動の実施や参加の支援により、障害者の自己実現を図る機会が充実しています。

(1) 障害者スポーツの推進

【現状】

- 障害者スポーツは、障害者の機能回復、健康の保持・増進及び社会参加の促進に大きく寄与しており、これまで様々な競技の大会開催への支援や、全国障害者スポーツ大会への派遣など、障害者の社会参加を促進する事業に取り組んでいます。
- 一方、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催が決定され、競技スポーツとしての魅力にも関心が高まっていることから、平成28年（2016年）年1月に、県の障害者スポーツを統括する団体として、広島県障害者スポーツ協会を設立（平成30年（2018年）4月に一般社団法人化）し、「裾野を拡げる」取組から、選手の「競技力の向上」を目指す取組まで幅広い取組支援を通じて、県民が障害者スポーツに親しめる環境づくりを行っています。

【表2-2-15 (一社)広島県障害者スポーツ協会の取組】

区 分	内 容
普及啓発・広報	パラアスリートによる講演会や各種障害者スポーツ体験会の開催、広報誌の発行、障害者スポーツ用品の貸出、ホームページによる情報発信等
選手の育成・強化等	平成 28 (2016) 年 10 月締結の障害者スポーツ分野における 4 者協定 (※) に基づき、広島大学病院スポーツ医科学センターと連携した、強化指定選手に対するメディカルチェックの実施や強化プログラムの作成、「障がい者スポーツ指導員」の養成、優秀選手等の表彰 等

※国立大学法人広島大学、広島県障害者スポーツ協会、NPO法人STAND及び広島県によるスポーツ分野における連携協定

【表2-2-16 障害者スポーツ大会の参加者等の推移】

(単位:人)

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
陸上競技大会への参加者数	447	492	464
全国障害者スポーツ大会へ県選手団の派遣	76	77	85

【表2-2-17 「障がい者スポーツ指導員」養成者数の推移】

(単位:人)

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
「障がい者スポーツ指導員」養成数 (初級, 中級) (累計)	538	598	653

【表2-2-18 県立障害者リハビリテーションセンター・スポーツ交流センター(おりづる)利用者の推移】

(単位:人)

項 目	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	障害者	一般	障害者	一般	障害者	一般
スポーツ施設	43,474	37,220	45,532	40,792	46,102	39,963
文化施設	6,317	4,953	5,770	5,367	6,388	6,870
小 計	49,791	42,173	51,302	46,159	52,490	46,833
合 計	91,964		97,461		99,323	

【課題】

- 障害のある人もない人も共に、地域において、気軽にスポーツ・レクリエーション・文化活動等に参加し、これらを楽しむ機会の確保が求められています。
- バリアフリー化を含む施設の整備等、必要な環境整備の促進を図る必要があります。
- 2020 年東京パラリンピックに向けた選手の育成・強化に向け、障害特性を考慮したメディカルサポートの強化、アスリート育成に必要な指導者の養成、競技団体の活動支援等の取組を強化していく必要があります。
- 本県の障害者スポーツの振興を図るには、一般スポーツ部門からの支援や協力が必要であり、一般スポーツ団体と連携した推進体制を整備する必要があります。
また、障害者スポーツ活動が県内各地において展開されるためには、各市町レベルでの取組が必要です。

【取組の方向性】

- 障害者スポーツ大会や教室の開催等を継続して実施するとともに、障害者スポーツ団体などが実施するスポーツイベントの後援などにより、スポーツへの参加機会の拡大を図ります。
- 県立の社会体育施設や学校体育施設のバリアフリー化等、施設の安心・安全の向上に取り組めます。
- (一社)広島県障害者スポーツ協会が実施する普及啓発、体験会等の「裾野を広げる」取組から選手の育成・強化等「競技力の向上」を目指す取組まで一貫した取組を支援し、障害者スポーツの振興を図ります。
- (一社)広島県障害者スポーツ協会の安定的な運営や社会的信用を高めるため、当協会の公益法人

化に向けた取組を支援します。

- 一般スポーツと障害者スポーツとの連携を強化するため、一般の公認スポーツ指導者に対して「障がい者スポーツ指導員」養成講習会の受講を働きかけるなど、指導者の一元化を促し、障害の有無に関わらず、県内のスポーツ活動全体を効果的・効率的に推進します。
- 市町と連携しながら、地域におけるスポーツの活動の主要な場となる総合型地域スポーツクラブなどにおいて、障害のある人もない人もともにスポーツを楽しむ環境づくりを推進します。

(2) 文化・芸術・余暇活動の充実

【現状】

- 絵画、音楽などの文化・芸術活動を行うことは、県民の障害者に対する理解の促進と、障害者自身の健康維持・増進や自立と社会参加の促進に大きな役割を担っています。
- 障害者アートの魅力を多くの方に知っていただくため、県の推奨するキャッチフレーズとコラボしたアートポスターを制作し、各種イベント等での展示を行っています。
- 平成 24（2012）年度以降毎年、障害者が創作した芸術作品を展示する「あいサポートアート展」を開催するとともに、平成 29（2017）年度以降毎年、障害者が音楽、ダンス等の舞台芸術を発表する「あいサポートふれあいコンサート」を開催しています。
- 平成 28（2016）年度から、相談支援や人材育成等により障害者の芸術活動を支援する「広島県アートサポートセンター」を設置しました。芸術に関するセミナーや、障害者芸術を支援する方々に向けたワークショップを開催するほか、指導者派遣等も実施しています。
- 「あいサポートアート展」入選作品を題材とした雑貨・文具等の商品化、販売促進の取組を支援しています。

【課題】

- 障害のある人もない人も誰もが等しく文化・芸術を享受し、また創造できる環境づくりを、より一層推進する必要があります。
- 障害者の中には、日頃から文化芸術活動に取り組んでいる人も多く、優れた感性や能力を持っているながら、広く県民に知られていません。このため、優れた芸術作品の発掘や、県内外への発信を行い、全国規模で活躍できる芸術家を育成する取組を進める必要があります。
- 障害者の芸術作品への評価の高まりが見られる中、芸術作品の販売やその二次利用による商品化等が進んでおり、障害者の経済的自立の面からも効果的であるため、明確な権利関係の下、こうした取組を進めていく必要があります。

【取組の方向性】

- 文化・芸術活動に関する情報を幅広く提供し、利用者の立場に立った情報発信を行っていきます。
- 県立文化施設において、誰もが利用しやすい施設になるよう整備を行っていきます。
- 障害者文化芸術活動の普及と芸術家の育成を図るため、身近な地域で文化芸術活動を行う環境を整備する「裾野を拓げる」という視点や、芸術性の高い作品を評価・発掘し、県内外に発信する「優れた才能を伸ばす」という視点から、文化芸術の振興を図ります。
- 障害者の芸術作品を公募し、展示する「あいサポートアート展」を県内複数の市町での開催や市町巡回展示など、芸術性の高い作品を評価・発掘し、県内外への発信を行うとともに、全国規模で活躍できる芸術家を育成する取組を進めます。

また、音楽、演劇等の舞台芸術の分野の振興を図るため、「あいサポートふれあいコンサート」を

開催し、優れた舞台芸術者を輩出する体制整備を支援します。

- 障害者の文化芸術振興の総合的な支援拠点「広島県アートサポートセンター」における普及啓発，人材育成，相談支援，指導者派遣，障害者芸術関係者によるネットワーク構築等の取組を通じ，活動基盤の充実を図り，文化芸術振興の環境整備を推進します。
- 障害者の芸術作品を題材とした商品化について，障害者の経済的自立の面からも効果的であるため，明確な権利関係の下，商品化，販売促進の取組を支援します。

III 保健，医療の充実

1 保健・医療提供体制の充実

《めざす姿》

- 障害の原因となる疾病等を予防し，早期発見・専門治療が可能な保健・医療の提供体制や救急医療体制が整備されています。
- 精神障害，難病や高次脳機能障害など，身近な地域でそれぞれの障害特性や状態に応じた質の高い安定した療養生活を支える体制が構築されています。

(1) 保健活動の推進

【現状】

〔健康増進〕

- 障害の原因となる脳血管疾患や糖尿病など生活習慣病のリスクを有する人を早期に把握し，保健指導により生活習慣の改善を促し，発症を予防するため，医療保険者は特定健康診査・特定保健指導を実施しています。
- 生活習慣病の予防のため，市町では健康教育，健康相談，健康診査，訪問指導などの健康増進事業を実施しています。

〔精神保健〕

- 精神障害者やその家族からの各種相談に対応するため，専門医や精神保健福祉相談員による相談・訪問指導を実施しています。

【表2-3-1 専門医や精神保健相談員による相談・訪問指導実施状況(平成28(2016)年度)】

相談項目	(単位:人)		
	実人員	人口10万人当たり	全国平均
精神保健福祉相談等の被指導実人員	13,964	492.0	255.0
総合精神保健福祉センターにおける相談実人員	570	20.1	17.6
保健所，市町等が実施した精神保健福祉訪問指導人員	2,794	98.4	109.5

- 平成24(2012)年9月に県内3か所にひきこもり相談支援センターを開設し，ひきこもりに特化した相談業務，普及啓発，訪問指導を行い，関係機関と連携しながらひきこもりに対する支援を行っています。

〔歯科保健〕

- 障害児(者)は，日常の口腔管理や歯科治療が困難な場合も多く，口腔内の状態が悪化しやすい傾向にあります。
- 障害児(者)施設や高齢者施設等において，利用者に対する定期的な歯科健診を実施している施設の割合は，20%台と低い状況です。

【課題】

〔健康増進〕

- 依然として脳血管疾患による死亡割合は高く，糖尿病性腎症による新規透析患者数も増加傾向にあるなど，生活習慣病の発症リスクが高まる壮年期世代で健康づくりができていません。
- 本県では，特定健康診査の受診率が全国に比べて極めて低く，特定保健指導等を通じた生活習慣の改善や，医療機関への早期受診の働きかけが一部に留まっています。

〔精神保健〕

- 平成 28（2016）年「国民生活基礎調査」（厚生労働省）によると、県内でストレスや悩みを抱えている人（49.2%）や、気分障害・不安障害に相当する心理的苦痛を感じている人（10.5%）の割合は、全国平均（47.7%、10.4%）より高くなっています。

一方で、保健所、市町、精神保健福祉センターによる訪問相談件数は多くありません。

- 精神保健福祉分野の新たなニーズに対応した相談体制が不足しています。
- 中高年齢層のひきこもりについては、就労が困難で、自立した生活の実現が難しいので、生活困窮者自立支援対策との連携が必要です。

〔歯科保健〕

- 日常の口腔管理や歯科治療が困難な障害児（者）について、定期的な歯科健診の受診が必要です。
- 障害の状況に応じた対応、要介護者等の摂食嚥下障害の改善や誤嚥性肺炎予防など、専門的な歯科治療及び口腔ケアに対応可能な人材の育成が必要です。

【取組の方向性】

〔健康増進〕

- 健康増進事業などを通じて、壮年期からの健康づくりに取り組み、生活習慣病の予防と疾病の早期発見・早期治療を推進していきます。
- 県民一人一人が、進んで特定健康診査及び特定保健指導を受診するよう、医療保険者や医療機関と連携し、受診を促すための取組を積極的に行います。

〔精神保健〕

- こころの健康に関する正しい知識の普及・啓発を推進します。
- 保健所・市町でこころの悩みに関する相談が受けられる体制を拡充するとともに、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを通じて、地域の見守りや支え合いの仕組みづくりを強化します。
- 精神保健福祉の総合的な技術拠点である総合精神保健福祉センターにおいて、保健所・市町及び関係機関に対する技術指導・援助及び教育研修等の支援を行うとともに、うつ病、薬物・アルコール依存などの新たなニーズに対する相談指導の充実を図ります。

また、「広島いのちの電話」、「こころの電話」などの専門相談窓口との連携による相談体制の充実を図ります。

- 平成 24（2012）年 9 月に開設したひきこもり相談支援センターの相談支援機能の充実を図ります。

〔歯科保健〕

- 障害者支援施設等における協力歯科医療機関設置の働きかけや、施設職員等への研修等の実施により、障害児（者）についての歯科保健意識を高め、施設等での定期的な歯科健診の実施につなげます。
- 障害児（者）・要介護者等の専門的な治療及び教育機能を有する広島口腔保健センターを活用し、専門的治療等が実施できる歯科医師等の養成研修等を行い、障害児（者）に対応可能な歯科医療機関の整備を進めます。

(2) 疾病等の予防・治療体制の充実

【現状】

〔救急医療〕

- 入院治療を必要とする重症救急患者に対する医療は、「病院群輪番制」を基本に、救急告示医療機関も含め、休日・夜間における体制（二次救急医療体制）が確保されています。

また、これらの医療機関では対応が困難な複数の診療科領域にわたる重篤な患者に対し、24時間365日体制で高度な医療を総合的に提供する救命救急センターが県内7か所に整備されており、三次救急医療体制が確保されています。

〔精神科救急・合併症等〕

- 精神疾患の急性症状に対応するため、広島県と広島市が精神科救急情報センターを共同設置し、関係機関と連携を図りながら精神科救急医療体制を整備しています。
- 平成27(2015)年度NDB(レセプト情報・特定健診等情報データベース)集計によると、精神科身体合併症管理加算の算定件数は、人口10万人当たり78.1件で、全国平均(44.1件)よりも高くなっています。

〔妊産婦、乳幼児に対する支援〕

- 周産期医療について、周産期母子医療センターが県内10か所に整備され、ハイリスクの分娩等に対応しています。
- 本県は、妊産婦死亡率及び周産期死亡率が低く、全国トップレベルの周産期医療水準を維持しています。
- 先天性代謝異常等を早期に発見し、適切な治療につなげるため、先天性代謝異常等検査を実施しています。
- 疾患などで長期に療養が必要な児童に対して、保健所における長期療養児療育相談を実施しています。

〔認知症の早期診断体制〕

- 急速な増加が見込まれる認知症疾患に対応するため、「もの忘れ・認知症相談医」(オレンジドクター)による相談体制を整備するとともに、保健医療・介護機関等と連携を図りながら、鑑別診断、周辺症状と身体合併症に対する急性期治療、専門医療相談等を実施する「認知症疾患医療センター」を県内に9か所(広島市が指定した2か所を含む。)設置しています。
- 市町において、認知症の症状がありながら医療・介護に結びついていない人の自宅を訪問してアセスメントし、鑑別診断や適切なサービスへのつなぎを行う認知症初期集中支援チームの設置が進められています。
- 若年性認知症に関しては、平成29(2017)年度に若年性認知症支援コーディネーターを設置し、支援のための相談体制や支援ネットワークの構築等に向けた活動を開始しました。

〔臓器移植の普及啓発〕

- 人工透析を必要とする慢性腎不全患者に対しては、腎移植が極めて有効な治療法ですが、臓器提供者が少ないため、移植希望に応えられていない状況です。

〔肝炎対策の推進〕

- 肝がんの8割以上がB型及びC型肝炎ウイルスの持続感染に起因しており、感染を認識していない持続感染者に受検を促すため、県や市町では肝炎ウイルス検査を実施し、受検の必要性の普及啓発を行っています。
- 県では、肝炎ウイルス検査の結果が陽性で、診察が必要と判断された者に医療機関への受診勧奨を行うとともに、検査費用の助成等を行っています。また、「広島県肝疾患患者フォローアップシステム」を運営し、医療機関・保健所・市町が連携して継続的かつ適切な検査や治療につなげています。

〔医療費の助成等〕

- 障害者の医療費を軽減し日常生活を容易にするため、自立支援医療(育成医療、更生医療、精神通

院医療)の給付や重度心身障害児(者)医療費公費負担制度を実施しています。

【課題】

〔救急医療〕

- 多くの軽症患者が直接二次救急医療機関を受診することにより、本来受け入れるべき患者が三次救急医療機関に流れることや、救急告示医療機関の数が減少していることから、各圏域の二次・三次の救急医療機関の負担が増大しています。
- また、患者が急性期を脱した後、在宅に復帰し、または回復期の病棟・医療機関に転院できる環境が十分に整っていないと、二次・三次救急医療機関での入院が続き、結果として新たな患者の受け入れが困難になるといった状況も指摘されています。

〔精神科救急・合併症等〕

- 平成 27 (2015) 年「事業報告」によると、精神科救急情報センターへの相談件数は、1,753 件(全国平均 1,460 件)です。精神疾患と身体合併症を有する患者に対応できる総合病院精神科の確保が必要となっています。
- 精神科救急医療施設と一般救急医療機関との連携及び身体合併症に対応できる総合病院精神科の整備等身体合併患者の医療提供体制の確保について、検討していく必要があります。

〔妊産婦、乳幼児に対する支援〕

- 分娩できる施設が減少しており、周産期母子医療センターの負担が増加していることから、今後、ハイリスクの分娩への対応が困難になる可能性があります。
- 先天性代謝異常等検査において発見された先天性代謝異常等の疑いのある子供が、早期に精密検査を受ける必要があります。
- 先天性代謝異常等の疾患は、治療が長期にわたることから、保護者に検査や治療などに関する不安があります。

〔認知症の早期診断体制〕

- 認知症を早期に発見し、適切に対応するためには、本人や家族が小さな異常を感じた時に、オレンジドクター等の身近な医療機関に速やかに相談できる体制を充実させていく必要があります。また、歯科医療機関や薬局においても、高齢者等と接する機会が多いことから、認知症の早期発見に向けた対応が期待されています。
- 認知症初期集中支援チームについて、平成 29 (2017) 年度までに全市町に設置されたため、今後はその活動を促進していく必要があります。
- 若年性認知症に関しては、気づきから診断までの期間が平均 1 年 6 か月であるなど、症状が進むまで適切な支援を受けていないケースも多くあり、若年性認知症の人を早期に適切な支援につなぐため、幅広い普及啓発に加え、本人・家族が気軽に相談することができる総合的な相談体制の確立が求められています。

〔臓器移植の普及啓発〕

- 人工透析を必要とする慢性腎不全患者に腎移植を実施できるよう、臓器提供者の人数を増やす必要があります。

〔肝炎対策の推進〕

- 少なくとも一生に一回は肝炎ウイルス検査を受検する必要があるにもかかわらず、県民の約 6 割が未だに受検しておらず、感染を認識していない持続感染者が B 型では約 11,000 人、A 型では約 5,400 人いると推定されているため、受検の必要性の周知及び利便性に配慮した受検機会の拡大等、

受検者増加に向けた新たな対策が必要となっています。

- 肝炎ウイルス検査の結果が陽性で、診療が必要と判断された者が医療機関を受診していない、また、C型肝炎の陽性者については、初診時に半数以上の者がすでに肝炎以上の進行を認めていることから、フォローアップにより早期治療につなげ、ウイルス性肝炎患者等の重症化予防を図る必要があります。

〔医療費の助成等〕

- 医療費の公費負担制度について、必要な医療を確保しつつ、制度の効率化、安定化に努める必要があります。

【取組の方向性】

〔救急医療〕

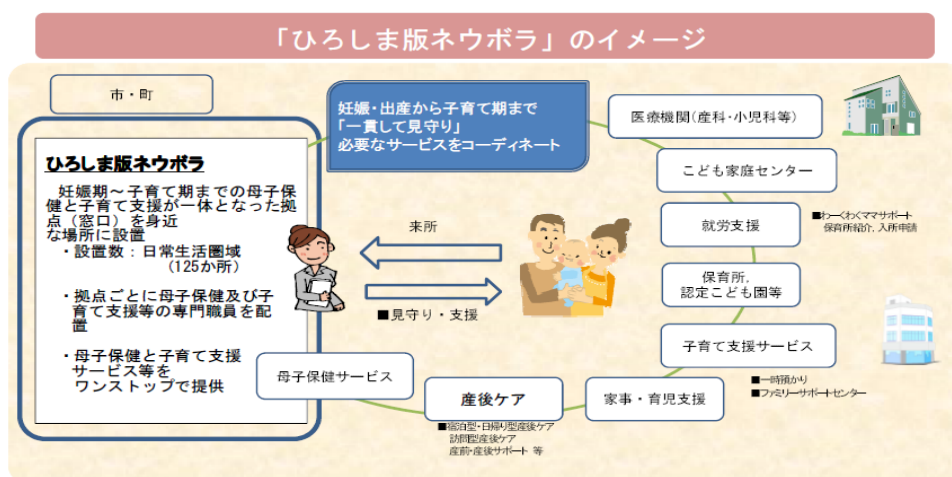
- 休日・夜間急患センターなど軽症患者に対応する初期救急医療体制を充実させ、二次・三次救急医療機関が本来担うべき救急医療に支障を来さないよう、医師会、大学、市町等の関係機関と連携し、患者の重症度・緊急度に応じて適切な医療が提供できる体制の充実を図ります。
- 急性期を脱した患者が、回復期の病棟・医療機関に転院でき、更に介護施設や在宅において適切な療養生活を送ることができるよう、医療及び介護サービスとの連携体制構築に努めます。

〔精神科救急・合併症等〕

- 24時間365日の精神科救急医療と精神疾患で身体合併症を有する患者への適切な医療を提供できるよう、引き続き体制の確保を図ります。
- 身体合併症及び自殺未遂者へ対応する精神科救急医療の確保について、精神科救急医療施設と一般救急医療機関等との連携も含めた体制の構築を進めます。

〔妊産婦、乳幼児に対する支援〕

- 質の高い周産期医療の提供体制の確保及び充実強化のため、周産期母子医療センターの運営及び機能強化への支援を行うとともに、周産期医療施設相互における連携体制や搬送受入体制の強化を図り、周産期医療体制の維持に努めます。
- 先天性代謝異常等検査体制の充実により、子供の障害の原因となる疾患を早期に発見し、早期に適切な治療をすることで障害の予防に努めます。
- 保護者の不安を軽減するため、妊娠から出産、子育てまで切れ目のない子育て支援を行う「ひろしま版ネウボラ」など子育て世代包括支援センターや保健所等が実施する長期療養児療育相談において、適切な支援を行っていきます。



〔認知症の早期診断体制〕

- 引き続き、市町や医療関係団体と連携し、医療従事者に対する認知症対応力向上研修の開催、かかりつけ医の相談役等の役割を担う認知症サポート医の養成、オレンジドクター制度の継続的な運用等を通じ、地域における医療支援体制の充実を図ります。また、歯科医師や薬剤師においても、高齢者等と接する中で認知症の疑いがある人に早期に気づき、かかりつけ医や認知症疾患医療センター、地域包括支援センター等との連携が進むよう、研修に取り組みます。
- 認知症初期集中支援チームの活動を促進するため、市町に対する情報提供やチーム員の研修等を実施します。
- 産業医との連携による若年性認知症の早期発見等の早期診断・受診につながる取組とともに、若年性認知症に関する各種相談や支援ネットワークの構築等に当たる若年性認知症支援コーディネーター等や若年性認知症コールセンターに係る情報を県民及び医療機関をはじめとした関係機関に周知を図るなど普及啓発を進め、若年性認知症になった人が早い段階で相談が受けられ、適切な支援に結びつくよう、環境整備に努めます。

〔臓器移植の普及啓発〕

- 人工透析を要する慢性腎不全患者の根治療法である腎移植を推進するため、県民に臓器移植についての普及啓発に努めます。

〔肝炎対策の推進〕

- 様々なチャネルを利用して肝炎ウイルス検査の必要性を広報し、受検を促進します。特に、肝炎ウイルス検査を受ける機会の少ない就労者が肝炎ウイルス検査を受けやすくするため、健康診断に合わせた検査の実施や受検勧奨を医療保険者や事業主等に依頼します。
- 肝炎ウイルス検査で陽性となった者を適切な肝炎医療につなげるため、県が養成した「ひろしま肝疾患コーディネーター」の役割や病気・制度について分かり易くまとめた「健康管理手帳」を活用した受診勧奨を行うとともに、「広島県肝疾患患者フォローアップシステム」により継続的に受診確認を行います。

〔医療費の助成等〕

- 障害者に対する医療費の給付や助成制度等の適切な実施を図るとともに、各種制度について広報媒体を通じた周知を実施していきます。

(3) 専門的な医療の提供

【現状】

〔県立障害者リハビリテーションセンターの診療機能の充実〕

- 県立障害者リハビリテーションセンターは、相談から診断・治療・訓練・評価等幅広い分野における障害者支援機能を有する施設として、様々な医療・福祉サービスの提供を行っています。

【表2-3-2 県立障害者リハビリテーションセンター利用状況の推移】

(単位:人)

施設名	区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
医療センター	日平均入院患者数	126	130	133
	外来患者数	53,291	53,523	56,774
若草園	月平均入園児	45	44	47.6
若草療育園	月平均入所者	53	53	53
あけぼの	月平均入所者	46	49	55

- 高度な障害者医療を担う中枢拠点病院機能、高次脳機能障害や脊髄損傷など新たな医療ニーズに対応する機能を強化するとともに、耐震化・老朽化への対応を図るため医療センターの施設整備を行い

(平成 27 (2015) 年度リニューアル) , 高次脳機能センターにおいても 40 床を専門病床とする機能拡充を図りました。

〔精神科専門医療〕

- 精神疾患には、統合失調症、うつ病・躁うつ病、認知症、児童・思春期精神疾患、発達障害、依存症（アルコール依存症、薬物依存症、ギャンブル等依存症）、PTSD（心的外傷後ストレス障害）、高次脳機能障害、摂食障害などが含まれます。
- 精神疾患を有する患者数は増加傾向にあり、入院と通院患者を合わせて平成 29 (2017) 年度には 60,471 人となっています。
- 児童・思春期精神医療に係る診療報酬の施設基準「児童思春期精神科入院医療管理料」を届け出ている医療機関は 1 か所、「児童思春期精神科専門管理加算」を届け出ている医療機関は 2 か所となっています。
- 平成 29 (2017) 年度から、依存症については、治療拠点機関、専門医療機関を指定し、必要時に適切な医療を受けることができる体制の整備を図っています。

〔発達障害の専門医等の確保〕

- 本県の発達障害の診療を行っている医療機関については、県ホームページで情報提供を行っており、医療機関数、医師数は徐々に増加しています。しかし、発達障害の診療が一部の専門医に集中し、初診の待機期間の長期化が生じている状況にあります。このため、地域における医療支援体制の整備に向けて、初期の診療を担うかかりつけ医や地域の中核となる専門医の養成を行うとともに、各障害保健福祉圏域において、各医療機関の医療機能を明確化し、地域の拠点となる専門医療機関と他の医療機関が連携したネットワークの構築に取り組んでいます。

また、東部地域での重症心身障害児（者）の入所・在宅支援や発達障害児（者）への支援ニーズに対応するため、県立福山若草園の移転整備により、診療体制の強化等を図っています。

〔難病対策の推進〕

- 発病の機構が明らかでなく、治療方法が確立していない希少な難病であって長期の療養を必要とする難病のうち、客観的な判断基準が確立し、かつ、患者数が人口の 0.1%程度である指定難病については、治療が困難で、かつ、医療費も高額となることから、医療費の公費負担を行っています。
- 難病患者に対し、必要な難病医療及び各種支援が円滑に提供されるよう、難病の患者への支援策等の実施、評価及び改善を通じて難病の医療提供体制を構築することとしており、難病診療連携拠点病院、各疾患分野の難病診療分野別拠点病院及び難病診療協力病院を指定しています。

【課題】

〔県立障害者リハビリテーションセンターの診療機能の充実〕

- 県立障害者リハビリテーションセンターは、高度な障害者医療の中核拠点として広範な医療ニーズに応えるとともに、医療技術の進歩等により増加が見込まれる重症・重度心身障害児（者）の入所ニーズや在宅支援機能の整備に取り組む必要があります。

〔精神科専門医療〕

- 精神疾患に加えて、精神科救急、自殺未遂者への精神科医療も含めて、多様な精神疾患等に対応できる医療連携体制の構築を進める必要があります。
- 児童・思春期の心の問題や、児童・思春期に発症する摂食障害に対して専門的な診療を行う医療機関は不足していると考えられます。
- 専門医療機関がない圏域があり、圏域によっては医療が受けにくいと考えられます。

〔発達障害の専門医等の確保〕

- 発達障害のある方が、身近な地域において適切に診察、診断、助言を受けることができる医療支援体制を整備する必要があります。
- 発達障害児（者）が乳幼児期から成人期までのライフステージを通して、必要に応じて医療や支援を受けることができる関係機関の連携体制を整備する必要があります。

〔難病対策の推進〕

- 難病患者の多くは、在宅での療養等地域で生活しながら病気の克服を願っており、難病患者が安心して在宅療養を送ることができる環境が求められています。
- できる限り早期に正しい診断ができ、診断後はより身近な医療機関で適切な医療を受けることができる体制を整えるとともに、難病患者及び家族が、地域で安心して療養しながら暮らしを続けていくことができるよう、治療と就労の両立を支援する体制、病状増悪などにより緊急に入院が必要となった際の受け入れ医療機関情報を提供できる体制が必要です。

【取組の方向性】

〔県立障害者リハビリテーションセンターの診療機能の充実〕

- 発達障害に係る診療体制整備やNICU退院児を含めた重症・重度心身障害児（者）の入所ニーズへの対応、更にレスパイト等に対応した短期入所及び通所サービス等在宅支援の強化のため、県立医療型障害児入所施設の整備（わかば療育園の移転、若草園、若草療育園の改修）に取り組みます。

〔精神科専門医療〕

- 精神疾患等の医療連携体制については、統合失調症、うつ病、認知症、児童・思春期精神疾患、発達障害、依存症、PTSD、高次脳機能障害、摂食障害、災害精神医療などの多様な精神疾患等ごとに医療機関の役割分担を整理し、相互の連携を推進するとともに、各医療機関の医療機能を明確化し、地域連携拠点機能及び県連携拠点機能の強化を図っていきます。
- 児童・思春期精神疾患及び摂食障害の専門的な医療を行う医療機関が不足しているという課題を精神科医療、福祉、行政等関係者間で共有し、その解決に向けた有効な取組について検討します。
- 専門医療機関がない圏域内の精神科病院へ依存症に対応できる専門職の養成や多職種連携ができるよう、引き続き行政から働きかけを行います。
また、治療拠点機関、専門医療機関を核とした医療提供体制の整備を図ります。

〔発達障害の専門医等の確保〕

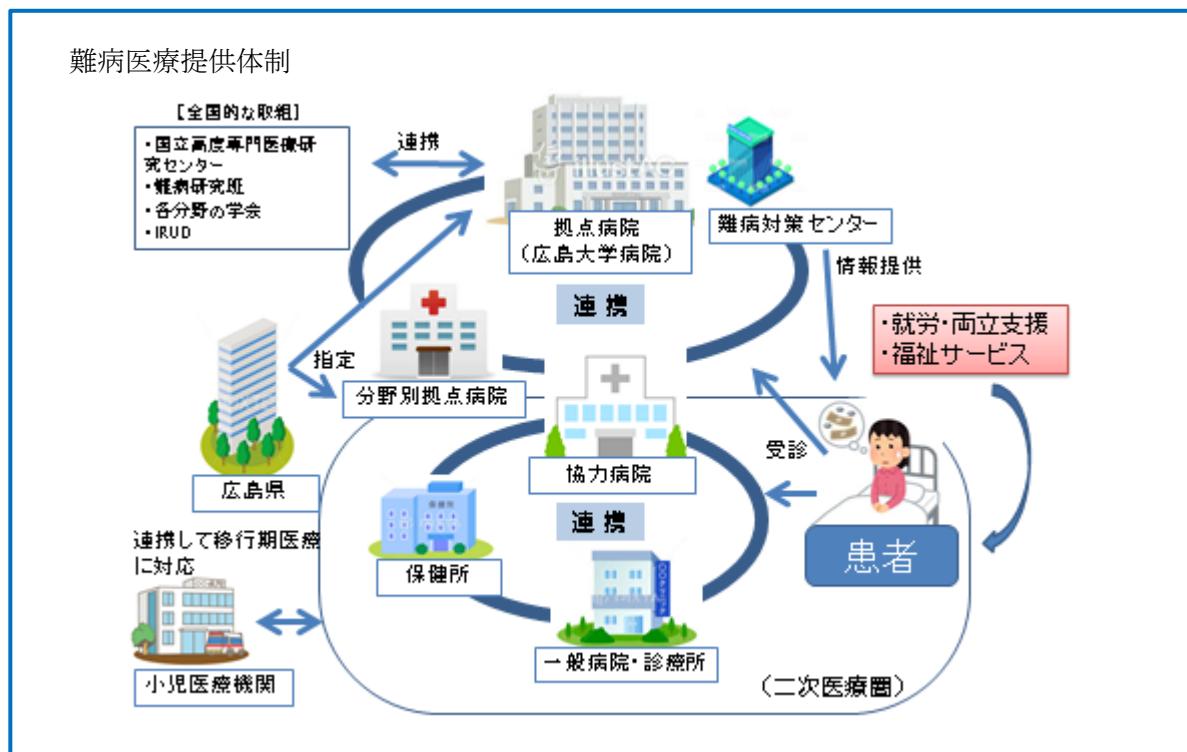
- 身近な地域における発達障害の医療支援体制を確保するため、医師や医療スタッフの養成研修を実施するとともに、各障害保健福祉圏域において、拠点機能医療機関を核とした発達障害の医療ネットワークを構築し、発達障害児（者）が必要な支援に円滑につながる体制を整備していきます。
また、発達障害児（者）の個々の特性に応じて、適切な医療が受けられるよう、医療機関の情報を県のホームページで公表し、県民への情報提供の充実を図ります。
- 発達障害児（者）がライフステージを通じて、必要に応じて切れ目のない医療や支援を受けることができるよう、地域のかかりつけ医と専門医療機関や、小児科医と精神科医、地域の保健、福祉、教育、労働、司法等の関係機関との連携・協力体制の構築に取り組みます。

〔難病対策の推進〕

- 難病患者は、長期にわたる継続治療に加え、緊急の場合の的確な専門医療が必要であるため、難病診療連携拠点病院と難病診療分野別拠点病院との連携を強化するとともに、県内各市町、各保健所が連携した、地域の実情に応じた医療提供体制の構築を図ります。

また、ハローワーク等と連携して難病患者の就労と治療の両立を支援していきます。

- 医療従事者等に対する難病研修会を行い、新たな医療技術や介護技術の普及に努めます。



(4) 地域リハビリテーションの推進

【現状】

- 障害者や高齢者が、住み慣れた地域で生涯にわたり生き生きと暮らしていくため、医療や保健、福祉及び生活に関わるあらゆる人々や機関等が協力し合って行う地域リハビリテーションの重要性はますます高まっています。
- 地域リハビリテーション推進事業で指定している県リハビリテーション支援センターと広域支援センター、サポートセンターの体制を活かしながら、障害のある人々の自立や社会参加及び高齢者の介護予防と生活の質の向上を支援し、県内の地域包括ケア体制の推進に努めています。
- 地域におけるリハビリテーションの必要性が浸透していないため、リハビリテーション専門職が市町の地域ケア会議等に参加することが少ない状況にあります。
- 介護予防・重度化防止を実践するリハビリテーション専門職を養成するため、地域におけるリハビリテーションの視点で障害のある人々及び高齢者の生活を支援するための研修を実施しています。

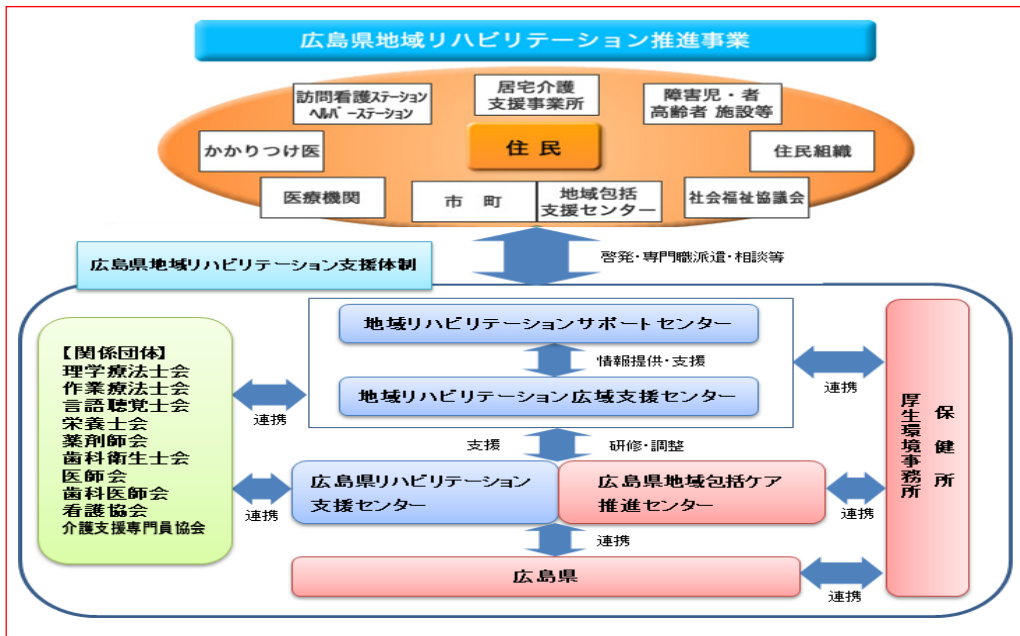
【課題】

- 市町や地域包括支援センターの介護予防や自立支援の取組が今後ますます進んでいくことにより、地域ケア会議等へのリハビリテーション専門職の協力要請の増加が見込まれます。
- リハビリテーション専門職の派遣体制の構築を図るために、市町等の関係機関と地域リハビリテーション広域支援センターやサポートセンター等との連携が必要です。
- リハビリテーション専門職の多くは、医療機関や介護保険施設等に所属しているため、地域において生活支援の視点で指導ができる人材の確保が十分でない状況です。
- リハビリテーション専門職が地域活動に参加していくには、所属する施設等の協力が必要です。

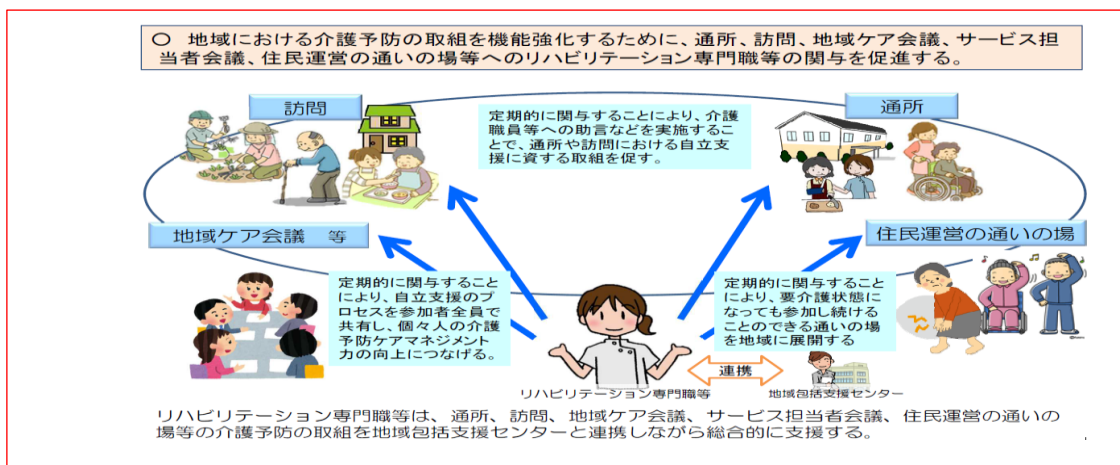
【取組の方向性】

- 市町や地域包括支援センターが実施する地域ケア会議等へのリハビリテーション専門職の協力要請に対応するため、サポートセンターの数を増やし、職能団体等との連携により派遣体制の構築を図ります。
- 県のホームページなど様々な広報媒体により派遣体制等の情報を提供し、市町等の関係機関と地域リハビリテーション広域支援センターやサポートセンターとの連携の推進を図ります。
- リハビリテーション専門職が地域におけるリハビリテーションの視点で指導を行うための研修を引き続き実施するとともに、職能団体との連携により、地域活動に携わるリハビリテーション専門職の人材を育成し、資質の向上を図ります。
- 市町や地域包括支援センターが主催する地域ケア会議等によりリハビリテーション専門職が積極的に参加するため、所属する施設等の理解と協力が得られるよう働きかけていきます。

【地域リハビリテーションの体制】



【地域リハビリテーション活動支援事業の概要】



※出典：厚生労働省資料

2 療育体制の充実

《めざす姿》

- 障害児及びその家族に対する早い段階から必要な相談支援や専門性の高い療育体制が充実しています。
- 県内のどこに住んでいても日常的な育児相談や専門的な発達支援を受けられるよう、重層的な発達支援体制が確立しています。

【現状】

- 平成 24（2012）年 4 月の児童福祉法の改正により、障害児支援の強化を図るため、障害種別ごとに分かれていた施策体系が児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援からなる障害児通所支援に一元化されています。
- 県内の障害児通所支援事業所数は、児童発達支援センター18、児童発達支援 120、医療型児童発達支援 4、放課後等デイサービス 384、保育所等訪問支援 32 となっています。
また、平成 30（2018）年 4 月から、児童発達支援等を受けるために外出することが困難な重度の障害児等について、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導等を提供する「居宅訪問型児童発達支援」が創設されました。

【表2-3-3 障害児通所支援事業所数(平成30(2018)年4月1日現在)】

(単位:所)

圏 域	事業所数	支 援 の 種 類					
		児童発達支援 (センター)	児童発達支援 (センターを除く)	医療型児童 発達支援	放課後等デ イサービス	居宅訪問型児 童発達支援	保育所等 訪問支援
広島	276	6	45	2	199	0	6
広島西	40	2	2	0	27	0	2
呉	41	1	13	0	23	0	2
広島中央	47	1	9	1	31	0	4
尾三	50	3	16	0	22	0	6
福山・府中	108	4	32	1	75	0	11
備北	20	1	3	0	7	0	1
計	582	18	120	4	384	0	32

- 医療型障害児入所施設及び療養介護事業所は、次の表のとおりとなっています。

【表2-3-4 医療型障害児入所施設及び療養介護事業所の状況】

(平成 30(2018)年4月1日現在)

(単位:人)

圏 域	施設名	定員数
広島	重症児・者福祉医療施設 鈴が峰	100
広島西	重症児・者福祉医療施設 原	53
	広島西医療センター	120
呉	ときわ呉	50
広島中央	若草療育園	53
	若草園	62
	わかば療育園	50
	賀茂精神医療センター	100
尾三	—	—
福山・府中	福山若草園	54
備北	子鹿医療療育センター	80
計		722

【表2-3-5 医療型短期入所事業所の状況】

(平成 30(2018)年4月1日現在)

(単位:所)

圏 域	事業所数
広島	2
広島西	2
呉	1
広島中央	3
尾三	—
福山・府中	1
備北	1
計	10

- 地域の中核的な療育支援施設として、児童発達支援のほか、地域の障害児やその家族の相談対応、障害児を支援する施設への援助・助言等を行う児童発達支援センターは、県内全ての障害保健福祉圏域で設置されていますが、未設置の市町があります。
- 保育所等訪問支援も、全ての市町では実施されていない状況です。
- 児童発達支援や放課後等デイサービスの事業所は、全ての障害保健福祉圏域において、少なくとも1か所以上ありますが、事業所のない市町があります。また、事業所のサービスの質や内容に格差があるとの指摘があります。
- 医療技術の進歩等を背景として、医療的ケア児が増加しています。
- 一方、医療的ニーズの高い重症心身障害児を主に支援する事業所が少なく、身近な地域で支援が受けられる状況にはなっていません。
- 障害児等療育支援事業を実施する施設において、在宅の障害児等に対し訪問・外来による療育や相談に応じるとともに、保育所等施設に対する療育技術への助言を行っています。
- 地域の保育所や放課後児童クラブにおいて、障害児を受け入れる施設への支援を実施しています。

【表2-3-6 障害児保育実施状況(各年度3月末現在)】

(単位:所,人)

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度
実施保育所数	443	集計中
受け入れ児童数	1,630	

【表2-3-7 放課後児童クラブ実施状況(各年度5月1日現在)】

(単位:所,人)

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度
障害児受入クラブ数	466	449
登録障害児童数	1,439	1,347

【課題】

- 児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指す必要があります。
- 障害児が各市町において、保育所等訪問支援を利用できる体制が必要です。
- 障害児通所支援における障害児及びその家族に対する支援について、障害児の障害種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で提供できるよう、地域における支援体制の整備が必要です。
- 障害児通所支援事業所及び障害児入所施設については、障害児に対し、障害種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う機関であることから、児童発達支援ガイドライン、放課後等デイサービスガイドライン等を活用し、常に支援の質の向上と内容の適正化を図る必要があります。
- 発達に課題があるものの保護者の障害受容が難しいなどの理由により、個別給付の申請に十分な時間をかけて支援することの必要なケースや、地域に利用できるサービスが無いことなどにより、児童発達支援などの個別給付のサービス利用に至らないケースへの支援も必要です。
- 保育所や放課後児童クラブにおける障害児への支援が充実するよう、継続して取り組んでいく必要があります。

【取組の方向性】

- 児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、各市町において、児童発達支援センターの整備を促進します。
- 障害児入所施設については、専門的機能の強化を図った上で、虐待を受けた障害児等への対応を含め、様々なニーズに対応する機関となるよう、短期入所や親子入所等の実施体制の整備を促進します。
- 地域で不足する障害児通所支援事業所の整備を促進するため、国に対して国庫補助制度の拡充等を要望します。また、市町の障害児福祉計画や障害児のニーズ等に沿った整備を進めるため、各市町の障害児福祉計画等で不足しているサービス事業の整備や、県の補助に加えて市町が上乗せ補助を行う予定の整備については、補助金の優先採択を行います。
- 児童発達支援や放課後等デイサービスの事業所等における支援の質の向上と内容の適正化に向けて、

事業者等に対し適切かつ計画的に指導等を行うとともに、県ホームページ等を通じて各事業所等のサービス内容等の情報を公表します。

- 発達に課題のある子供の相談ニーズが増加する中、広島版ネウボラで把握された支援の必要な「気になる子供」や育児に不安を抱く養育者に対する支援が求められていること等から、各圏域における児童発達支援センター等が、その専門的機能を活かし、保育・母子保健との十分な連携を確保しつつ、早期に適切な助言、支援を行うとともに、地域の保育所、小学校等に対する専門的支援ノウハウの提供等や療育の効果を実感し個別給付につなげる等、各圏域における児童発達支援センター等を中核とした地域支援機能を強化していきます。
- 障害児が地域の子供同士の触れ合いの中で健やかに育つよう、保育所や放課後児童クラブにおける支援の充実を図ります。

3 医療と福祉の連携

《めざす姿》

- 医療、介護、予防、住まい、生活支援などのサービスが継続的・一体的に提供され、住み慣れた地域で、安心して生活できる地域包括ケアシステムが構築され有効に機能し続けています。
- 多職種連携により地域生活への移行がスムーズに行われ、障害者やその家族も安心して在宅で生活を続けることができる体制が整っています。

(1) 地域生活への移行支援

【現状】

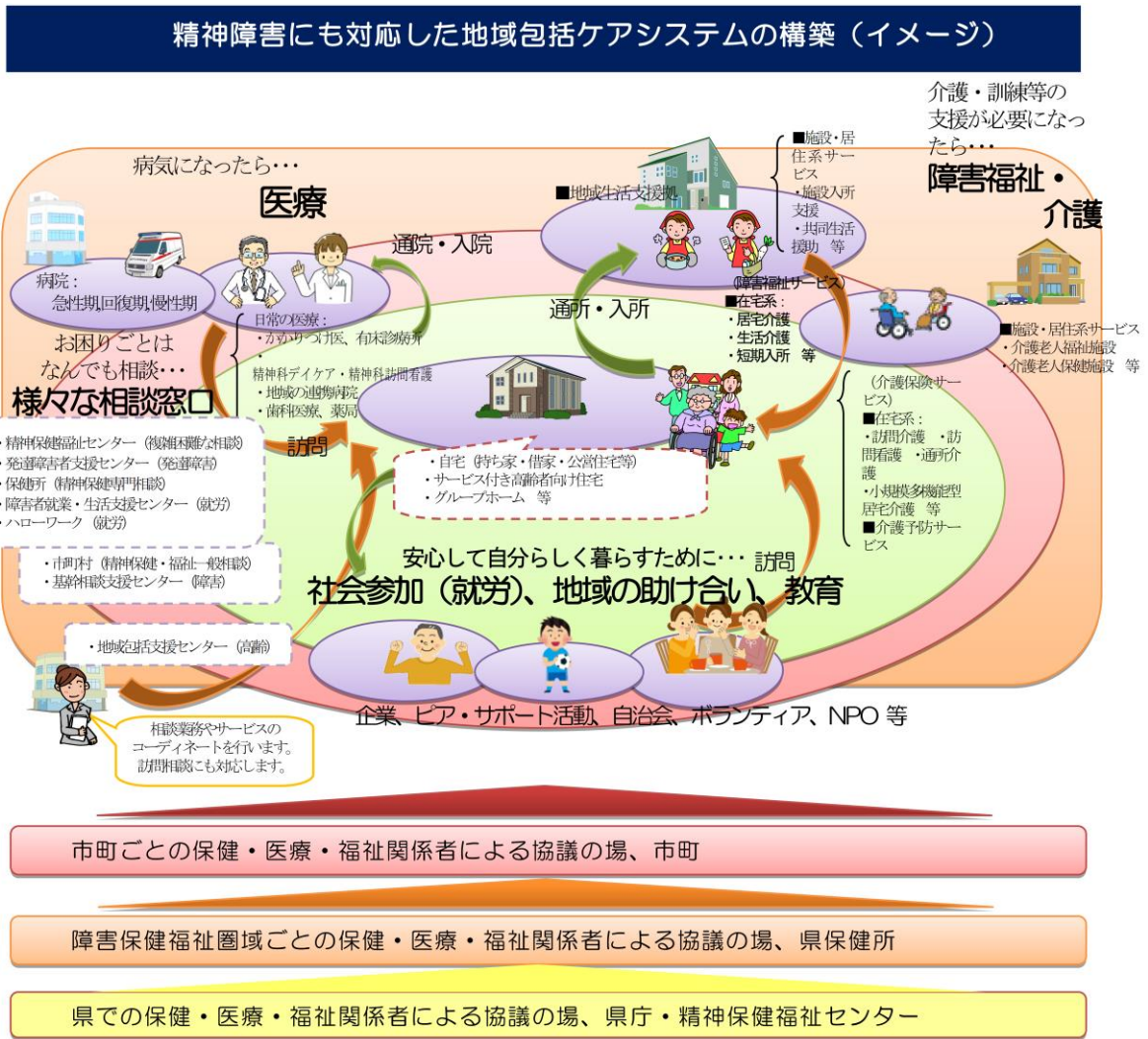
- 平成 27（2015）年度「精神保健福祉資料」によると、本県の1年未満入院者の平均退院率は70.2%で、全国平均（71.7%）より少し低い状況ですが、在院期間5年以上かつ65歳以上の退院患者数は人口10万人当たり11.3人で、全国平均（7.9人）より高い状況です。
- 平成 28（2016）年度NDB（レセプト情報・特定健診等情報データベース）集計によると、3か月時点再入院率は25.0%で、全国平均（25.0%）と同じ値になっています。
- 本県の退院患者平均在院日数は279.6日で、全国平均（295.1日）より短くなっています。
- 高次脳機能障害者やその家族に対する医療及び社会復帰支援を充実させるため、県の中核施設である「広島県高次脳機能センター」を運営するとともに、地域において「広島県高次脳機能地域支援センター」を指定し、高次脳機能障害に係る相談対応を行っています。
- 高齢者や障害者が、矯正施設から退所した後に自立した生活を営むことが困難な場合、広島県地域生活定着支援センターが、保護観察所等の関係機関と協働し、帰住先や福祉サービスの利用を調整するなどにより、地域の中で自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう支援しています。

【課題】

- 県内において、精神科病院の入院者等の退院を促進するため、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を行うことが必要です。
- 高次脳機能障害者の社会復帰に向けた支援が不足しています。
- 広島県地域生活定着支援センター職員の専門的知識の向上と、保護観察所、矯正施設、福祉関係機関、行政等との連携が求められています。

【取組の方向性】

- 県及び各圏域において、地域包括ケアシステム連絡調整会議の設置を行い、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を行います。



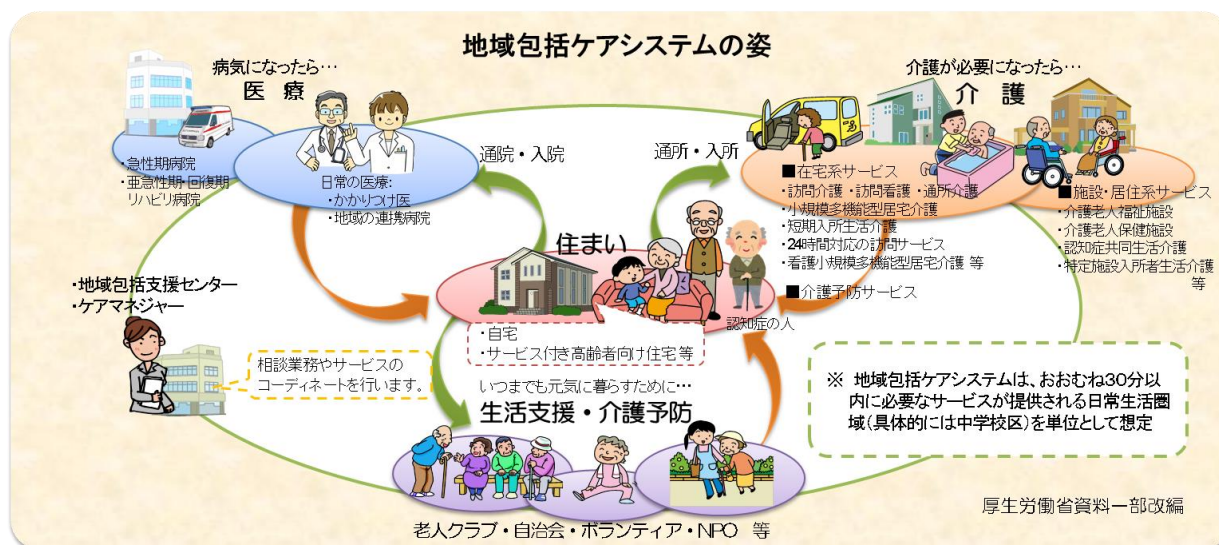
- 地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備があれば退院できる精神科病院入院者に対して、地域で安心して生活できるよう支援をできる仕組みを作ります。
- 県立障害者リハビリテーションセンターに設置された県の中核施設である広島県高次脳機能センターを中心に、保健・医療・福祉・労働の各分野との連携強化を図りながら、高次脳機能障害者の地域生活や社会への復帰に向けた支援に取り組みます。
- 広島県地域生活定着支援センターは、矯正施設を退所する高齢者や障害者が地域生活に移行する際の事前準備や受入先の調整、保護観察所や関係機関等との連絡調整を行うことで、地域の中で自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう支援を行います。

(2) 高齢期における地域包括ケアシステムの強化

【現状】

- 県では、市町への支援を行い、平成 29（2017）年度末までに県内 125 の全ての日常生活圏域において地域包括ケアシステムが概ね構築されています。
- 団塊の世代が 75 歳以上となる平成 37（2025）年に向けて単独世帯や認知症を有する者の増加が見

込まれているため、地域において高齢者のニーズや状態に応じたサービスを継続的・一体的に提供する地域包括ケアシステムを更に強化する必要があります。



【課題】

- 医療や介護サービス資源が限られている中山間地域や、資源は充実しているものの、高齢化により介護需要の急増が見込まれる都市部など、地域の実情に応じて地域包括ケアシステムを強化させていくことが必要です。
- 今後とも地域包括ケアシステムが継続されていくよう、構築状況についての評価の視点や評価指標を、適時、見直していくことが必要です。
- 市町や地域包括支援センターには、地域ケア会議の役割や手法が十分に理解されていないところもあるため、地域ケア会議が積極的に開催されていません。また、開催された場合であっても、地域ケア会議の5つの機能（「個別課題の解決」、「地域包括支援ネットワークの構築」、「地域課題の発見」、「地域づくり、資源開発」、「政策形成」）のうち、「地域課題の発見」、「地域づくり、資源開発」及び「政策形成」については、十分でない状況にあります。
- 地域包括ケアシステムの強化に当たっては、地域包括支援センターの機能強化が必要となりますが、介護予防支援（介護予防ケアプラン作成等）業務に多くの時間が費やされ、包括的支援事業が十分に行っていない状況となっているため、職員配置及び業務執行体制を見直すことも必要です。
- 介護支援専門員だけでなく、地域住民や事業所等に対し、介護予防や自立支援に関する理解を促進していく必要があります。

【取組の方向性】

- 地域包括ケアシステムの強化に向け、県、県保健所、県地域包括ケア推進センターが役割分担と連携を図ることにより、在宅医療・介護連携の推進、地域包括支援センターのケアマネジメント機能の強化、介護予防の推進、地域住民など多様な主体が提供する生活支援サービス等の充実、専門職や住民の意識啓発など、地域の実情に応じた各市町の取組を支援します。
- 地域包括ケアシステムの評価の視点や評価指標を、適時、見直します。また、市町が評価指標を活用しながら関係者と協議し、自ら地域包括ケアシステムの構築状況を確認・検証していくよう支援するとともに、日常生活圏域単位の評価を継続的に行い、地域包括ケアシステムを強化していきます。
- 地域ケア会議の役割や手法などについて、地域包括支援センター職員等の理解を促進し、地域ケア

会議の運営、進め方などに係る技術の向上を図った上で、会議が積極的に開催されるとともに、市町、地域包括支援センターが地域ケア会議の5つの機能を着実に実施するよう、必要な助言・支援をします。

- 市町や地域包括支援センターが地域包括支援センターの事業について評価し、必要な措置を講じることができるよう助言・支援をします。
- 市町が地域住民や事業所等に対し、介護予防や自立支援に関する理解を更に促進していくよう必要な助言・支援をします。
- 専門性の高い認知症医療提供体制を確保し、早期診断の推進と適切な医療の提供を推進するとともに、かかりつけ医（オレンジドクター）や認知症疾患医療センター等の専門医療機関と地域包括支援センター、ケアマネジャー等の医療・介護関係者が認知症の患者情報を共有し、適切な医療・介護サービスが確実に提供できる仕組みづくりに取り組み、そのツールとしての地域連携パス「ひろしまオレンジパスポート」の普及を促進します。

4 医療的ケア児支援体制の整備

《めざす姿》

- 医療的ケアを日常的に必要な障害児とその保護者が、在宅で安心して生活できる支援体制が整っています。

(1) 医療・福祉支援体制

【現状】

- NICU（新生児集中治療室）等に長期間入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な障害児（以下「医療的ケア児」という。）が、退院して地域で生活するケースが増加しています。
厚生労働省の推計によると、平成28（2016）年10月1日現在、広島県内の医療的ケア児数（推計値）は422人となっており、広島県及び7障害保健福祉圏域において、在宅の医療的ケア児が関連分野での支援が受けられるよう関係機関で構成する協議の場を設置しています。
- 医療型の短期入所及び通所サービス事業等の障害福祉サービスについては、人員配置や施設基準など法的規制、また、医療職等の専門資格の人材の確保も必要であるため、新規の事業開設が難しい状況にあります。
- 県立の医療型障害児入所施設として、東広島市に3施設（わかば療育園、若草園、若草療育園）、福山市に1施設（福山若草園）を設置しています。このうち、福山若草園は、県東部地域の重症心身障害児療育の唯一の入所機能を持つ拠点としての役割を果たすため、平成27（2015）年度に新築移転し、利用者のニーズに対応した機能の強化を図っています。

【課題】

- 地域へ帰られた後においても、NICU等基幹病院への依存度は高く、成人期以降も当該病院へ通院するなど、地域の医療機関への移行が進んでいない状況にあります。また、訪問看護では、地域的な偏在はあるものの、多くが高齢者を対象としているため、小児に対応できない事業所も多く、医療的ケア児の居住実態等に合わせた、地域で安心して生活できる環境の整備が必要です。
- 施設・設備が老朽化している県立医療型障害児入所施設（わかば療育園、若草園、若草療育園）に

については、療育環境の改善を図るとともに、医療的ケア児を含めた重症心身障害児（者）の抱える課題やニーズを踏まえた施設の機能強化が必要です。

【取組の方向性】

- 県立医療型障害児入所施設の整備（わかば療育園の移転，若草園，若草療育園の改修）のほか，医療機関等を活用し，医療的ケア児を含めた重症・重度心身障害児（者）の入所や短期入所の定員の確保を図ります。
- 社会福祉整備費補助金等において，主として重症心身障害児を対象とする児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所などを優先的に採択し，通所サービス事業の拡充を図ります。
- 医療的ケア児が地域で安心して生活できるよう，NICU等基幹病院と地域の小児科医療機関や訪問看護の連携の促進，医療的ケア児に関する研修等を通じた人材育成など，様々な課題について，引き続き，広島県障害者自立支援協議会医療的ケア児支援部会及び7障害保健福祉圏域のブロック会議で協議していきます。

(2) 成人期移行に向けた支援体制

【現状】

- 医療的ケア児の増加に伴い，今後，学齢期から成人期へ移行する障害者に対するライフステージに応じた支援のあり方が求められています。

【課題】

- 地域において医療的ケア児の支援に携わる保健，医療，福祉，教育等の各分野の関係機関によるライフステージに応じて必要となる支援を円滑に受けられる体制の整備を進める必要があります。
- 医療的ケア児の学齢期から成人期への移行に伴い，小児科から内科への医療支援体制の移行，家族等介護者の高齢化による在宅から施設入所など，円滑な成人期移行に向け課題や支援ニーズを把握・整理する必要があります。

【取組の方向性】

- 保健，医療，福祉，教育等の関連分野における医療的ケア児に対する支援を総合調整するコーディネーターの養成等，支援の充実を図ります。
- NICU等基幹病院への依存度は高く，成人期以降も当該病院へ通院するなどの現状を踏まえ，広島県障害者自立支援協議会医療的ケア児支援部会や広島県医師会を通じ，内科への移行に向けた研修の検討，また，市町へ配置された医療的ケア児等コーディネーターを通じた地域の医療・福祉支援体制を促進します。

(3) 災害発生時の医療支援体制

【現状】

- 救急搬送や大規模災害発生時等に備え，医療的ケアが必要な障害児に対し，迅速に対応できる医療機関間の情報（データベース）の共有が求められています。

【課題】

- 医療的ケアが必要な障害児の情報共有化はもとより，医療機器や酸素等の医療サービス系のリース会社との情報連携，避難情報の把握等，必要な支援が適切に対応できるような支援情報の共有化が必要です。

【取組の方向性】

- 厚生労働省がシステム化を予定している医療的ケア児医療情報共有サービスの推進に努めます。

IV 地域生活の支援体制の構築

1 福祉サービス等の提供

《めざす姿》

- 障害者の性別，年齢，障害の特性に配慮し，可能な限りその身近な場所において必要な日常生活や社会生活を営むことができるよう，多様なサービスが提供できる障害福祉サービス等の基盤が整備されています。

(1) 地域生活支援拠点等（システム）の整備

【現状】

- 障害者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに，施設入所又は病院からの地域移行を進め，地域生活で生じる様々な課題に対応し，住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう，市町による関係機関と連携した取組を支援することにより，居住支援のための機能（相談，緊急時の受け入れ・対応，体験の機会・場，専門的人材の確保・養成，地域の体制づくり等）を備えた地域生活支援拠点等（システム）の整備を促進しています。
- 各市町においては，平成29（2017）年度に地域生活支援拠点等（システム）の整備工程を明らかにしたロードマップを作成し，計画的な整備に取り組んでいます。

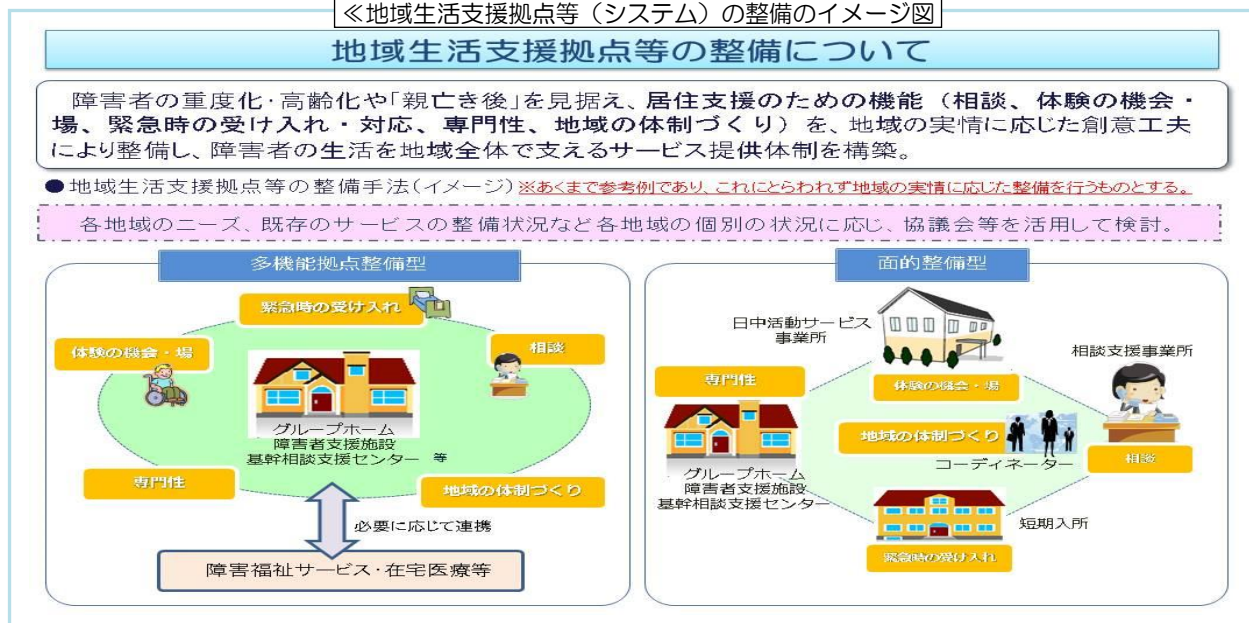
【課題】

- 地域生活支援拠点等（システム）は，障害者等の地域生活を支える地域システムを担うものであり，市町の自立支援協議会等で十分協議するなど，地域合意を得て整備を進めていく必要があります。

【取組の方向性】

- 地域共生社会の実現に向けた障害福祉サービス等による支援体制づくりとして，地域生活支援拠点等（システム）整備のロードマップが着実に実行され，障害者等の地域生活を支える地域システムとして稼働するよう，アドバイザーの派遣，市町協議会事務局連絡会議，先進事例説明会等を通じて，市町の取組を支援していきます。

《地域生活支援拠点等（システム）の整備のイメージ図》



(H28.12.12 地域生活支援拠点等整備促進のための全国担当者会議（厚生労働省主催）資料より）

(2) 訪問系のサービスの確保

【現状】

- 県内の指定障害福祉サービス事業者のうち、訪問系サービスの事業者数は居宅介護で 570 事業所、重度訪問介護 542、行動援護 66、同行援護 154、重度障害者等包括支援 1 事業所となっています。

【表2-4-1 訪問系サービスの事業所数(平成30(2018)年4月1日現在)】

圏域	(単位:所)				
	居宅介護	重度訪問	行動援護	同行援護	重度包括
広島	317	305	13	53	—
広島西	22	20	1	9	—
呉	48	44	6	20	—
広島中央	33	33	12	15	—
尾三	47	45	9	23	—
福山・府中	85	78	23	28	1
備北	18	17	2	6	—
計	570	542	66	154	1

- 平成 30 (2018) 年度から、介護サービスと障害福祉サービスを提供する共生型サービスの制度が創設されました。

【課題】

- 県内どこでも必要な障害福祉サービスが保障されるよう、提供体制を確保する必要があります。
- 難病患者等については、障害福祉サービスの利用が少ない状況にあります。

【取組の方向性】

- 事業者が少ない行動援護、同行援護及び重度障害者等包括支援については、事業者への集団指導研修等を通じて事業内容の周知や人材育成を図り、事業者の参入を促進します。
- 中山間地域や島しょ部など、事業者の参入が進みにくい地域においては、介護保険事業者などを市町において基準該当福祉サービス事業者として認定するほか、介護サービスと障害福祉サービスを提供する共生型サービスの参入を促進するなど、地域の実情に応じた事業者の確保を促進します。
- 難病患者等に対し、障害者総合支援法に基づく給付の対象である旨を引き続き周知していきます。

(3) 日中活動の場の充実

【現状】

- 県内の指定障害福祉サービス事業者のうち、日中活動サービスの事業者数は生活介護で 238、宿泊型自立訓練 4、自立訓練（機能訓練） 3、自立訓練（生活訓練） 22、自立生活援助 1、就労定着支援 1、就労移行支援 80、就労継続支援 A 型 88、就労継続支援 B 型 307、療養介護 11 事業所となっています。

【表 2-4-2 日中活動系サービス事業所数(平成 30(2018)年4月1日現在)】

(単位:所)

圏域	生活介護	宿泊型自立訓練	自立訓練(機能)	自立訓練(生活)	自立生活援助	就労定着支援	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	療養介護
広島	84	1	1	9	0	1	26	45	124	1
広島西	15	0	0	1	0	0	1	3	13	3
呉	22	0	0	3	0	0	10	6	31	1
広島中央	27	0	1	3	0	0	11	5	24	4
尾三	25	2	0	3	1	0	16	6	39	0
福山・府中	51	1	0	2	0	0	14	21	64	1
備北	14	0	1	1	0	0	2	2	12	1
計	238	4	3	22	1	1	80	88	307	11

- 障害福祉サービスの訓練等給付として、市町において自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及びグループホームを実施しています。

【課題】

- 県内どこでも必要な障害福祉サービスが保障されるよう、提供体制を確保する必要があります。
- 施設入所等から地域生活への移行を進めるためには、グループホームの充実を図るとともに、自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援、自立訓練等のサービスを充実させる必要があります。また、併せて必要な訪問系サービスや日中活動系サービスを保障することにより、地域における生活の維持及び継続が図られるようにする必要があります。
- 日中活動系サービスは、通える範囲内に事業所がないなどサービスを利用しにくい地域があります。

【取組の方向性】

- サービス等の提供体制については、市町の状況把握に努め、情報共有を図るとともに、必要なサービス量を確保するため、市町や関係機関等と連携を図ります。
- 地域で不足する日中活動系サービス事業所の整備を促進するため、国に対して国庫補助制度の拡充等を要望します。また、市町の障害福祉計画に沿った整備を進めるため、それぞれの市町の障害福祉計画で不足しているサービス事業の整備や、県の補助に加えて、市町が上乘せ補助を行う予定の整備は補助金の優先採択を行います。

(4) 地域生活を支えるサービス等

【現状】

〔市町地域生活支援事業の促進〕

- 市町では、相談支援、意思疎通支援、日常生活用具の給付及び移動支援など障害者の生活の基礎となる事業や、社会的障壁の除去に向けた地域社会への働きかけの研修・啓発事業等の必須事業に併せ、利用者ニーズに応じて、福祉ホームや日中一時支援、社会参加支援など多種多様な任意事業を地域の実情に応じ実施しています。

〔身体障害者補助犬の普及啓発〕

- 身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）を育成給付するとともに、補助犬使用者又は受入側施設の管理者等から苦情や相談の申し出を受けたときは、必要な助言、指導等を行っています。

身体障害者補助犬法



この法律は、身体障害者補助犬の育成及びこれを使用する身体障害者の施設等の利用の円滑化を図り、もって身体障害者の自立及び社会参加の促進に寄与することを目的としています。

具体的には、補助犬育成に係る訓練事業者及び使用者の義務を定めるとともに、公共施設、公共交通機関及びデパート、レストランなどの不特定多数が利用する施設を身体障害者が利用する場合、身体障害者補助犬を同伴することを拒んではならないことが定められています。

身体障害者補助犬は、目や耳や手足に障害のある方の生活のお手伝いをする犬のことで、盲導犬、聴導犬、介助犬のことです。

補助犬は特別な訓練を受け、身体障害者補助犬法に基づいて認定されており、障害のある方とともに社会参加し行動を共にすることが認められています。

補助犬は障害のある方のパートナーです。

【表 2-4-3 身体障害者補助犬の実働状況】

(単位:頭)

区 分	広島県	全 国
介助犬	実働なし	66 (H30. 10. 1現在)
聴導犬	実働なし	67 (H30. 10. 1現在)
盲導犬	27 (H30. 3. 31現在)	941 (H30. 3. 31現在)

- 人権啓発行事の「ヒューマンフェスタ」において、身体障害者補助犬の貸与式を実施する等、身体障害者補助犬の意義、役割等について普及啓発活動を行い、理解促進に努めています。

〔軽度・中等度の難聴児支援〕

- 身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児の補聴器の購入については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の補装具費支給制度対象外となっているため、保護者の負担軽減を図ることを目的に、購入費用の一部を助成しています。

〔思いやり駐車場利用証交付制度の推進〕

- 公共施設や商業施設等に設置されている障害者等用駐車区画の適正利用の推進及び当該駐車区画を安心して利用できる駐車環境を提供するため、障害者等、駐車区画の確保に特に配慮を必要とする人に対し「利用証」を交付する「広島県思いやり駐車場利用証交付制度」を実施しています。

【表 2-4-4 思いやり駐車場利用証交付状況(平成 23(2011)年7月1日～平成 29(2017)年3月末現在)】

(単位:人)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	計
申請者数	14,766	9,589	10,391	10,355	10,243	11,094	66,438

〔運転適性相談の実施〕

- 運転免許取得時・更新時等において、身体障害者等に対し運転適性相談を実施し、自動車等の安全な運転に必要な認知又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなる四肢又は体幹の障害者は、条件が付されることによって、安全な運転に支障を及ぼすおそれがないと認められることで、運転免許を取得できます。

また、一定の病気にかかっている人に対しても運転適性相談を実施し、個別に相談を受け、自動車の安全な運転に支障があると思われる人に対しては、専門医又はかかりつけの医師の診断書の提出を求め、運転免許の取得ができるか否か判断するなどの対応をしています。

〔年金・手当等〕

- 障害者の経済的支援を行うため、各種手当等の支給や制度の周知を図っています。

【課題】

〔市町地域生活支援事業の促進〕

- 市町地域生活支援事業は、市町が地域の実情に応じて創意工夫により事業を実施できるという特性上、市町により実施される事業や事業形態が異なるなど、地域によって相違が生じるとともに、サービスの多様化に伴い事業規模は拡大していますが、国の財政的補助は十分行われていません。

〔身体障害者補助犬の普及啓発〕

- 身体障害者補助犬法（平成 14 年法律第 49 号）成立後 15 年が経過しましたが、法律の目的及び補助犬への理解が進んでいないこと等から、補助犬の施設への同伴入場は必ずしも円滑に受け入れられていない状況にあります。

〔軽度・中等度の難聴児支援〕

- 幼児期における言語やコミュニケーション能力の向上、または学齢期における学習機会の確保、難聴児の健全な発達等のため、補聴器の装用時期を逸することなく早期装用することが必要です。

〔思いやり駐車場利用証交付制度の推進〕

- 思いやり駐車場の利用対象者が、安心して利用できる駐車環境を整えるため、駐車区画の更なる確保や思いやり駐車場制度の周知を進めることが必要です。

〔運転適性相談の実施〕

- 現行の道路交通法では、身体障害者等が免許を取得・更新する場合、一定の病気等に該当するかどうか判断するため、交付を受けた質問票に必要事項を記載し、提出する必要があるが、質問票に虚偽の申告をした場合の罰則規定が設けられています。

したがって、一定の病気等の申告や適性相談については、プライバシーの保護に配慮しつつ、窓口対応や相談時において、誤った認識や申告、記載がないよう正確な周知と丁寧な説明が必要となります。

〔年金・手当等〕

- 経済的支援としての障害基礎年金等の給付、特別児童扶養手当や特別障害者手当等の手当制度、保護者が死亡した場合残された障害者の生活と福祉の増進を図るための心身障害者扶養共済制度などがありますが、手当額等が十分でない場合や心身障害者扶養共済制度の将来への不安があります。

【取組の方向性】

〔市町地域生活支援事業の促進〕

- 地域の実情にあった柔軟で効果的なサービスが提供されるよう、県内市町の状況把握に努め、その取組の情報共有を図るとともに、必要な助言や調整等により、市町の取組を推進します。また、各市町が必要なサービスを安定的に提供するには、国の十分な財政措置が必要であるため、引き続き、他県と連携して要望するなど、国への働きかけを行います。

〔身体障害者補助犬の普及啓発〕

- 身体障害者補助犬の育成・給付を継続するとともに、身体障害者補助犬の同伴入場が円滑に受け入れられるよう、人権啓発行事のイベント等において、県民へ広くその意義、役割等について周知するほか、飲食店、商業施設、医療機関など業種別団体等に対し、補助犬に関する理解と対応について普及啓発に努めます。

〔軽度・中等度の難聴児支援〕

- 軽度・中等度の難聴児の補聴器購入に対して助成することにより、補聴器の早期装用を促し、将来的に自立した日常生活を営むことができるよう、言語能力の発達を支援します。

〔思いやり駐車場利用証交付制度の推進〕

- 思いやり駐車場を必要とする方々が、安心して利用できる環境を整備するため、民間事業者等への思いやり駐車場の確保に向けた働きかけや、市町や民間事業者等との連携により、思いやり駐車場制度の周知を図ります。

〔運転適性相談の実施〕

- 警察窓口においては、質問票作成時に個別説明するなどプライバシーの保護に配慮しつつ、きめ細かい案内をすることで、正確な申告を促すとともに、再取得した免許の有効期間や、免許再取得にかかる試験の一部免除などを周知し、身体障害者や一定の病気にかかっている人の社会参加が妨げられないよう配慮します。

〔年金・手当等〕

- 必要な手当額等の確保や、心身障害者扶養共済制度の安定的な運営を確保するための助成を、引き続き国に要望していきます。

市町地域生活支援事業

障害のある人が、その有する能力や適性に応じ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう市町が実施する事業です。

地域で生活する障害のある人のニーズを踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な事業体系での実施が可能となるよう、自治体の創意工夫により事業の詳細を決定し、効率的・効果的な取組を行います。

事業名		事業内容
必 須 事 業	理解促進研修・啓発事業	地域住民に対して障害者等に対する理解を深めるための研修・啓発を行います。
	自発的活動支援事業	障害者等、その家族、地域住民等が、地域において自発的に行う活動に対する支援を行います。
	相談支援事業	
	基幹相談支援センター等機能強化事業	専門的職員を基幹相談支援センター等に配置することや、基幹相談支援センターが地域における相談支援事業者に対する専門的な指導・助言、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施します。
	住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)	賃貸契約による一般住宅への入居に当たって支援が必要な障害者等に対する入居支援及び関係機関によるサポート体制の調整を行います。
	成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の申立てに要する経費（登録手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬を助成します。
	成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を行う法人等の活動を支援します。
	意思疎通支援事業	手話通訳者、要約筆記者を派遣する事業、手話通訳者を設置する事業、点訳、代筆、代読、音声訳等による支援事業など意思疎通を図ることに支障がある障害者等とその他の者の意思疎通を支援します。
	日常生活用具給付等事業	日常生活上の便宜を図るため、障害者、難病患者等に対し介護・訓練支援用具、在宅療養等支援用具、排泄管理支援用具などを給付又は貸与します。
	手話奉仕員養成研修事業	日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。
	移動支援事業	個別支援型、グループ支援型などの方法により、障害者等の社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための移動を支援します。
地域生活支援センター機能強化事業	障害者等に、創作的活動又は生産活動の機会を提供するとともに、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整や、雇用・就労が困難な在宅障害者に対する機能訓練、社会適応訓練等を実施します。	
任 意 事 業	日常生活支援	社会生活に係る次の事業を実施します。 ○福祉ホームの運営、○訪問入浴サービス、○日中一時支援 等
	社会参加支援	社会参加に係る次の事業を実施します。 ○スポーツ・レクリエーション教室開催等、○文化芸術活動振興等
	就業・就労支援	就業・就労に係る次の事業を実施します。 ○盲人ホームの運営、○知的障害者職親委託
特別支援事業		必須事業の実施が遅れている地域の支援や実施水準に格差が見られる事業の充実を図ります。
促 進 事 業	発達障害児者及び家族支援事業	発達障害児者の家族同士の支援を推進する観点から、同じ悩みを持つ本人同士や発達障害児者の家族に対するピアサポート等の支援を拡充します。
	障害者虐待防止対策支援事業	障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、地域における関係機関等の協力体制の整備や支援体制の強化を図ります。
	成年後見制度普及啓発事業	成年後見制度利用促進のための普及啓発を行います。
	特別促進事業	地域の特性等に応じて市町村の判断で実施する重要な事業を行います。

2 住まいの場の確保

《めざす姿》

- 住宅セーフティネットの構築や住まいのバリアフリー化により、障害者が住み慣れた地域で安心して生活できる住環境が整備されています。

(1) 居住系のサービス基盤の整備

【現状】

- 平成 30（2018）年 4 月 1 日現在、県内の指定障害者支援施設（施設入所支援）は 68 施設、共同生活援助（グループホーム）の事業所数は 127、短期入所（ショートステイ）の事業所数は 171 となっています。

【表2-4-5 居住系サービスの施設及び事業所数(平成30(2018)年4月1日現在)】

(単位:所)

圏 域	指定障害者支援施設	共同生活援助 (グループホーム)	短期入所 (ショートステイ)
広島	28	41	57
広島西	4	9	21
呉	3	12	19
広島中央	13	14	19
尾三	5	20	18
福山・府中	10	22	24
備北	5	9	13
計	68	127	171

- 児童福祉法に基づく障害児入所施設等は、平成 30（2018）年 4 月 1 日現在、福祉型障害児入所施設が 9 施設、医療型障害児入所施設は 8 施設、重症心身障害児や肢体不自由児を受け入れる指定医療機関は 3 か所となっています。

【表 2-4-6 児童福祉法に基づく障害児入所施設等(平成 30(2018)年4月1日現在)】

(単位:所)

圏 域	福祉型障害児入所	医療型障害児入所	指定医療機関
広島	4	1	0
広島西	0	2	2
呉	0	1	0
広島中央	2	2	1
尾三	0	0	0
福山・府中	2	1	0
備北	1	1	0
計	9	8	3

【課題】

- 地域生活への移行を促進するための受け皿となるグループホームについて、設置されていない市町もあるなど、サービスを利用しにくい地域があります。
- 障害者支援施設と一体的に運営している福祉型障害児入所施設においては、経過措置の有効期間（平成 32（2020）年度末）後は、障害児入所施設、障害者支援施設、障害児入所施設と障害者支援施設の併設のいずれかの形態に移行する必要があります。

【取組の方向性】

- グループホームが不足している地域では、社会福祉施設整備費補助金の優先的な採択による新設や既存建物の利活用などにより、必要なサービス量の確保に努めます。
- グループホームの整備に当たっては、障害の重度化・高齢化に対応できるよう、平成 30（2018）

年度から新たに創設された、常勤の看護職員等の配置や短期入所等の体制を備えた「日中サービス支援型共同生活援助（グループホーム）」への参入について促進を図ります。

- 障害者支援施設と一体的に運営している福祉型障害児入所施設に関しては、障害者及び障害児の入所の必要量が確保できるように取り組みます。

(2) 住宅の確保

【現状】

- 障害者等が入居できる民間賃貸住宅の仲介を行う事業者（協力店）・居住の支援を行う団体（支援団体）の登録、居住支援法人の指定及び情報提供を実施しています。

【表 2-4-7 広島県あんしん賃貸支援事業登録状況(平成 30(2018)年5月末現在)】

登録区分	登録数
協力店	55 店
支援団体	1 団体

【表 2-4-8 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律における居住支援法人の指定状況(平成 30(2018)年5月末現在)】

指定法人	指定数
居住支援法人	2 団体

- 県営住宅の一部の住戸で、社会福祉法人がグループホーム等として目的外使用することを認めています。

【課題】

- 広島県あんしん賃貸支援事業について、住宅確保要配慮者へ十分周知が図られていません。
- 県営住宅をグループホーム等としての使用を認めるに当たっては、消防法令及び建築基準法令上の整理等が必要ですが、平成 27（2015）年度の消防法の改正により、より一層使用を認めることが困難な状況になっています。

【取組の方向性】

- 障害者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する支援策等について協議するために設立した広島県居住支援協議会を活用し、効果的な情報を提供することで、事業の周知を図ります。
- 社会福祉法人等から県営住宅の目的外使用における相談があった場合、関係法令の整理等が可能であれば、地域生活を営む場として活用できるよう取り組みます。

3 相談支援体制の構築

《めざす姿》

- 障害者の性別、年齢、障害の特性に応じた様々な相談・助言を行う支援体制が構築されています。

(1) 身近な地域における相談

【現状】

- 市町において、障害者の相談に応じる相談支援事業が行われています。
- 地域における障害者等への支援体制に関する課題を共有するとともに、市町自立支援協議会の取組を活性化するため、アドバイザー派遣による助言や市町協議会事務局連絡会議の開催等により、市町等への支援を行っています。
- 基幹相談支援センターは地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援など相談支援の中核的な役割を担うものであり、平成 30（2018）年 3 月末時点で 5 市（うち広島市は 8 区全て）が設置しています。
- 障害福祉サービスの支給決定プロセスについて、平成 27（2015）年度から、市町が支給決定を行うに際し、障害福祉サービス、地域相談支援及び障害児通所支援の利用者に対する支援の一環として、支給決定に係る申請があった全ての申請者に対して、サービス等利用計画案又は障害児支援利用計画案の提出が求められています。
- 民生委員・児童委員は、地域における身近な相談役として、支援を必要とする人の相談に応じ、関係機関と連絡調整しながら、問題解決に向けて支援を行っています。

【課題】

- 市町は、障害者等の相談に応じ、情報提供や助言等が適切に行われるよう、地域の相談支援体制の充実を図る必要があります。
- 市町の障害者自立支援協議会の運営については、関係機関相互の連携強化のための工夫など効果的な運営を行っている市町がある一方で、協議会の機能が十分活かされていない市町もあります。
- 地域の相談支援の中核的な機関である「基幹相談支援センター」の設置を促進する必要があります。
- 計画相談支援及び障害児相談支援を円滑に実施するため、資格、経験等を活かし、将来展望を持って相談支援事業所で働き続けることができる相談支援専門員を確保する必要があります。
また、障害者等のニーズを十分に把握し、本人の希望する生活を実現するためのサービス利用支援に資するよう、相談支援専門員の質的向上と量的確保を図る必要があります。
- 社会福祉に対するニーズの多様化や個人情報保護に関する住民意識の高まり等により、民生委員・児童委員が活動していく上での負担が増加し、民生委員・児童委員の担い手が不足しています。

【取組の方向性】

- 市町にアドバイザーを派遣し、相談支援体制の整備や市町自立支援協議会の役割等について助言等を行い、協議会において、当該市町の障害福祉のあり方等について積極的な議論が行われるよう、協議会の取組の活性化を図ります。
- 市町協議会事務局連絡会議を開催し、各市町の取組状況や課題等について情報共有を行い、課題解決に向けた検討や相談支援体制のあり方、地域生活支援拠点等（システム）の整備等について協議を行います。
- 基幹相談支援センターの設置促進に向けて、市町に対し、国の財政支援制度を活用しながら、地域

の実情に応じた相談支援体制として整備するよう助言をしていきます。

- 市町や広島県民生委員児童委員協議会と連携し、民生委員・児童委員の存在や役割の重要性について広報します。また、民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくりを推進するため、各地区民生委員協議会を支援するとともに、民生委員・児童委員に対して、新たな課題に対応できる知識・技術を習得するための研修を実施します。

(2) 専門的・広域的な相談支援

【現状】

- 発達障害児（者）に対する相談・普及啓発・研修などに関する県内の総合拠点として、広島県発達障害者支援センターを設置し、発達障害のある当事者やその家族への直接支援のほか、一次支援機関である市町等関係機関への助言、研修、関係機関調整等を行っています。
- 難病対策センターを設置し、地域で生活する難病患者等の日常生活における相談・支援、地域交流活動の促進及び就労促進などを実施しています。
- こども家庭センターでは、知的障害児（者）への専門的な相談や心理学的判定に応じるとともに、障害児の施設入所等の必要な支援、市町に対する技術的な支援を行っています。
また、こども家庭センターでは、児童虐待、配偶者からの暴力（DV）、児童の発達の状態など、子供や家庭の問題に対応する総合的な相談支援を実施しています。
- 県立身体障害者更生相談所では、身体障害者への専門的な相談に応じるとともに、補装具、自立支援医療（更生医療）の給付等に係る市町に対する技術的な支援を行っています。

【表 2-4-9 身体障害者の更生相談の状況】

区 分		(単位:人,件)		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
県立身体障害者 更生相談所	相談等実人員	3,516	3,848	3,632
	相談件数	3,311	3,736	3,547
	判定件数	2,229	2,224	2,108

※ 広島市を除く

- 県では、ろうあ者専門相談員を関係6機関に配置し、意思疎通が難しい聴覚障害者の更生援護等の相談に応じています。

【表 2-4-10 ろうあ者専門相談員の活動状況(平成 29(2017)年度)】

(単位:件)													
家族関係	生活・生計	職業職場関係	住居	健康・医療	教育・育児	福祉サービス	補装具・日常生活用具	年金・保険	各種制度	災害	通訳	その他	計
77	348	97	62	270	36	46	65	22	39	8	249	77	1,396

- 肝疾患診療連携拠点病院（広島大学病院、福山市民病院）に設置している肝疾患相談室や、保健所、市町窓口、県が養成した「ひろしま肝疾患コーディネーター」が肝炎に関する知識や制度の啓発及び相談応需・支援を行っています。

【課題】

- 発達障害児（者）とその家族が、身近な地域・市町で個々の特性に応じた適切な支援を受けられるよう、一次支援機関である市町、事業所等への支援・バックアップや、保育所、学校、職場等における支援者のスキル向上等、相談支援の充実を図る必要があります。
- 難病患者の多くは、地域で生活しながら病気の療養等を行っており、難病患者が安心して在宅療養を送ることができる相談支援体制の提供が求められています。
- 肝疾患相談室や行政窓口、「ひろしま肝疾患コーディネーター」について広く県民に周知するとと

もに、相談体制の充実を図る必要があります。

【取組の方向性】

- 発達障害者支援センターは、機関コンサルテーションや支援者に対する研修等を行うとともに、二次的支援機関として現場をサポートする取組を充実していきます。
- 難病患者やその家族の不安解消を図るため、難病対策センターが行う難病相談や、各保健所が実施する難病相談会及びピアカウンセリング事業を実施します。
- こども家庭センターは、児童相談所、知的障害者更生相談所、婦人相談所（配偶者暴力相談支援センター）として、引き続き、子供や家庭の問題に対応する総合的な相談支援を実施していきます。
- 県・市町の保健師、医療機関の看護師及び職域の健康管理担当者等を、肝炎についての知識を習得し肝炎患者等の相談に応じることのできる「ひろしま肝疾患コーディネーター」として養成するとともに、肝疾患相談室とネットワーク化することにより、相談支援体制を強化します。

また、県民にとって身近な存在である保健所、市町の相談体制を充実することにより、県民への肝炎ウイルス検査の受検促進や受診勧奨について正しい知識の普及啓発を行います。

4 サービスの質の向上等

《めざす姿》

- 福祉サービスの自己評価の促進と、客観的に評価する第三者評価機関の適切な運営の確保によりサービスの質の向上が図られています。
- 質の高い人材育成等により障害福祉サービスの質の向上を図るとともに、人材の確保及び定着支援等の取組を通じて、将来にわたって持続可能なサービス基盤が整備されています。

(1) 質の確保

【現状】

- 県及び市町では、事業者に対して運営基準等の遵守状況を確認するため、定期的に実地指導を実施し、自ら提供するサービスの自己評価を行うよう指導しています。
- 事業者が適切なサービスを提供するために必要な情報を共有するため、制度改正や報酬改定等について、事業者への集団指導研修等を実施しています。
- 障害者総合支援法等の一部改正により、障害福祉サービス等の情報公表制度が創設され、平成 30（2018）年度から施行されました。
- 就労継続支援A型事業所は、県内で 89 事業所があり、障害者に雇用契約に基づく就労機会を提供しています。
- 公正・中立な第三者評価機関が、専門的かつ客観的な立場から、福祉サービスを提供する事業所のサービスの質を評価しており、第三者評価を推進する組織として「広島県福祉サービス第三者評価推進委員会」（以下「推進委員会」という。）を県社会福祉協議会に設置しています。
- 医療に関する患者・家族等と医療従事者、医療機関との信頼関係の構築支援と患者サービスの向上を目的として、「広島県医療安全支援センター」を設置し、専門の相談員を配置して、患者・家族等からの医療に対する相談や苦情等を受け付けています。

相談件数については、県民の医療に対する関心の高さを背景に、年々増加傾向にあります。

【表 2-4-11 広島県医療安全支援センターの相談件数】

(単位:件)

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
相談件数	565	580	704

【課題】

- 実地指導の標準化を図るため、市町職員を対象にした研修の実施や、県が実施指導を行っていない障害福祉サービスに係る市町の指導状況を把握する必要があります。
- 障害福祉サービス等を提供する事業所数が大幅に増加する中、情報公表制度の効果的な活用により、利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上を図る必要があります。
- 就労継続支援A型事業所については、平成 29 (2017) 年度から指定 (運営) 基準等の一部改正が行われましたが、県内では、生産活動の収益で利用者の賃金を賄うという指定基準を満たすことができない事業所が約6割あり、また、経営破たんにより多数の利用者が突然解雇される事案が発生しており、経営の改善等を図る必要があります。
- 第三者評価受審者数が伸び悩んでいるため、第三者評価の有効性を事業者へ周知していく必要があります。
- 医療技術の高度化や多岐に及ぶ相談内容、医療保険制度等の改正などの新しい制度にも対応できるよう、広島県医療安全支援センター相談員の資質向上を図る必要があります。
- 患者と医療従事者、医療機関との信頼関係を醸成するため、患者の要望を真摯に受け止め、必要な情報を提供することや、患者自らが相談できる体制を整え、患者が医療に参加できる環境を作り上げていくことが必要です。

【取組の方向性】

- 実地指導を担当する市町職員を対象とした研修を実施し、事例の発表・研修等による指導ノウハウの普及を図るとともに、市町へ権限移譲を行った障害福祉サービス事業については、市町が実地指導を行う上での障害福祉サービス等報酬や制度等の問題点を把握し、必要に応じて、国に働きかけるなど、市町と連携し障害福祉サービスの質の向上を図ります。
- 情報公表制度について、より多くの利用者や相談支援専門員等が活用できるよう普及・啓発に向けた取組を実施し、障害福祉サービスの質の向上を図ります。
- 指定基準を遵守するように就労継続支援A型事業所を指導するとともに、平成 30 (2018) 年 11 月の広島県障害者自立支援協議会からの就労継続支援A型事業所に係る経営破たん事案の検証報告を踏まえて、指定・指導の審査の適正化や経営支援など再発防止策を検討します。
- 第三者評価が適切に実施されるよう、事業の実施に関する基本方針に基づき、事業の実施状況を把握するとともに、推進委員会へ必要な助言を行います。
- 推進委員会と連携して、事業者への研修会等で第三者評価の必要性や福祉サービスの向上について普及啓発し、第三者評価が事業者に定着するよう努めます。
- 県内の他の医療安全支援相談窓口との連携を図り、事例検討会を行うなど、相談者に対してより良い対応ができるよう、相談員の資質向上に取り組みます。
- 患者と医療従事者の相互理解を深めるため、インフォームド・コンセントの充実、ミスコミュニケーションの防止など、患者・医療従事者を対象とした研修機会を提供します。

(2) 人材の育成・確保

【現状】

〔障害者支援に携わる者等の人材育成〕

- 市町において設置している身体・知的障害者相談員の相談活動が地域間格差なく充実が図られるよう、県内広域で研修を実施しています。
- 平成 26（2014）年度に広島県障害者自立支援協議会相談支援・研修部会において策定した「人材育成ビジョン」に基づき、相談支援従事者の初任者研修や現任研修を実施しています。
- 平成 27（2015）年度から、全ての障害福祉サービス等の支給申請に対し、計画相談支援（サービス等利用計画、障害児支援利用計画の作成）を実施していく必要があることから、平成 23（2011）年度以降、相談支援従事者初任者研修の受講定員を増枠したところですが、現在も支援業務に従事する相談支援専門員が不足しています。
- 相談支援専門員は、相談支援従事者初任者研修修了年度から 5 年間に、相談支援従事者現任研修を修了することが必要であること以外の定めがないことから、相談支援専門員を対象とした研修の機会が不足しています。
- サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者については、法定の更新研修は設定されておらず、現任者を対象とした研修の機会が不足しているため、平成 28（2016）年度からフォローアップ研修を実施しています。
- 障害者の就労移行や就労継続支援の従事者の質的向上を図る研修等の機会が不足しています。
- 介護職員等による喀痰吸引等業務については、一定の研修の受講や、医療や看護との連携による安全確保が図られているなどの一定の条件の下で行うことができます。

〔保健医療サービス等を担う人材の育成・確保〕

- 看護職員養成における看護教育の充実を図り、質の高い看護職員の養成に努めています。
- 県内の中小病院等に対して、認定看護師研修及び看護師の特定行為研修の受講に対して支援することにより、看護職員の資質向上を図っています。
- 医療技術・リハビリテーション技術の進歩や高齢期における地域包括ケアシステムの強化に伴う幅広いリハビリテーションのニーズに対応するため、病院や社会福祉施設等において、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士の需要が高まっています。
- 本県の就業歯科衛生士数は年々増加傾向にありますが、中山間地域や島しょ部地域など不足がみられるところもあり、地域偏在が生じています。
介護予防や摂食嚥下障害の軽減、誤嚥性肺炎の予防等には、口腔ケアが効果的であることが分かっており、それらを担う歯科衛生士の役割は重要です。
- 障害者や在宅患者等の医薬品の適正使用を推進するため、薬剤師の関係団体が実施する医療や介護、福祉分野の研修を支援することにより、薬剤師の資質向上を図っています。
- 県立広島大学では、看護師、保健師、助産師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、社会福祉士、精神保健福祉士を養成しています。

〔広島県福祉人材育成センター〕

- 広島県福祉人材育成センター等による求人・求職のマッチングのための無料職業紹介・就職説明会等を行っていますが、多くの福祉・介護施設が人材の不足感を持っており、福祉・介護分野の有効求人倍率も高い水準で推移しています。
- 離職者の内、3 年未満の介護職員の離職率が 60%以上と高く、「入ってもすぐ辞めてしまう」ことにより、組織としての知識やノウハウが溜まりにくく、サービスの質や介護職員のモチベーションが維持できないという悪循環に陥ることが懸念されます。

- 福祉・介護業界に対するマイナスイメージが払拭できない状況にあります。

【課題】

〔障害者支援に携わる者等の人材育成〕

- 相談支援従事者初任者研修のグループワークにおいて、指導力を備えた演習ファシリテーター（相談支援専門員）を多数確保する必要があります。
- 質の高いケアマネジメントや、地域を基盤としたソーシャルワークを実践できる相談支援専門員を養成するため、厚生労働省において、研修カリキュラムの充実が検討されており、県においても的確に対応する必要があります。
- 障害福祉サービス等が適切に提供されるためには、事業所の従事者等の人材育成を図り、資質向上を図る必要があります。また、障害者の雇用や就労ニーズの高まりによって、資質の高い従事者等による継続的な支援が求められています。
- 高度で専門的な見識、技術を必要とする研修は、事業者単位で取り組むことが困難なため、行政や職能団体等による支援を行う必要があります。
- 介護職員等による喀痰吸引等業務の従事者については、制度が円滑に実施されるよう、養成していく必要があります。

〔保健医療サービス等を担う人材の育成・確保〕

- 患者のニーズの多様化やチーム医療の推進、在宅医療への転換等に伴い、高度な専門知識及び技術を持った看護職員を養成する必要があります。
- 保健、医療、福祉、介護の幅広い分野におけるニーズに対応できるよう、引き続き理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士の資質向上に努める必要があります。
- 就業歯科衛生士の更なる確保による地域偏在の解消とともに、介護予防や摂食嚥下障害の軽減、誤嚥性肺炎予防など全身の健康につながる口腔ケアに対応可能な歯科衛生士の養成が必要です。
- 在宅医療のニーズの増加や、求められるサービスの多様化に対応するため、引き続き薬剤師の関係団体が実施する医療や介護、福祉分野の研修を支援する必要があります。

〔広島県福祉人材育成センター〕

- 安定的な人材確保、定着のためには、幅広い人材のライフスタイルに応じた多様な働き方のできる環境整備や事業所選択に当たり比較検討がしやすい情報提供を行うとともに、職員が誇りを持って安心して働ける職場環境づくりに事業主や管理者、関係者等が継続して取り組んでいく必要があります。
- 広く一般に福祉・介護業界の実情を紹介しイメージ改善を促進するほか、小中高校生・大学生や教員・保護者等についても幅広く理解促進を図る必要があります。

【取組の方向性】

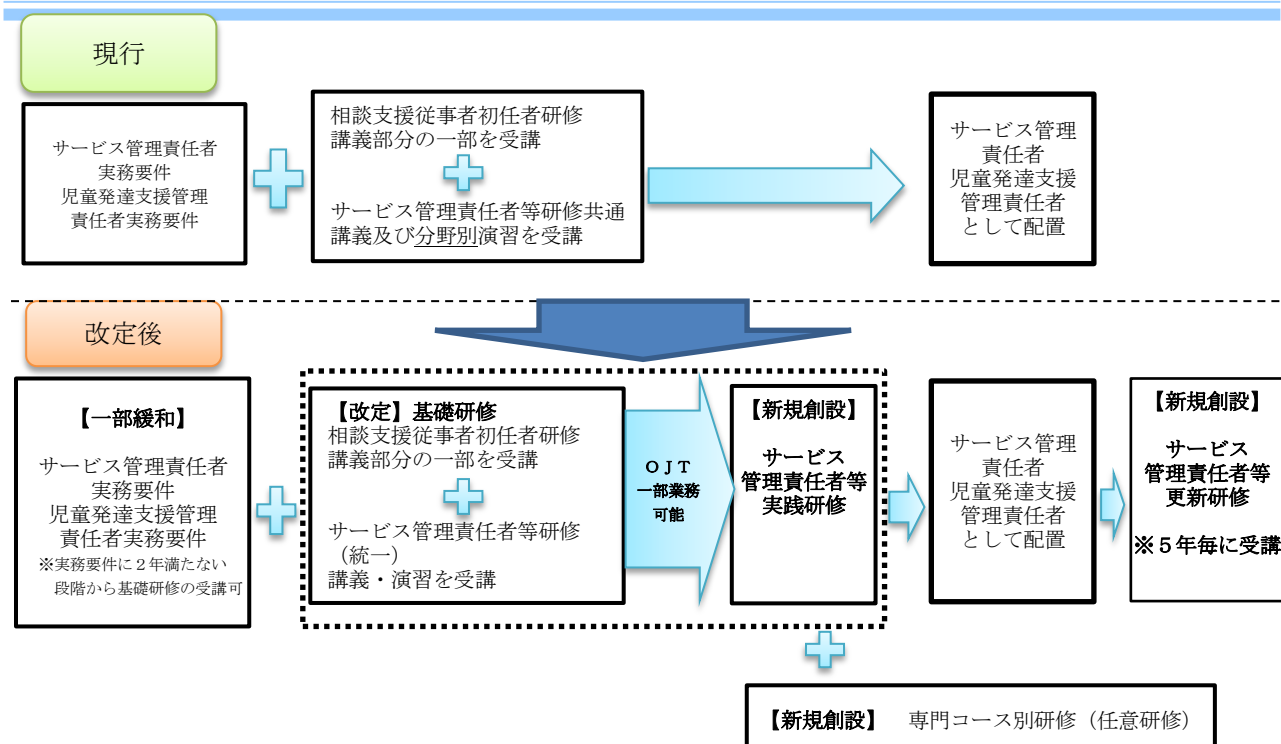
〔障害者支援に携わる者等の人材育成〕

- 相談支援従事者研修等における演習ファシリテーター研修や職能団体等の研修会を活用して地域の中核人材を育成し、事業所内又は事業所間の連携によって人材育成を促進します。
- 相談支援従事者研修の計画的な実施とカリキュラムの充実により、相談業務の量的拡大によるセルフプランの改善・解消やサービス等利用計画の質の向上を図ります。
- 指導力を備えた相談支援専門員等の育成に当たって、国が実施する相談支援従事者指導者養成研修等への計画的な人材派遣を行います。
- 平成 31（2019）年度から新たに創設されるサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者基礎研修、実践研修、更新研修に取り組むとともに、サービス特有の専門コース別研修の実施を検討しま

す。

- 平成 32 (2020) 年度以降に予定されている相談支援専門員研修制度の改正に対応するよう体制整備に取り組みます。

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の見直しについて



- 障害者の雇用や就労を支援する従事者の資質の向上を図るため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携し、先進事業所の視察研修の実施など、必要な知識や技法の習得に向けた取組を行います。
- 県が行う研修だけでなく、身体・知的障害者相談員等の関係団体による研修実施を促進します。
- 介護職員等による喀痰吸引等業務の従事者の養成については、喀痰吸引等研修の受講ニーズを把握しながら、研修実施体制の整備等を図ります。

〔保健医療サービス等を担う人材の育成・確保〕

- 看護職員養成における看護教育の充実を図り、質の高い看護職員の養成を行います。
- 県内の認定看護師研修及び看護師の特定行為研修の受講に対する支援を行うとともに、特定行為研修施設の県内設置を促進します。
- 日々進歩する医療技術やリハビリテーション技術に対応するとともに、地域包括ケアシステムの中で役割を果たすことができるよう、関係機関と連携し、各種研修等の機会を通じて理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士の資質の向上を図ります。
- 広島県歯科衛生士会と連携しながら、潜在歯科衛生士の掘り起こし等により、中山間地域や島しょ部地域への就労促進を図るとともに、介護予防等のための口腔機能の維持・向上、誤嚥性肺炎予防等のための専門的な口腔ケアが実施できる歯科衛生士を養成します。
- 薬剤師の関係団体が行う介護・福祉分野の研修の充実を支援し、薬剤師の更なる資質向上を図ることにより、医療ケアを必要とする障害者の医薬品の適正使用を推進します。
- 県立広島大学において引き続き、看護師、保健師、助産師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、

社会福祉士，精神保健福祉士の養成を行います。

また，地域包括ケア体制の推進など持続可能な地域づくりに貢献できる医療・福祉分野のリーダー人材を育成するため，チーム医療の更なる推進をめざした演習プログラム等を提供します。

〔広島県福祉人材育成センター〕

- 将来にわたって質の高い福祉・介護人材が安定的に確保されるよう，広島県福祉人材育成センターや，平成 24（2012）年度から関係団体で設置している福祉・介護人材確保等総合支援協議会を中心として，人材のマッチング，職場改善・資質向上及びイメージ改善・理解促進等の施策に総合的に取り組めます。

V 暮らしやすい社会づくり

1 バリアフリーの推進

《めざす姿》

- 障害の有無にかかわらず、全ての人が安全で安心な生活ができるよう、ユニバーサルデザインの考え方に配慮した住まいから交通機関、街中までが連続したバリアフリー環境が整っています。

(1) 福祉のまちづくりの推進

【現状】

- 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（通称バリアフリー法）及び「広島県福祉のまちづくり条例」に基づき、建築物のバリアフリー化の推進に取り組んでいます。
- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー法」という。）
 - ・ バリアフリー法に基づき、基準適合義務のある一定の建築物の建築時の審査のほか、基準適合建築物の維持保全について、建築主等に対し、指導、助言等を行い、建築物のバリアフリー化の推進に取り組んでいます。
- 広島県福祉のまちづくり条例
 - ・ 誰もが暮らしやすい福祉のまちづくりを推進するため、公益的施設等の適用施設の構造及び設備の整備について、必要な基準を定めています。
 - ・ 適用施設の建築等を行う場合には、事前に協議（一定規模未満の適用施設を除く。）することとしており、協議の際に基準への適合について指導及び助言を行っています。
 - ・ 条例及び規則に基づく事務（事前協議、適合通知、適合証の交付等）は、各市町で処理することとしています。

【課題】

- 多様な障害特性に応じ、実態に即した建築物のバリアフリー化の促進が求められています。
- 建築計画の検討段階で、バリアフリー法及び広島県福祉のまちづくり条例に基づく基準適合について建築主等の意識の高揚が求められています。

【取組の方向性】

- バリアフリー法及び広島県福祉のまちづくり条例の普及啓発を行います。
- 建築主や設計者からの各種相談の機会を捉え、基準適合に向けた助言等により、バリアフリー化の実現に向けた意識啓発及び技術支援を継続的に実施していきます。
- 社会情勢や障害者等の生活環境の変化に伴う多様なニーズに対応できるよう、国の法改正等に連動して、適宜、広島県福祉のまちづくり整備マニュアルの見直しを行っていきます。

(2) 公共的施設等のバリアフリー化の推進

【現状】

- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例に基づき、人々が安全で安心して利用できる道路空間のバリアフリー化を推進しています。
国土交通大臣が指定する特定道路において、バリアフリー法の基準に適合した整備を実施していま

す。

- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例に基づき、障害者等が利用しやすい都市公園となるよう多目的トイレの設置など園内のバリアフリー化を推進しています。
- 広島県福祉のまちづくり条例を踏まえた、自然公園等の施設整備や改修を実施しています。
- 広島県福祉のまちづくり条例及びこれに係る広島県福祉のまちづくり整備マニュアルに基づき、県庁舎のバリアフリー化を進めています。
- 県営住宅再編5箇年計画及び公営住宅等長寿命化計画に基づき、県営住宅のバリアフリー化を進めています。

【課題】

- 人々が安全で安心して利用できる道路空間を創造するため、特定道路をはじめとした道路空間のバリアフリー化を推進していく必要があります。
- 県及び市町の都市公園について、条例基準に適合した公園整備を行う必要があります。また、条例に適合していない既設の公園については、改善する必要があります。
- 誰もが利用しやすい自然公園等施設の整備・改修が求められています。
- 障害のある方が、快適かつ安全に県庁舎を利用できるよう、バリアフリー化を更に推進していく必要があります。
- バリアフリー化された県営住宅の割合は、約3割に留まっています。

【取組の方向性】

- 国及び市町と連携し、道路空間のバリアフリー化を推進していきます。
- 県で新規設置する都市公園については、広島県福祉のまちづくり条例に適合した整備を行うとともに、既設の公園については調査し、条例に適合していない場合は改善していきます。
また、市町の管理する都市公園については、各市町で制定している条例に沿って整備を行うよう働きかけます。
- 誰もが利用しやすい自然公園等となるよう、老朽化施設（建物・工作物）の撤去及び修繕や施設の改修など整備を行っていきます。
- 誰もが利用しやすい県庁舎となるよう、県庁舎の整備を進めていきます。
- 県営住宅の計画的な建替と改修に合わせて、引き続き、バリアフリー化を進めていきます。

(3) 公共交通機関等のバリアフリー化の推進

【現状】

- 高齢者や障害者等の社会参加等を活発化するため、移動の円滑化を促進する必要がありますが、利用者が一定以上の鉄道駅や市町の中心的な鉄道駅等においても、バリアフリー化設備が未整備の駅があります。
- 低床路面電車やノンステップバスなどの車両については、事業者が県・市町の支援や国の補助制度を活用し、計画を持って導入を進めています。

【課題】

- 鉄道駅については、市町とJRが連携し、国庫補助制度を活用した整備が進められていますが、利用者の多い駅から順次整備が進んでいます。

【取組の方向性】

- 鉄道駅のバリアフリー化について、市町とJRが連携して行う先導的なバリアフリー化整備に対し、県の補助制度を通して支援や助言を行います。
- 低床路面電車やノンステップバス等の車両については、計画どおり導入が進むよう、事業者へ助言を行います。

2 防災対策の強化

《めざす姿》

- 障害の有無にかかわらず、全ての県民が住み慣れた地域で安全に生活できるよう、自ら身を守る「自助」、地域で助け合う「共助」、県・市町の行う「公助」が相互に連携した取組がなされています。

【現状】

〔災害時避難支援〕

- 平成30(2018)年6月1日現在、避難行動要支援者名簿は全市町で作成されています。また、避難行動要支援者の避難支援のための個別計画の作成状況は、全部作成済が3市町、一部作成済が18市町、未作成が2市となっています。
- 平成30(2018)年10月1日現在、市町における福祉避難所の指定状況は、22市町で374施設となっています。

〔緊急時情報提供体制〕

- 災害発生時に、迅速・的確かつ円滑に災害応急対策を実施するため、県では「防災情報システム」を整備し、市町からの被害情報や避難所開設の状況等をオンラインで収集しています。
また、収集した情報は防災関係機関と情報共有を図るとともに、インターネット「広島県防災Web」を通じて広く県民に提供しています。
- 障害者等への防災情報の伝達のため、音声読み上げソフトに対応した「視覚障害者向け防災情報メールシステム」の運用を行っています。
- 聴覚障害者への防災・災害情報の伝達にも対応できる聴覚障害者用情報受信装置等の給付等について、各市町地域生活支援事業により実施しています。

〔土砂災害対策〕

- 要配慮者利用施設が保全対象に含まれる危険箇所の整備や土砂災害警戒区域等の指定を優先して実施しています。
また、インターネット「土砂災害ポータルひろしま」等により、雨量・土砂災害危険度情報や土砂災害危険箇所などの情報を提供しています。
- 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等が避難確保計画の作成・避難訓練を実施するための支援を行っています。

〔水害対策〕

- 洪水時に市町から発令される避難勧告等の避難情報のうち「避難情報・高齢者等避難開始」の発令判断の目安となるよう、県管理河川61河川において基準水位(避難判断水位)を設定し運用しています。
また、その水位情報等について、インターネット「広島県防災Web」や防災情報メール通知サー

ビス等により、情報提供しています。

- 浸水想定区域内の要配慮者利用施設の管理者等が避難確保計画の作成・避難訓練を実施するための支援を行っています。

〔自主防災〕

- 県内の自主防災組織率は、平成 29（2017）年4月1日現在で 91.7%であり、年々向上しています。自主防災組織率は向上している一方で、活動が活発化していない組織が約4割にのぼります。
- 広島県障害者社会参加推進センターでは、市町や関係団体等からの意見を踏まえ、災害時の対応に支援や介助を必要とする人たちやその家族の方々に、日頃から備えておけばよいことなどを紹介するとともに、地域の人たちや支援・介助に携わる人が心掛けておくべき事項などをまとめた「防災ガイド～障害のある方、高齢者や小さなこどものいる家庭のために～」を作成しています。

【課題】

〔災害時避難支援〕

- 避難行動要支援者名簿の避難支援者（民生委員、自主防災組織、社会福祉協議会等）への提供については、要支援者の本人同意が得られない等の理由により、進んでいないケースがあります。また、個別計画に基づき、高齢者や障害者など要支援者の特性に応じた実効性のある避難支援体制を確保する必要がありますが、地域のコミュニティの希薄化等により避難支援者の確保が困難となっています。
- 福祉避難所に指定された施設の多くが高齢者施設であることから、高齢者や障害者等の要配慮者の特性に応じた福祉避難所を確保するとともに、要配慮者の受入体制を整備する必要があります。

〔緊急時情報提供体制〕

- 障害者を含めた全ての人が、迅速な避難行動をとるため、避難情報や避難所開設情報などの必要な情報を、多様な情報提供手段により迅速かつ容易に入手できるよう環境を整備していく必要があります。

〔土砂災害対策〕

- 本県は、土砂災害のおそれのある箇所に要配慮者利用施設が多いため、緊急度や優先度を踏まえながら、計画的に土砂災害防止施設の整備を進めていく必要があります。
- 要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画の作成・避難訓練の実施が土砂災害防止法において義務化されていますが、作成率等が低い状況です。

〔水害対策〕

- 洪水時において要配慮者が適切な避難行動ができるよう継続して周知していく必要があります。また、基準水位を設定する際に設定したリードタイム（適切な避難行動等に要する時間）が、より実態に合う時間設定となるよう、検証していく必要があります。
- 要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画の作成・避難訓練の実施が水防法において義務となっており、施設管理者等が主体的に作成する必要があります。

〔自主防災〕

- 自主防災組織のない地域においては、災害発生時に自力で避難等をするのが困難な事情のある住民の情報を得ることが困難となっています。自主防災組織の活動が活発でない地域においては、訓練等の実施が十分でないため、災害発生時に自力で避難等をするのが困難な事情のある住民への支援が困難となっています。
- 災害への日頃の備えに対する啓発は、災害時の避難場所や情報伝達手段などがそれぞれの地域特性に即した内容である必要があります。

【取組の方向性】

〔災害時避難支援〕

- 災害時の円滑かつ迅速な避難が確保され、また、迅速な安否確認が適切に行われるよう、市町における避難行動要支援者名簿の定期的な更新及び障害の特性や地域の実情等を踏まえた避難行動要支援者の個別計画の策定・見直しの取組を支援していきます。
- 避難支援者の確保に向けた取組を促進するため、地域コミュニティと市町との協働による避難支援者確保事例の情報共有等により市町の支援を行います。
また、要支援者の特性に応じた実効性のある避難支援体制を確保するため、要支援者を含めた訓練等の取組を進めます。
- 要配慮者がいる家族も含め、県民の避難行動について、どのような要素が県民の意思決定と早めの避難行動につながるのかなどを調査・分析し、より効果の高い被害防止策を構築していきます。
- 要配慮者の特性に応じた福祉避難所の確保や要配慮者の受入体制の整備など、市町の取組を進めるため、高齢者や障害者などの関係団体との連携により支援を行います。

〔緊急時情報提供体制〕

- 情報を必要とする障害者やその支援者が、迅速かつ確実に必要な情報を入手できるよう、「広島県防災Web」や県の視覚障害者向け防災情報メールの周知と利用促進を図ります。
- 引き続き、聴覚障害者など情報伝達等が困難な方に対して、日常はもとより災害等緊急時にも対応できる、市町地域生活支援事業の情報意思疎通支援用具の給付等を支援していきます。

〔土砂災害対策〕

- 緊急度や優先順位の高い箇所から、砂防堰堤や法枠等の土砂災害防止施設の整備を計画的に実施します。
併せて、ソフト対策として土砂災害警戒区域等の指定の推進や、土砂災害警戒情報に係る情報提供システムの拡充などを行います。
- 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について、市町と連携して積極的に支援を行います。

〔水害対策〕

- 洪水時の適切な避難につながるよう、市町と連携して、洪水時にとるべき行動やそのタイミング、基準水位の意味等について、住民への啓発活動に引き続き取り組んでいきます。
また、出水時における市町及び住民の実際の防災行動について検証を行い、必要に応じて基準水位の見直しを行うなど、実効性のある避難体制の確保ができるよう市町の取組を支援していきます。
- 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について、市町と連携して積極的に支援を行います。

〔自主防災〕

- 避難行動要支援者への支援が充実するよう自主防災組織がない地域における設立を促進します。
- 地域における防災意識の向上や実践的な活動を行えるよう、自主防災組織の活動の活性化を図ります。
- 防災ガイドの普及啓発を進めるとともに、各地域で要配慮者に対する防災ガイド等が作成されるよう働きかけを行います。

3 防犯・交通安全等の推進

《めざす姿》

- 関係機関・団体等が連携して防犯対策、交通安全対策を実施し、交通事故や犯罪などの被害が減少して、障害者が安心して生活できる環境が整備されています。
- 県内全ての市町において、障害者に対する消費者被害防止のための取組や見守り体制が充実強化されています。

(1) 防犯対策の推進

【現状】

- 「減らそう犯罪」広島県民総ぐるみ運動の展開に伴う「第4期アクション・プラン」（平成28（2016）年度～平成32（2020）年度）などに基づき、日本一安全・安心な広島県の実現に向けて取組を推進しています。
- 警察への緊急通報は主として電話による110番通報ですが、聴覚・言語等が不自由な身体障害者（以下「聴覚障害者等」という。）は、電話による110番通報を行うことができないことから、緊急通報に困難が生じています。

そのため、聴覚障害者等の安全確保の強化を図ることを目的に、総合通信指令室に電子メール送受信機能を持つ端末及びファクシミリを設置し、事件・事故等に係る聴覚障害者等からの緊急通報を、それぞれメール110番及びファックス110番として運用しています。

【表 2-5-1 メール110番・ファックス110番受理件数】

	メール110番		ファックス110番	
	総件数	うち有効件数	総件数	うち有効件数
平成29年	199	106	16	14

(単位:件)

【課題】

- 犯罪の総量抑止が図られ、県民の「安全・安心」は確保されつつありますが、居住地域の治安が良好と感じている県民の割合は未だ十分とはいえない状況です。
- メール110番は、一般の電気通信事業者の行う電子メールサービスを利用しているため、相互通話である音声による110番通報と異なり、一方通行の通信手段となることのほか、遅延又は未着が発生する場合があります。

【取組の方向性】

- 「日本一安全・安心な広島県の実現」を図るため、多様な主体が協働・連携した「安全・安心なまちづくり」と「安全・安心をもたらす警察活動」を両輪とした取組を推進します。
- 現行のメール110番及びファックス110番に加え、平成31（2019）年4月からは、スマートフォンのアプリを使用し、チャット形式でのやり取りや画像送信が可能な全国統一規格の通報システムを運用する予定であり、これらの適正な使用を促すため、ホームページに広報文を掲載するほか、聴覚障害者等の団体に対して周知を依頼するなどの広報を行います。

(2) 交通安全対策の推進

【現状】

- 身体障害者の自立支援等が進むことにより、身体障害者の外出機会が増加しており、これらの人々が安全・安心に外出できる交通環境の整備が求められています。

- 身体障害者の利用頻度の高い施設の周辺にある横断歩道等に設置される信号機に、視覚障害者用付加装置や音響式歩行者誘導付加装置など機能を付加した制御のほか、横断秒数の見直しなどの運用改善を行っています。
- 交通弱者等の安全確保のため、区域を定めた最高速度 30km/h の速度規制と道路管理者等による安全対策を組み合わせた生活道路対策である「ゾーン 30」の整備を推進しています。

【課題】

- 視覚障害者用付加装置については、付近住民から音が気になるとして設置について合意形成ができない場合があります。
- これまで整備を行ってきた視覚障害者用付加装置等の老朽化が進みつつあり、更新など適切な維持管理を行う必要があります。

【取組の方向性】

- 視覚障害者用付加装置については、付近住民に設置の必要性等を説明するとともに、音量を調節するなどして理解を求めるほか、夜間は必要な時のみ吹鳴するよう押しボタンと連動した方式の導入を進めます。
- これまで整備した装置が適切に機能するよう、保守や更新を行います。
- 地域住民や関係団体の要望や意見を踏まえた対策を進めます。

(3) 手話のできる警察職員の育成

【現状】

- 警察本部では、事件・事故等の現場及び窓口において、聴覚障害者との円滑な意思伝達を図るため、初心者を対象とした手話講習会及び手話の素養を有する職員に対するブラッシュアップ講習を実施しています。

【課題】

- 事件・事故等の現場において、聴覚障害者の不安を解消するため、現場で対応する地域・交通部門の警察官に対する手話講習等への受講機会を増やしていく必要があります。
- 手話経験が浅い者でも、簡単な手話を交えながら聴覚障害者と円滑な意思伝達ができるよう環境整備を図る必要があります。

【取組の方向性】

- 地域・交通部門の警察官を重点対象とした手話講習会及びブラッシュアップ講習を継続して実施します。
- コミュニケーション支援ボードを作成し、簡単な手話を交えながら窓口業務で活用するなど、聴覚障害者が安心して窓口を訪れることができるような取組を進めます。

(4) 消費者被害の防止

【現状】

- インターネットやスマートフォンの普及等に伴う高度情報化の進展、取引形態の多様化、悪質事業者の手口の巧妙化等により、消費生活相談の内容はより複雑化・多様化しています。

【課題】

- 県民が豊かな消費生活を送るためには、環境の変化に的確に対応し、消費者トラブルに関心を持ち、自ら考え自ら行動できる「自立した消費者」となることが重要です。

- 障害者の消費者被害を防ぐためには、障害者への働きかけに加え、障害者を見守る立場の人へ消費者被害に関する情報・知識を提供し、障害者等の被害の未然防止に向けて相談につなげていく体制づくりが重要です。

【取組の方向性】

- 消費者被害の防止と救済のため、消費生活相談体制の充実強化や継続的な消費者被害防止情報の提供、事業者指導の強化を図ります。
- 障害者への的確な情報提供に努めるとともに、地域における見守り体制の充実強化を図ります。

4 研究・開発の推進と普及

《めざす姿》

- 産業、医療・福祉、研究の各分野の関係主体が連携・協働して、質の高い医療福祉機器の開発や普及に向けた取組が行われています。

【現状】

- 福祉用具・介護機器等は、高齢者や障害者等の生活の質の向上に不可欠ですが、ユーザーごとに個別の要求が強く、品目ごとの市場が小さく多品種少量生産でありメンテナンス性も求められることから、収益性が低い状況にあるため、国では福祉用具法の規定に基づき事業者の研究開発・普及を支援しています。

本県においても、「ひろしま産業新成長ビジョン」で次代を担う新たな産業と位置付ける当分野において、医療機器・福祉用具等の生産拡大による医療関連産業クラスターの形成を目指して取り組んでいます。

- 県立総合技術研究所では、そしゃく困難者などの人がいつまでも「食べる」楽しみを味わえる食生活の環境づくりのため、食べやすい軟らかさでありながら、食品の色や形をそのままに保つ技術「凍結含浸技術」を開発しました。

この技術を使った食事を多くの人に利用していただくため、県内外の企業の商品化支援や介護施設、病院等に技術移転を行うとともに、技術指導や普及活動を実施しています。

【表 2-5-2 凍結含浸食の企業での実用化社数(平成 30(2018)年9月末現在)】

(単位:件)		
凍結含浸食の実用化	社数	うち県内
商品化等企業	20	8

【表 2-5-3 福祉関係施設等での凍結含浸食の利用の伸び(平成 30(2018)年9月末現在)】

平成 25 (2013) 年度を 1 としたとき の商品 (出荷・提供) 総額等の伸び	2.6 倍
--	-------

- 県立広島大学においても、研究活動の振興を図るとともに、県内産業の振興や地域課題の解決に貢献するため、健康、保健、福祉など各分野において、重点研究事業を推進しています。

また、地域ケアに関する包括的なチームアプローチを実践していくために必要な人材育成や問題の研究を進めるとともに、地域の保健・医療・福祉機関や企業等との連携による研究や研究成果を活用した商品開発を実施しています。

【課題】

- ユーザーのニーズに合わせて、必要な人に必要な機器が提供されるよう、徹底的な現場観察や I C

Tやロボット技術などの最新技術を活用した製品開発を促進する必要があります。

- 凍結含浸食を製造・販売する企業が増え、出荷額は伸びていますが、近年の人手不足や、やわらか食需要の高まりから、省人化や量産化のための生産システム構築が求められています。
- 県立広島大学において、研究事業及び大学の有する知的資源の地域還元の更なる推進を図る必要があります。

【取組の方向性】

- 医療・福祉の質の向上と地域産業振興を促進するため、医療関連産業クラスターの形成に向け、課題発見型の製品開発を行うバイオデザインプログラムなども活用し、医療関連ビジネスの早期拡大を図ります。
- 企業と連携して凍結含浸食の対象商品の拡大を図るとともに、市場ニーズに対応した生産性向上技術の開発や支援を行います。
- 県立広島大学において、重点研究事業をはじめとする研究を推進するとともに、企業に対する課題解決のための支援や、保健・医療・福祉等の分野における専門的な知的資源の提供及び政策課題に対する検討や提言などを行うことができる地域のシンクタンクとしての機能の強化を図ります。

5 ユニバーサルデザインの推進

《めざす姿》

- 広島県に暮らす人、広島県を訪れる人、全ての人があらゆる場面でバリアを感じることなく、安全で安心して生活を楽しむことができるユニバーサルデザイン社会が実現しています。

【現状】

- 「ユニバーサルデザインひろしま推進指針」（平成 14（2002）年 3 月）の策定をはじめ、関連ガイドラインを策定し、全ての人があらゆる場面でバリアを感じることなく、安全で安心して快適な生活を楽しむことができるユニバーサルデザイン社会の実現に向け、セミナーの実施等を通じて普及啓発に取り組んできました。

【表 2-5-4 ユニバーサルデザインに係る指針・ガイドライン策定状況】

指針・ガイドライン	策定年月
ユニバーサルデザインひろしま推進指針	平成14年 3 月
印刷物のユニバーサルデザイン	平成15年 3 月
楽しく学ぼう！ユニバーサルデザイン	平成15年 3 月
広島県ユニバーサルデザインイベントマニュアル	平成17年 3 月
ユニバーサルデザイン実践事例集	平成17年 3 月

- 現在、県内全ての市町においてユニバーサルデザインへの取組が進められています。
- 平成 7（1995）年 3 月の「広島県福祉のまちづくり条例」制定後、県民一人一人が福祉のまちづくりに積極的に取り組む気運を醸成するため、福祉関係団体、経済関係団体、建設関係団体、交通関係団体等で構成する広島県福祉のまちづくり推進協議会を平成 8（1996）年 3 月に設置しています。
- 障害者差別解消法については周知が進みつつありますが、平成 29（2017）年度県政世論調査によると、調査対象者のうち、16.7%が「障害者差別解消法を知らない」という調査結果となっており、更なる普及啓発活動に取り組む必要があります。

【課題】

- 「ユニバーサルデザインひろしま推進指針」をはじめ、各種ガイドライン等の存在が十分に認知されていません。
- 福祉のまちづくりに向けた普及啓発活動等を進めていく必要があります。

【取組の方向性】

- 「ユニバーサルデザインひろしま推進指針」をはじめ、ユニバーサルデザインの考え方について、広く事業者や県民に普及啓発を図るとともに、障害者等の生活環境の変化に伴う多様なニーズに対応できるよう、必要に応じて、各種ガイドライン等の見直しと改定を行います。
- 「広島県福祉のまちづくり条例」の趣旨に沿った福祉のまちづくりを進めるため、広島県福祉のまちづくり推進協議会を開催し、行政のみならず、事業者や県民一体となり、「福祉のまちづくり」に向け、情報交換や意見交換、課題等を共有しながら普及啓発活動等を推進します。
- 国において、2020年の東京パラリンピックを契機とした共生社会の実現に向け、「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」を定め、バリアフリー水準の向上や心のバリアフリー教育、ボランティア機運を高める取組を行うこととしていることも踏まえ、広島県においても推進指針に沿った取組を一層推進します。

第 3 章

プラン関連成果目標

1 基本的考え方

- プランの着実な推進を図るため、「第2章 分野別施策の基本的方向」のそれぞれの分野に掲げる推進施策を、他の分野の施策等との連携のもと、総合的に実施することにより、計画期間中に達成を目指す県全体の水準として成果目標を設定します。
- 成果目標は、障害者の動向、障害福祉サービス等のニーズ、前プランの進捗状況などを踏まえ、プランに掲げる施策に関して、具体的な数値目標を設定します。
また、県が策定した他の計画との連携・整合を図り、本県の障害者関連施策全体の調和を保って推進するため、他の計画に掲げられた障害者施策に関連する数値目標を用いるとともに、各計画の見直しの際には連動し、この計画に反映します。
- なお、これらの成果目標のうち、市町や民間団体等の県以外の機関・団体等が成果目標に係る項目に直接取り組む場合においては、成果目標は、県がこれらの機関・団体等に働きかける際に、県として達成を目指す水準として位置付けます。

2 成果目標

I 障害への理解と協働による共生

1 障害に対する理解の促進

事業名又は項目	現状値 (H29)	目標値 (H35)	県関連計画
障害のある人が困っているときに、手助けをしたことがある人の割合	61.8% [平成29年8月内閣府世論調査]	70.0% [県独自調査]	
障害者差別解消支援地域協議会の開催回数(県)	2回	年2回以上	
定期的に障害者差別解消支援地域協議会を開催する市町(年1回以上開催)	15市町	23市町	

2 あいサポートプロジェクトの推進

事業名又は項目	現状値 (H29)	目標値 (H35)	県関連計画
あいサポーター数	184,193人	215,000人	
あいサポートリーダー養成数	376人	730人	
あいサポート運動企業・団体数	611企業・団体	900企業・団体	
あいサポートアート展への来場者数	2,511人	3,400人	

4 権利擁護の推進

事業名又は項目	現状値 (H29)	目標値 (H35)	県関連計画
法人後見を実施する市町社会福祉協議会の数	17市町	23市町	第7期ひろしま高齢者プラン
県が管理執行する選挙における「選挙のお知らせ」の点字版及び音声版の配付	100% [平成28年7月]	100%	
県が管理執行する選挙における投票所及び期日前投票所の段差解消等への対応状況	投票所100% 期日前投票所100% [平成28年7月]	100%	

II 自立と社会参加の促進による共生

1 教育

事業名又は項目	現状値 (H29)	目標値 (H35)	県関連計画
特別支援教育に関する個別の教育支援計画作成率（支援を必要とする生徒等の全員の計画が作成されている学校の割合、公立幼小中高）	42.8%	100.0% [平成32年度]	広島県特別支援教育ビジョン
特別支援学校の特別支援学校教諭免許状保有率（県立特別支援学校教員（本務者））	80.7% [平成30年5月]	100.0% [平成32年度]	広島県特別支援教育ビジョン
特別支援学校卒業者の就職率（就労継続支援A型事業所を除く、特別支援学校高等部卒業者）	35.0% [平成30年5月]	40.0% [平成32年度]	広島県特別支援教育ビジョン

2 雇用・就労の促進

事業名又は項目	現状値 (H29)	目標値 (H35)	県関連計画
障害者雇用義務を有する県内企業で雇用される障害者の実人数	8,594人	10,200人	
障害者雇用義務を有する県内企業のうち障害者雇用の数が0人の企業割合	29.5%	現状より減	
福祉施設利用者の年間一般就労移行者数	357人	517人 [平成32年度]	第5期広島県障害福祉計画・第1期広島県障害児福祉計画
就労移行支援事業所の利用者数	640人	769人 [平成32年度]	第5期広島県障害福祉計画・第1期広島県障害児福祉計画
就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所数	16事業所	47事業所 [平成32年度]	第5期広島県障害福祉計画・第1期広島県障害児福祉計画
障害者就業・生活支援センターを通じた一般就職件数（1圏域当たり平均）	64件	71件 [平成32年度]	第5期広島県障害福祉計画・第1期広島県障害児福祉計画
就労定着支援サービスによる支援を開始した時点から1年後の職場定着率	—	80.0% [平成32年度]	第5期広島県障害福祉計画・第1期広島県障害児福祉計画
障害者就業・生活支援センター登録者のうち精神障害者の就職者の1年後の職場定着率	67.7%	75.0%	
公的機関の障害者雇用率（県の機関）	2.61% [平成30年6月]	2.6%	
公的機関の障害者雇用率（県教育委員会）	1.37% [平成30年6月]	2.5%	
公的機関の障害者雇用率（警察本部）	2.54% [平成30年6月]	2.6%	
障害者施設の平均工賃月額の上昇（就労継続支援B型事業所）	16,038円	17,500円 [平成32年度]	広島県工賃向上に向けた取組（第3期）
障害者就労施設等が提供する物品・サービスの優先購入（調達）の実績	32,858千円	36,000千円 [平成32年度]	第5期広島県障害福祉計画・第1期広島県障害児福祉計画
障害者職業能力開発校の修了者（就職中退者含む）における就職率	86.1%	80.0%以上 [平成32年度]	第10次広島県職業能力開発計画
障害者の委託訓練修了者（就職中退者含む）における就職率	43.5%	55.0% [平成32年度]	第10次広島県職業能力開発計画

3 情報の保障の強化

事業名又は項目	現状値 (H29)	目標値 (H35)	県関連計画
広島県聴覚障害者センターの利用者数	12,623人	13,500人	
視覚障害者情報センター貸出図書タイトル件数（ダウンロード件数を含む。）	65,553件	66,600件	

4 スポーツ，文化芸術活動の推進

事業名又は項目	現状値 (H29)	目標値 (H35)	県関連計画
障害者スポーツの指導者数	653人	923人	第2期スポーツ推進計画
全国障害者スポーツ大会メダル獲得率	62.3%	65.0%	第2期スポーツ推進計画
あいサポートアート展への来場者数 ※再掲	2,511人	3,400人	

Ⅲ 保健，医療の充実

1 保健・医療提供体制の充実

事業名又は項目	現状値 (H29)	目標値 (H35)	県関連計画
定期的に歯科健診を実施する障害児（者）施設数の割合	23.8% [平成28年度]	50%	第2次広島県歯と口腔の健康づくり推進計画
ストレスチェックの結果を活用した事業所の割合	51.7%	60%以上 [平成34年]	いのち支える広島プラン
肝炎ウイルス検査の普及啓発を実施している健康保険組合の割合	13.3% [平成27年]	100% [平成33年]	第3次広島県肝炎対策計画
肝炎ウイルス検査の受検率	39.2% [平成27年]	55% [平成33年]	第3次広島県肝炎対策計画
発達障害者支援地域協議会の開催回数	2回	年2回 [平成32年度]	第5期広島県障害福祉計画・第1期広島県障害児福祉計画
発達障害者支援センターの地域支援マネージャーの配置人数	2人	2人(実績を踏まえて検討) [平成32年度]	第5期広島県障害福祉計画・第1期広島県障害児福祉計画
発達障害の診療ができる医師数	158人	228人 [平成34年度]	広島県保健医療計画(第7次)
地域リハビリテーションサポートセンターの指定数	86箇所	現状より増加 [平成32年度]	第7期ひろしま高齢者プラン

2 療育体制の充実

事業名又は項目	現状値 (H29)	目標値 (H35)	県関連計画
児童発達支援センターの設置市町	9市町 [平成30年4月]	23市町 [平成32年度]	第5期広島県障害福祉計画・第1期広島県障害児福祉計画
重症心身障害児を対象に児童発達支援事業を行う事業所のある市町	7市 [平成30年4月]	23市町 [平成32年度]	第5期広島県障害福祉計画・第1期広島県障害児福祉計画
重症心身障害児を対象に放課後等デイサービスを行う事業所のある市町	7市 [平成30年4月]	23市町 [平成32年度]	第5期広島県障害福祉計画・第1期広島県障害児福祉計画

3 医療と福祉の連携

事業名又は項目	現状値 (H29)	目標値 (H35)	県関連計画
精神病床における入院後3か月時点の退院率	60.0% [平成28年度]	69.0% [平成32年度]	広島県保健医療計画 (第7次)
精神病床における入院後6か月時点の退院率	77.0% [平成28年度]	84.0% [平成32年度]	広島県保健医療計画 (第7次)
精神病床における入院後1年時点の退院率	85.0% [平成28年度]	90.0% [平成32年度]	広島県保健医療計画 (第7次)
精神病床における慢性期入院患者(1年以上の長期入院患者)数	4,699人	4,352人 [平成32年度]	広島県保健医療計画 (第7次)
地域定着支援のサービス見込量	37人/月	89人/月 [平成32年度]	第5期広島県障害福祉計画・ 第1期広島県障害児福祉計画
精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業の実施	—	全7圏域 [平成32年度]	
精神障害者の地域移行に向けた保健, 医療, 福祉関係者による協議の場の設置	—	県, 各圏域, 23市町 [平成32年度]	第5期広島県障害福祉計画・ 第1期広島県障害児福祉計画

4 医療的ケア児支援体制の整備

事業名又は項目	現状値 (H29)	目標値 (H35)	県関連計画
医療型短期入所事業の定員数(「空床型」施設等による病床確保数を含む。)	43人 [平成30年4月]	88人 [平成33年度]	
医療型短期入所事業の利用者数	896人日/月	1,091人日/月 [平成32年度]	第5期広島県障害福祉計画・ 第1期広島県障害児福祉計画

IV 地域生活の支援体制の構築

1 福祉サービス等の提供

事業名又は項目	現状値 (H29)	目標値 (H35)	県関連計画
福祉施設の入所者の地域生活への移行者数	159人 [平成26~29年度 累計]	300人 [平成31~35年度 累計]	
福祉施設入所者数の減少	58人 [平成26~29年度 累計]	69人 [平成29~32年度 累計]	第5期広島県障害福祉計画・ 第1期広島県障害児福祉計画
地域生活支援拠点等(システム)の整備	1市	23市町 [平成32年度]	第5期広島県障害福祉計画・ 第1期広島県障害児福祉計画
自立生活援助のサービス見込量	—	77人/月 [平成32年度]	第5期広島県障害福祉計画・ 第1期広島県障害児福祉計画
訪問系サービスの利用時間数	168,065時間/月	209,815時間/月 [平成32年度]	第5期広島県障害福祉計画・ 第1期広島県障害児福祉計画
生活介護の利用者数	120,517人日/月	131,770人日/月 [平成32年度]	第5期広島県障害福祉計画・ 第1期広島県障害児福祉計画
自立訓練の利用者数(機能訓練)	838人日/月	1,000人日/月 [平成32年度]	第5期広島県障害福祉計画・ 第1期広島県障害児福祉計画
自立訓練の利用者数(生活訓練)	3,989人日/月	6,547人日/月 [平成32年度]	第5期広島県障害福祉計画・ 第1期広島県障害児福祉計画
地域活動支援センターの利用者数	1,801人/月	1,966人/月 [平成32年度]	第5期広島県障害福祉計画・ 第1期広島県障害児福祉計画
福祉ホームの利用者数	69人/月	75人/月 [平成32年度]	第5期広島県障害福祉計画・ 第1期広島県障害児福祉計画

2 住まいの場の確保

事業名又は項目	現状値 (H29)	目標値 (H35)	県関連計画
共同生活援助の利用者数	2,028人/月	2,366人/月 [平成32年度]	第5期広島県障害福祉計画・ 第1期広島県障害児福祉計画

3 相談支援体制の構築

事業名又は項目	現状値 (H29)	目標値 (H35)	県関連計画
相談支援事業（計画相談支援）の利用者数 （利用計画作成）	2,706人/月	3,035人/月 [平成32年度]	第5期広島県障害福祉計画・ 第1期広島県障害児福祉計画
相談支援事業（障害児相談支援）の利用者数 （利用計画作成）	1,076人/月	1,360人/月 [平成32年度]	第5期広島県障害福祉計画・ 第1期広島県障害児福祉計画

4 サービスの質の向上等

事業名又は項目	現状値 (H29)	目標値 (H35)	県関連計画
「相談支援従事者初任者研修」の修了者数	7,043人	10,200人	
「サービス管理責任者研修」の修了者数	4,233人	6,600人	
「児童発達支援管理責任者研修」の修了者数	960人	2,200人	

V 暮らしやすい社会づくり

1 バリアフリーの推進

事業名又は項目	現状値 (H29)	目標値 (H35)	県関連計画
特定道路におけるバリアフリー化率 i	79.6%	88.1%	
都市公園の園路・広場のバリアフリー化率 ii	54.0% [平成28年度]	60.0%	
都市公園の便所のバリアフリー化率 ii	24.8% [平成28年度]	30.0%	
都市公園の駐車場のバリアフリー化率 ii	49.4% [平成28年度]	60.0%	
自然公園内の公衆トイレの整備率の向上	56.5%以上	60.0%	
旅客施設のバリアフリー化率 iii	78.7% [平成28年度]	100.0%	
旅客施設のうち、鉄軌道駅のバリアフリー化 率	77.5% [平成28年度]	100.0%	
低床バスの導入の推進率 iv	68.5% [平成28年度]	86.0%	

2 防災対策の強化

事業名又は項目	現状値 (H29)	目標値 (H35)	県関連計画
全ての避難行動要支援者に係る個別計画の策定	3市町 [平成30年6月]	23市町	
自主防災組織の世帯加入割合	91.7%	96.5%	
自主防災組織の活性化割合	58.1%	100.0%	
土砂災害から保全される要配慮者利用施設数	389施設 [平成28年4月]	408施設 [平成32年度]	ひろしま砂防アクションプラン2016
想定最大規模降雨による河川の洪水浸水想定区域の指定	25河川 [平成30年5月]	42河川 [平成32年度]	県管理河川大規模氾濫時の減災に向けた取組方針[平成30年2月]

3 防災、交通安全等の推進

事業名又は項目	現状値 (H29)	目標値 (H35)	県関連計画
主要な生活関連経路における信号機等のバリアフリー化率	99.4% [平成30年10月]	100%	
高齢者等の消費者被害防止のための見守り体制がある市町数	18市町	23市町 [平成31年度]	広島県消費者基本計画 (第2次)

- i バリアフリー法に規定する特定道路（駅、官公庁施設、病院等を相互に連絡する道路のうち、多数の高齢者、障害者等が通常徒歩で移動する道路の区間として、国土交通大臣が指定したもの。）のうち、道路移動等円滑化基準を満たす道路の割合。
- ii 特定公園施設（バリアフリー法に基づき、同法政令で定める移動等円滑化が必要な公園施設）である園路及び広場、駐車場、便所が設置された都市公園のうち、各施設がバリアフリー法に基づく都市公園移動等円滑化基準に適合した都市公園の割合。
- iii 1日当たりの平均的な利用客が3,000人以上である旅客施設（鉄軌道駅、バスターミナル等）のうち、段差解消・誘導ブロック・便所等がバリアフリー法に基づく公共交通移動等円滑化基準に適合するように行われているものの割合。
- iv 乗合バス車両（基準の適用除外の認定を受けた車両を除く）のうち、ノンステップ・ワンステップバスの割合。

資料編

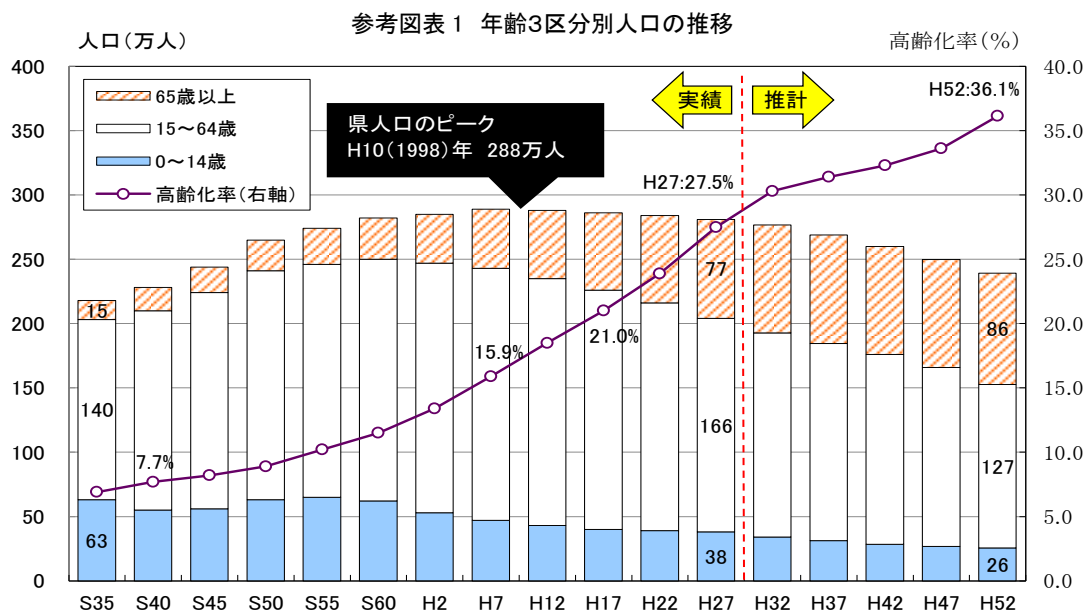
1 障害者の状況等

(1) 人口の動向

ア 人口構造

本県の平成27（2015）年10月1日現在の年齢別人口は、年少人口（15歳未満）が375,890人、生産年齢人口（15歳から64歳）が1,662,522人、高齢者人口（65歳以上）が774,440人となっています。

高齢化率（65歳以上の人口割合）は、昭和40（1965）年に7%を超えて高齢化社会となり、平成7（1995）年に14%を超え高齢社会に、平成17（2005）年には21%を超えて超高齢社会が到達し、その後も年々上昇を続けています。



資料：昭和35（1960）年～平成27（2015）年の実績値は国勢調査
平成32（2020）年以降の推計値は「日本の地域別将来推計人口（平成25（2013）年3月推計）」
（国立社会保障・人口問題研究所）

イ 人口分布状況

県内の市町は、政令市や中核市といった人口規模の大きな自治体が沿岸部に集中する一方で、内陸部や島しょ部では小規模の町が多くなっています。

参考図表 2 市町別人口と県人口に占める割合

市町名	人口	割合	市町名	人口	割合
広島市	1,194,034	42.0%	安芸高田市	29,488	1.0%
呉市	228,552	8.0%	江田島市	24,339	0.9%
竹原市	26,426	0.9%	府中町	51,053	1.8%
三原市	96,194	3.4%	海田町	28,667	1.0%
尾道市	138,626	4.9%	熊野町	23,755	0.8%
福山市	464,811	16.3%	坂町	12,747	0.4%
府中市	40,069	1.4%	安芸太田町	6,472	0.2%
三次市	53,615	1.9%	北広島町	18,918	0.7%
庄原市	37,000	1.3%	大崎上島町	7,992	0.3%
大竹市	27,865	1.0%	世羅町	16,337	0.6%
東広島市	192,907	6.8%	神石高原町	9,217	0.3%
廿日市市	114,906	4.0%	広島県	2,843,990	100.0%

資料：平成27（2015）年国勢調査

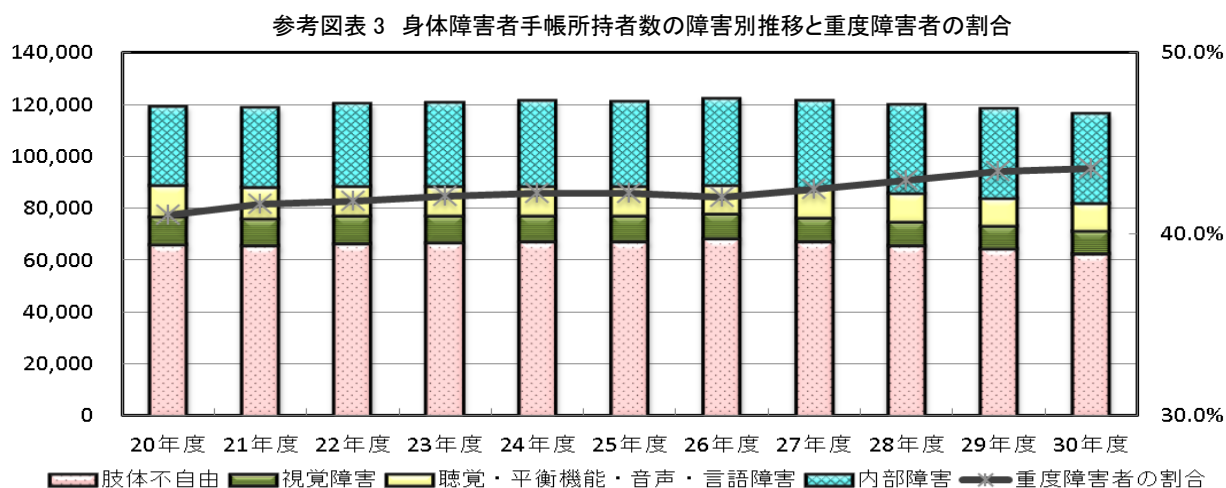
(2) 障害者等の現状

ア 身体障害児（者）

平成30（2018）年度（前年度3月31日現在）の身体障害者手帳所持者数は116,393人で、平成20（2008）年度の119,333人から2,940人（2.5%）減少しています。

重度身体障害者（身体障害者手帳所持者のうち1級及び2級）の割合については、平成20（2008）年度の41.1%から平成30（2018）年度には43.6%へと2.5ポイント増加しています。

年齢別では65歳以上の障害者の割合が増加しており、ここ5年間で2.3ポイント増加しています。

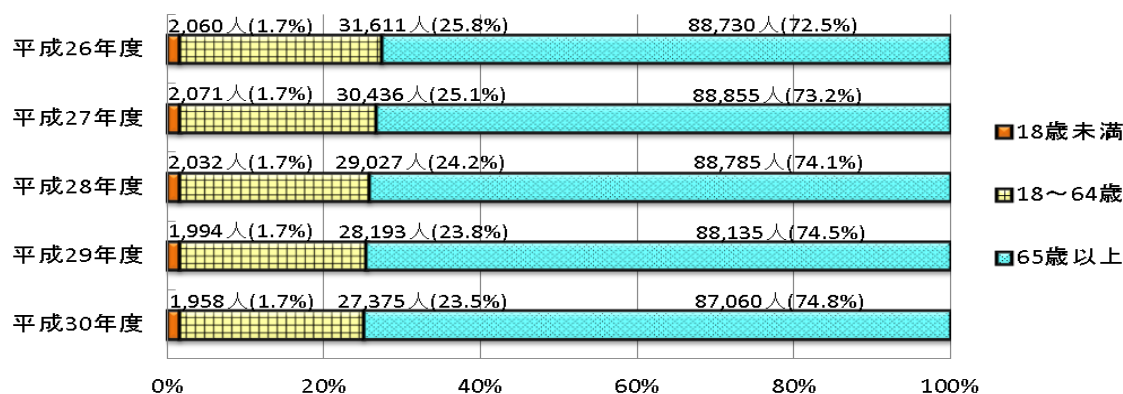


（単位：人）

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
肢体不自由	65,873	65,443	66,396	66,648	67,080	67,222	68,143	67,140	65,687	64,302	62,613
視覚障害	10,933	10,633	10,528	10,252	10,059	9,781	9,568	9,321	9,096	8,878	8,663
聴覚障害者等	12,209	11,904	11,809	11,610	11,585	11,358	11,329	11,268	11,100	10,927	10,762
内部障害	30,318	30,859	31,506	32,168	32,601	32,693	33,361	33,633	33,961	34,215	34,355
計	119,333	118,839	120,239	120,678	121,325	121,054	122,401	121,362	119,844	118,322	116,393
重度障害者 (1～2級) (全体に 占める割合)	49,021 41.1%	49,489 41.6%	50,283 41.8%	50,811 42.1%	51,257 42.2%	51,159 42.3%	51,477 42.1%	51,562 42.5%	51,501 43.0%	51,440 43.5%	50,776 43.6%

※前年度3月31日現在（広島市、呉市及び福山市を含む）

参考図表4 身体障害者手帳所持者の年齢別構成比の推移



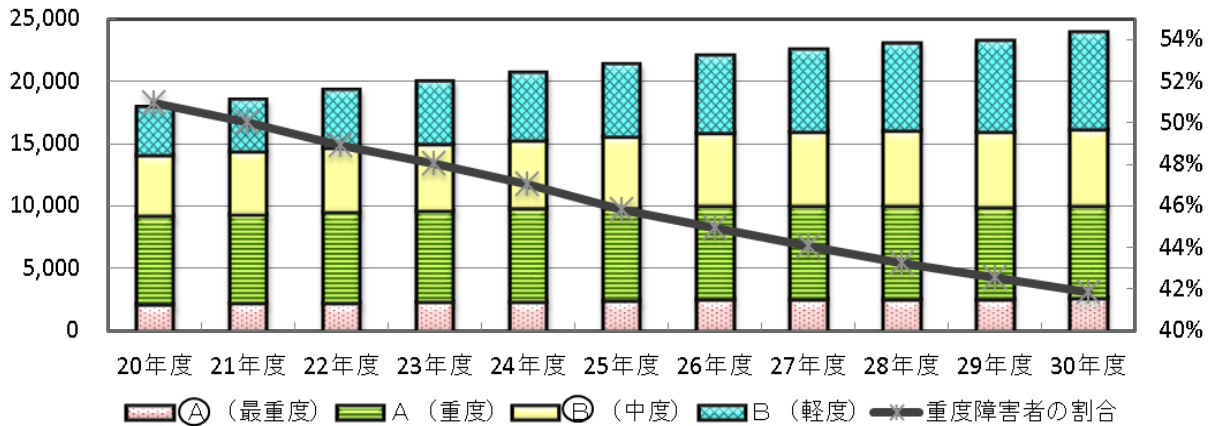
イ 知的障害児（者）

平成30（2018）年度（前年度3月31日現在）の療育手帳所持者数は23,863人で、平成20（2008）年度の17,941人から5,922人（33.0%）増加しています。

障害程度別では、B（軽度）の知的障害者の伸び率が大きくなっています。

重度知的障害者（療育手帳所持者のうち㊸及A）の割合については平成20（2008）年度の51.0%が平成30（2018）年度には41.8%へ減少していますが、人数は9,141人から9,983人へと9.2%増加しています。

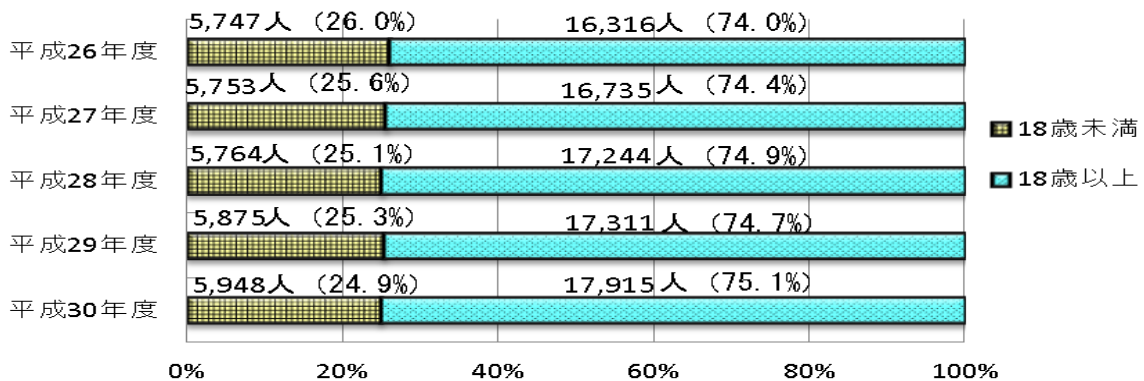
参考図表5 療育手帳所持者数の障害程度別推移と重度障害者の割合



	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
㊸ (最重度)	2,096	2,144	2,186	2,227	2,286	2,319	2,416	2,465	2,486	2,492	2,534
A (重度)	7,045	7,141	7,241	7,379	7,430	7,478	7,948	7,442	7,469	7,369	7,449
㊹ (中度)	4,924	5,068	5,235	5,352	5,506	5,686	5,836	5,942	6,043	6,032	6,139
㊺ (軽度)	3,876	4,208	4,610	5,037	5,421	5,900	6,313	6,639	7,010	7,293	7,741
計	17,941	18,561	19,272	19,995	20,643	21,383	22,063	22,488	23,008	23,186	23,863
㊸ + A (全体に占める割合)	9,141 51.0%	9,285 50.0%	9,427 48.9%	9,606 48.0%	9,716 47.0%	9,797 45.8%	9,914 44.9%	9,907 44.1%	9,955 43.3%	9,861 42.5%	9,983 41.8%

※前年度3月31日現在（広島市、呉市及び福山市を含む）

参考図表6 療育手帳所持者の年齢別構成比の推移

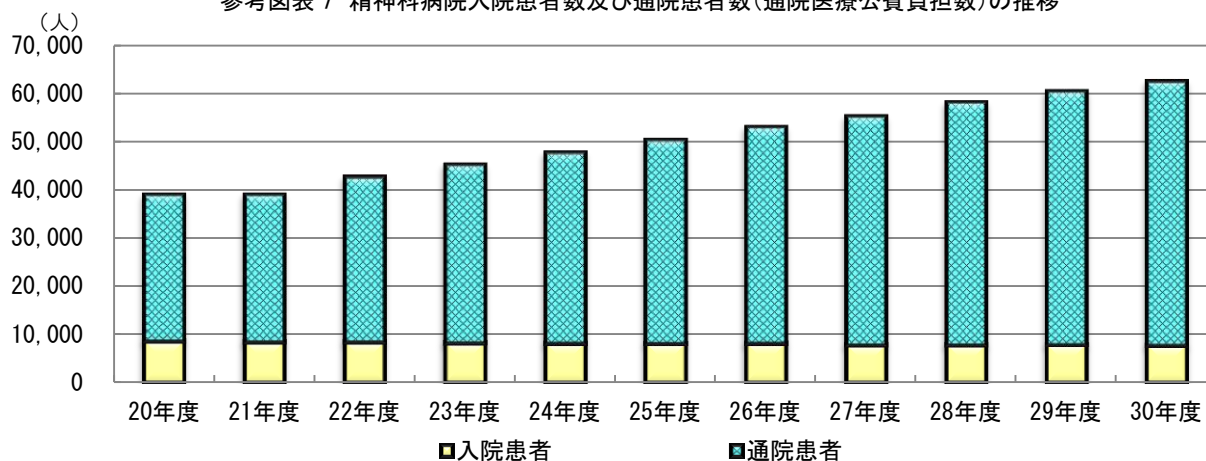


ウ 精神障害者

精神障害者入院患者数は、平成20（2008）年度（6月30日現在）の8,577人から平成30（2018）年度（前年度3月31日現在）には7,700人へと、この10年間で877人（10.2%）減少している一方、通院患者数は30,500人から54,840人へと24,340人（79.8%）増加しています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成30（2018）年の31,623人で平成20（2008）年の15,987人からほぼ倍増しています。

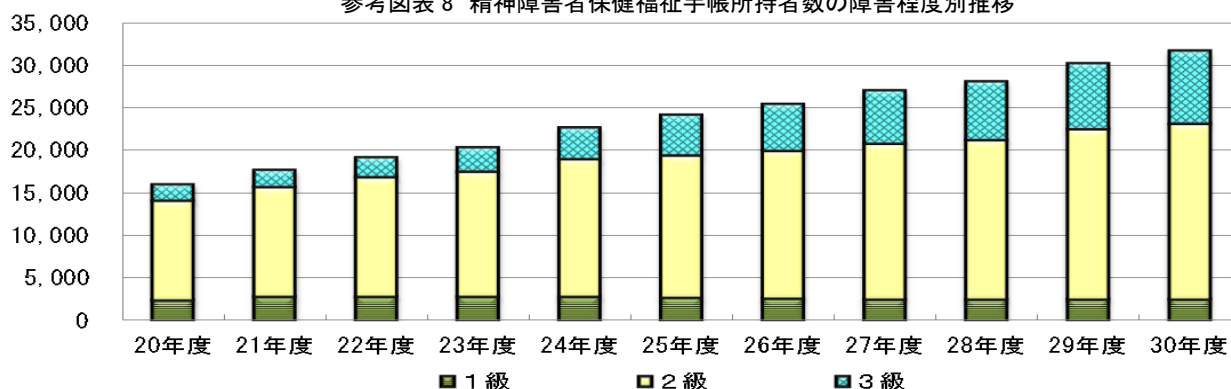
参考図表 7 精神科病院入院患者数及び通院患者数(通院医療公費負担数)の推移



	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
入院患者	8,577	8,369	8,383	8,186	8,125	8,079	8,122	7,797	7,818	7,839	7,700
通院患者	30,500	30,754	34,377	37,132	39,716	42,350	44,993	47,515	50,393	52,632	54,840
計	39,077	39,123	42,760	45,318	47,841	50,429	53,115	55,312	58,211	60,471	62,540

※各年度6月30日現在（広島市を含む），平成30（2018）年度は3月31日現在

参考図表 8 精神障害者保健福祉手帳所持者数の障害程度別推移



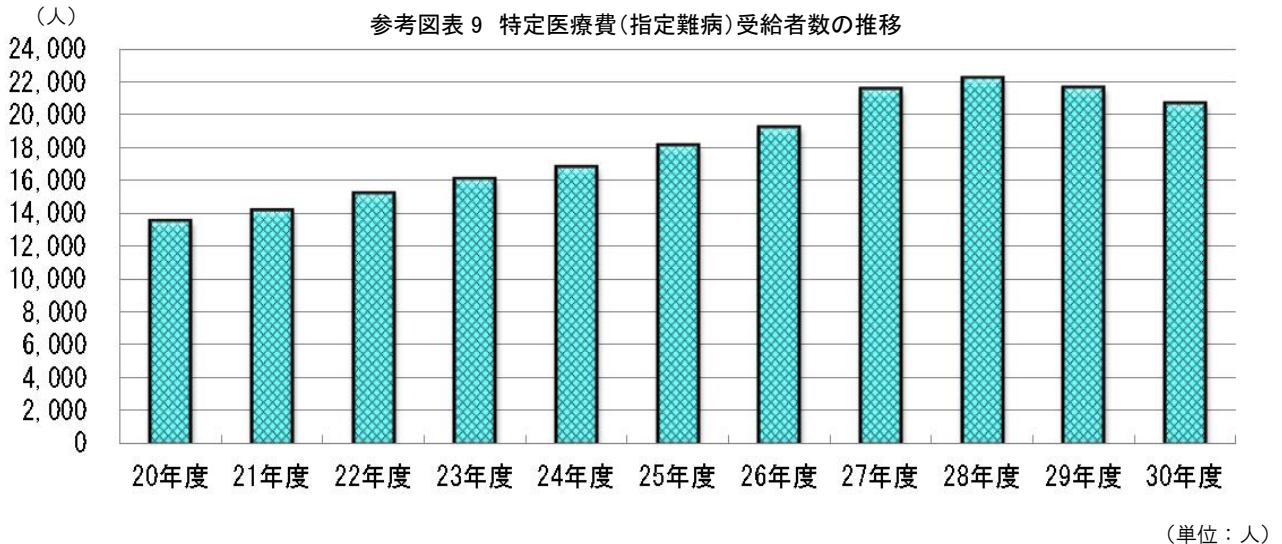
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
1級	2,338	2,759	2,818	2,784	2,788	2,654	2,593	2,510	2,492	2,517	2,432
2級	11,758	12,895	14,026	14,737	16,132	16,782	17,284	18,240	18,720	19,898	20,683
3級	1,891	1,996	2,331	2,838	3,723	4,671	5,524	6,228	6,820	7,726	8,508
合計	15,987	17,650	19,175	20,359	22,643	24,107	25,401	26,978	28,032	30,141	31,623

※前年度3月31日現在（広島市を含む）

エ 難病患者

平成30（2018）年度（前年度3月31日現在）の特定医療費（指定難病）受給者数は、20,685件となっています。

平成27（2015）年1月1日に「難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）」が施行され、平成30（2018）年3月31日現在、331の疾患が医療費助成の対象となる「指定難病」となっています。難病法施行後となる平成27年度以降の特定医療費（指定難病）受給者数は、概ね横ばいで推移しています。



	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
特定医療費(指定難病)受給者数	13,520	14,180	15,181	16,067	16,805	18,126	19,248	21,530	22,191	21,638	20,685

※前年度3月31日現在（広島市を含む）
平成27（2015）年度以前は、特定疾患医療治療研究事業承認数

オ 発達障害児（者）

広島県内の発達障害者（児）数は明らかになっていませんが、文部科学省が平成24（2012）年2月から3月にかけて実施した「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」では、全国の公立小中学校の通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある児童生徒の割合（推定値）は6.5%という結果が出ています。

なお、本県では、平成17（2005）年10月から「広島県発達障害者支援センター」を設置しており、平成29（2017）年度の支援件数は、延べ1,021件となっています。

支援の内容では、発達障害児（者）に対する就労支援の占める割合が増加傾向にあります。

▶▶▶ 発達障害

発達障害者支援法では、発達障害とは、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するもの。」とされています。



※ アメリカ精神医学会の診断基準が改訂され、アスペルガー症候群などの下位分類を含む「広汎性発達障害」が『自閉症スペクトラム(障害)』というひとつの診断名に統合されており、日本における今後の診断基準にも影響を与えるといわれています。

(3) 障害者を取り巻く環境の変化

ア 障害者施策に係る主な法改正等

年 月	内 容
平成23（2011）年6月 [H24. 10 施行]	「障害者虐待の防止，障害者の養護者に対する支援等に関する法律」成立 ① 障害者に対する虐待の防止 ② 発見者の市町への通報義務 ③ 市町長の立入調査 ④ 市町障害者虐待防止センターの設置 ⑤ 都道府県障害者権利擁護センターの設置
平成23（2011）年7月 [H24. 8 施行]	「障害者基本法の一部を改正する法律」成立 ① 障害者の定義の見直し ② 地域社会における共生等
平成24（2012）年6月 [H25. 4 施行]	「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」成立 ① 公契約における障害者の就業を促進するための措置等 ② 障害者就労施設等の供給する物品等に関する情報の提供
平成24（2012）年6月 [H25. 4 一部施行] [H26. 4 施行]	「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」成立 ① 障害者自立支援法の法律名を変更（障害者総合支援法） ② 障害者の範囲に難病等を追加 ③ 重度訪問介護の対象拡大
平成25（2013）年6月 [H28. 4 施行]	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の成立 ① 差別的取扱いの禁止，合理的配慮の不提供の禁止 ② 差別の解消の推進に関する基本方針を策定
平成25（2013）年6月 [H28. 4 施行]	「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」の成立 ① 障害者に対する差別の禁止，合理的配慮の提供義務，苦情処理・紛争解決援助 ② 法定雇用率の算定基礎の見直し
平成25（2013）年6月 [H26. 4 一部施行] [H28. 4 施行]	「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律」の成立 ① 精神障害者の医療の提供を確保するための指針の策定 ② 保護者制度の廃止，医療保護入院の見直し，精神医療審査会に関する見直し
平成26（2014）年1月	「障害者権利条約」の批准
平成26（2014）年5月 [H27. 1 施行]	「難病の患者に対する医療等に関する法律」の成立 ① 難病に係る新たな公平かつ安定的な医療費助成の制度の確立 ② 難病の医療に関する調査及び研究の推進 ③ 療養生活環境整備事業の実施
平成28（2016）年4月 [H28. 8 施行]	「成年後見制度の利用の促進に関する法律」の成立 ① 地域の需要に対応した成年後見制度の利用の促進 ② 成年後見制度の利用に関する体制の整備
平成28（2016）年5月 [H28. 8 施行]	「発達障害者支援法の一部を改正する法律」の成立 ① 発達障害者の定義の見直し ② 発達障害者の支援等のための施策の強化 ③ 発達障害者支援地域協議会の設置
平成28（2016）年5月 [H28. 6 一部施行] [H30. 4 施行]	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」の成立 ① 地域生活や就労定着に向けた支援を行うサービスの新設等 ② 医療的ケアを要する障害児に対する支援 ③ 障害福祉サービス等の情報公表制度の創設

イ 障害者権利条約

- 全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者固有の尊厳の尊重を促進することを目的とした「障害者権利条約」が平成18（2006）年12月に国連総会で採択され、平成20（2008）年5月に発効しました。
- この条約に関する諸提案について検討するため設置された「アドホック委員会」では、障害者団体も同席し、発言する機会が設けられました。それは、障害当事者の間で使われているスローガン「“Nothing About Us Without Us”（私たちのことを、私たち抜きに決めないで）」にも表れているとおり、障害者自身が主体的に関与しようとの意向を反映し、名実ともに障害者のための条約を起草しようとする、国際社会の総意でもありました。
- 国連総会で条約が採択された翌年の平成 19（2007）年 9 月、日本は障害者権利条約に署名しました。国内では、障害者権利条約の締結に先立ち、国内法の整備をはじめとする諸改革を進めるべきとの障害当事者等の意見も踏まえ、平成 21（2009）年 12 月に「障がい者制度改革推進本部」を設立し、条約締結に向けて集中的に国内法制度改革を進めていくこととしました。これにより、障害者基本法の改正、障害者総合支援法の成立、障害者差別解消法の成立および障害者雇用促進法の改正など、障害者のための様々な制度改革が行われています。
- 日本は平成 25（2013）年 12 月に条約締結のための国会承認を経て、平成 26（2014）年 1 月 20 日に批准書を国連に寄託し、140 番目の締約国となりました。同年 2 月 19 日から日本で条約の効力が生じています。
- 日本がこの条約を締結したことにより、障害者の権利の実現に向けた取組を一層強化し、人権尊重についての国際協力も一層推進していく必要があります。

2 用語解説

あ行

- **あいサポーター**
あいサポーター研修を受講，又はテキスト「障害を知り，共に生きる」を読むことにより，様々な障害の特性や配慮の仕方を理解し，日常生活でちょっとした配慮を実践する方。
平成 30（2018）年 3 月現在 184,193 人
- **あいサポート運動企業・団体**
社員等を対象として，テキスト「障害を知り，共に生きる」を読むことを推奨することやあいサポーター研修などに取り組む企業・団体を認定。
平成 30（2018）年 3 月現在 611 企業・団体
- **あいサポート研修**
テキスト「障害を知り，共に生きる」を使用して，様々な障害特性，障害のある方が困っていること，配慮の仕方やちょっとした手助けの方法などを説明。
- **アクセシビリティガイドライン**
高齢者や障害者など心身の機能に制約のある人でも，年齢的・身体的条件に関わらず，ウェブで提供されている情報にアクセスして利用できるようにするために，総務省策定の「みんなの公共サイト運用ガイドライン」に沿って，ページ作成時の遵守事項を分かりやすくまとめたもの。
- **医療型児童発達支援**
18 歳未満の上肢，下肢又は体幹の機能に障害のある児童に対し，日常生活における基本的な動作の指導，知識技能の付与，集団生活への適応訓練，その他必要な支援及び治療を行う。
- **医療型障害児入所施設，指定医療機関（肢体不自由児・重症心身障害児）**
18 歳未満の障害のある児童を入所させて，保護，日常生活の指導，独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行う施設。
- **医療関連産業クラスター**
医療機器関連事業者（部品・部材供給，包

装・表示・保管，修理等のサービス業を含む），福祉（介護・健康）機器関連事業者が集積し，地域のリソース（人材・技術・施設，機関）が有機的なネットワークを構築して，イノベーションが持続的に創出されている地域。

- **医療的ケア児**
NICU（新生児集中治療室）等に長期間入院した後，引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し，たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な障害児。
- **運転適性相談**
運転適性（自動車等の安全な運転に必要な能力等）についての相談業務。
- **NICU**
低体重児や先天的に重篤な疾患がある新生児に対応するための設備と医療スタッフを備えた集中治療室（新生児集中治療室）。
- **オレンジドクター**
広島県医師会，広島県病院協会及び広島県精神科病院協会の協力を得て，高齢者が日ごろ受診する主治医（かかりつけ医）に認知症に関して気軽に相談できるよう，かかりつけ医認知症対応力向上研修，認知症サポート医養成研修等の所定の研修修了者を「もの忘れ・認知症相談医」（オレンジドクター）に認定し，広島県のホームページで公表している。
- **音声コード**
印刷物の活字情報を音声コード化し，印刷物に貼付することで，音声情報を提供できるようにしたものであり，一つの音声コード（18 mm 四方）に約 800 文字が収録可能。
音声コードを読み取り，音声出力するためには，活字文書読上げ装置が必要である。

か行

- **技能検定**
技能検定は，生徒に目標と自信をもたせ，働く意欲の向上を図り，企業等への雇用を促すことを目的とするもので，清掃，接客，ワープロ，流通・物流，食品加工の 5 分野で年

2回実施し、級の認定を行っている。

■ 義務教育学校

一人の校長の下、一つの教職員組織が置かれ、義務教育9年間の学校教育目標を設定し、9年間の系統性を確保した教育課程を編成・実施する新しい種類の学校であり、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を基礎的なものから一貫して施すことを目的とする学校。

■ 虐待防止ネットワーク推進会議

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第39条の規定に基づき、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するため、関係機関や民間団体等との連携協力体制の整備を推進することを目的とした会議。

■ 救命救急センター

二次救急医療機関では対応が困難な複数の診療科領域にわたる重篤な傷病者等に対し、24時間体制で高度な医療を総合的に提供する医療機関。

■ 共同生活援助（グループホーム）

障害者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該障害者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行う。

■ 居宅訪問型児童発達支援

重度の障害のある児童の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作及び知識技能の付与並びに生活能力向上のために適切かつ効果的な支援を行う。

■ クローズドキャプション

表示・非表示を切り替えることができる字幕のことで、映像内に使われている音声情報の内容を、聴覚障害者に伝えるために文字情報として表示する技術のこと。

■ 県営住宅再編5箇年計画

県民の安心な暮らしづくりを推進するために、老朽化が進行しつつある県営住宅の更新を、今後の人口と世帯数の減少を見据えて計画的に進

めるための実施方針や、少子高齢化の進展への対応に向けた取組方針等を定めたもの。

■ 建設工事等及び測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格認定

県が発注する建設工事等の競争入札等に参加しようとする建設業者は、入札参加資格を認定されていなければならない。入札参加資格申請は、隔年で受け付けている。

■ 県立視覚障害者情報センター

県内の視覚障害者に対し点字図書や録音図書等の貸出・閲覧などを行う情報提供サービスや、点字図書や録音図書等を製作するボランティアの育成などを行っている施設。

■ 県立総合技術研究所

県立総合技術研究所は、工業、食品製造、農林水産業及び保健環境の複数の技術分野を持つ8つの技術センターから成り立っており、これら分野の横断・融合により多様化・複雑化する県民や県内産業のニーズに対応する公設の研究機関。

■ 公営住宅等長寿命化計画

高度経済成長期に建設された大量の県営住宅のストックが一斉に更新時期を迎えることを踏まえ、既存ストックの有効活用及び長寿命化による事業の平準化を行い、ライフサイクルコストの縮減に向けた取組等を定めたもの。

■ 高次脳機能障害

脳の損傷によって、注意力や記憶力、感情のコントロールなどの能力に問題が生じ、そのために日常生活や社会生活が困難になる障害。

■ 合理的配慮

障害者が日常生活又は社会生活において受ける様々な制限をもたらす原因となる社会的障壁を取り除くため、その実施に伴う負担が過重でない場合に、特定の障害者に対して、個別の状況に応じて講じられるべき措置のこと。

■ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（通称：バリアフリー法）

一体的・総合的なバリアフリー施策を推進するために、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物建築の促進に関する法律」（通称：ハートビル法）と「高齢者、身体障害

者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（通称：交通バリアフリー法）を統合拡充した法律として、平成 18（2006）年に公布。

高齢者や障害者などの自立した日常生活や社会生活を確保するために、旅客施設・車両等、道路、路外駐車場、都市公園、建築物に対して、バリアフリー化基準（移動等円滑化基準）への適合を求めるとともに、駅を中心とした地区や、高齢者や障害者などが利用する施設が集中する地区（重点整備地区）において、住民参加による重点的かつ一体的なバリアフリー化を進めるための措置などを定めている。

■ **高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例**

通称バリアフリー法の規定に基づき、県が管理する県道に係る移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定めた条例。

バリアフリー法では、特定道路の新設又は改築を行うときは、この条例に定める基準に適合させなければならない（義務）こと、それ以外の道路については、この条例に定める基準に適合させるよう努めなければならない（努力義務）ことが定められている。

■ **高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例**

通称バリアフリー法の規定に基づき、都市公園のバリアフリー化を図るため、園路、駐車場、便所などの特定公園施設の構造等の基準を定めた条例。

■ **こころの電話**

臨床心理士などによる、こころの健康に関する問題や悩み事などの電話相談窓口。

電話番号：082-892-9090

■ **こども家庭センター**

児童虐待や少年非行、配偶者からの暴力（DV）など、子供や家庭の問題に対応するため、「児童相談所」、「知的障害者更生相談所」、「婦人相談所（配偶者暴力相談支援センター）」の機能を統合した、総合的な相談支援機関。

■ **個別の教育支援計画**

特別な支援を必要とする幼児児童生徒に対し

て作成する、医療、福祉、労働等の関係機関との連携を図るための長期的な視点に立った計画のこと。本人や保護者の願い、長期の支援目標、支援を行う関係機関等を記載する。

■ **個別の指導計画**

特別な支援を必要とする幼児児童生徒に対して作成する、指導を行うための詳細な計画のこと。個別の教育支援計画に比べ短期的な計画である。実態把握で分かったこと、学習面や生活面での指導目標、手立て、評価等を記載する。

さ 行

■ **サービス管理責任者**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に基づく特定の障害福祉サービスを実施する事業者が指定を受ける際の人員基準において、事業所ごとに「サービス管理責任者」を配置する必要がある、以下の役割を担っている。

- ① 個々のサービス利用者のアセスメントや個別支援計画の作成、定期的な評価などの一連のサービス提供プロセス全般に関する責任
- ② 他のサービス提供職員に対する指導的役割

■ **サピエ**

視覚障害者及び視覚による表現の認識に障害のある方々に対して点字、デージーデータをはじめ、暮らしに密着した地域・生活情報などさまざまな情報を提供するネットワーク。日本点字図書館がシステムを管理し、全国視覚障害者情報提供施設協会が運営。

■ **事業所工賃向上計画**

国の工賃向上計画を推進するための基本的な指針において、すべての就労継続支援 B 型事業所が作成することとされている目標工賃額、各年度の具体的な取組方策などからなる計画。

■ **自主防災組織**

住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織（災害対策基本法第 2 条の 2）。防災対策を進める上で重要とされる、自助（自らが自分を守る）、公助（消防など行政が働く）と並び、住民が互いに助け合う「共助」の要とされる。

■ **児童発達支援**

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基

づく障害児通所支援及び障害児入所支援の事業指定を受ける際の人員基準において、事業所（施設）ごとに「児童発達支援管理責任者」を配置する必要がある、以下の役割を担う。

- ① 個々のサービス利用者のアセスメントや個別支援計画の作成、定期的な評価などの一連の支援提供プロセス全般に関する責任
- ② 他のサービス提供職員に対する指導的役割

■ 市民後見人

弁護士や司法書士などの資格は持たないものの社会貢献への意欲や倫理観が高い一般市民の中から、成年後見に関する一定の知識・態度を身に付けた良質の第三者後見人等の候補者。

■ 若年性認知症支援コーディネーター

若年性認知症の人や家族が直面する様々な悩みや不安に、医療・介護・福祉・行政・労働などの関係者と連携しながら、相談対応や、支援ネットワークの構築を推進するスタッフ。

■ 周産期母子医療センター

周産期（妊娠 22 週から出生後 7 日未満）において、合併症妊娠、胎児・新生児異常等母体又は児にリスクの高い妊娠に対する医療、高度な新生児医療等を行い、必要に応じて関係診療科又は他の施設と連携し、産科合併症以外の合併症を有する母体に対応することができる総合周産期母子医療センターと、比較的な高度な医療行為を行うことができる地域周産期母子医療センターがある。

■ 住宅確保要配慮者

低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭、外国人そのほか住宅の確保に特に配慮を要する者。

■ 住宅セーフティネット

住宅市場の中で、自力では住宅を確保することが困難な方々が、それぞれの所得、家族構成、身体状況等に応じた住宅を確保できるような公営住宅の供給をはじめとする様々な仕組み。

■ 重点研究事業

県内の地方公共団体、公的機関、公設研究機関及び公共的団体から提案された地域課題の解決に資する研究を県立広島大学において実施する事業。

■ 重度心身障害児（者）医療費公費負担制度

疾病に対する抵抗力が弱く、医療機関に受診する機会の多い重度心身障害者（児）の医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度。県内全市町で実施している。

【対象者】身体障害者手帳 1 級～3 級
療育手帳㉔、A、㉕

■ 就労継続支援事業所（A 型・B 型）

A 型（雇用型）：企業等に就労することが困難な者に、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な 65 歳未満の者に対し、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行う。

B 型（非雇用型）：就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった者、その他の通常の事業所に雇用されることが困難な者に対し、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行う。

■ 障害児保育

障害児保育施設で障害児複数あるいは個人に指導を行う場合と、保育所や幼稚園で健常児と一緒に保育する場合がある。

■ 障害者差別解消支援地域協議会

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）第 17 条に基づき、地域における障害者差別に関する相談等について情報を共有し、障害者差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うネットワークとして組織できるとされた協議会。広島県では、学識経験者、障害者団体、教育、福祉、保健・医療、民間事業者団体、法曹、国・県の行政機関で構成。

■ 障害者就労支援ネットワーク会議

障害者の一般就労を促進するためには、関係機関等が密接に連携し、就職に向けた準備支援、求職活動支援、職場定着支援等各段階において、各支援機関が連続的に支援し、効果的に雇用に結びつける必要があるため、関係機関等が互いにその機能や取組みを理解し情報を共有する会議。

■ 障がい者スポーツ指導員

多様な障害者のスポーツ活動に対応するため、専門的な知識を活かし、安全にスポーツ活動の援助を行うことにより、スポーツを通じて障害者の生活の質の向上に寄与することを目的として、公益財団法人日本障害者スポーツ協会が公認する指導者。

■ 障害者スポーツ指導員

多様な障害者のスポーツ活動に対応するため、専門的な知識を活かし、安全にスポーツ活動の援助を行うことにより、スポーツを通じて障害者の生活の質の向上に寄与することを目的として、公益財団法人日本障害者スポーツ協会が公認する指導者。

■ 障害者福祉強調月間

障害の有無にかかわらず、誰もが暮らしやすい共生社会実現を目指し、障害者の自立及び社会参加を推進すること」を目的として、12月を「広島県障害者福祉強調月間」と定め、この月間を中心として普及啓発活動等の事業を実施する。

■ 消費者被害

消費に伴い発生する消費者（個人）の被害。製品の欠陥やサービス等によって発生する「生命・身体に関する被害（製品事故等）」と製品の欠陥やサービス等によって発生する「財産に関する被害（悪質商法等）」などがある。

■ ジョブサポートティーチャー

特別支援学校において、就職指導の充実のために、客観的視点からの授業評価、生徒への面接指導、個々の生徒の実態把握に基づく企業開拓、ハローワーク等の関係機関との連携、教職員への研修会の講師などの業務を専任で行う者。

■ 自立訓練（機能訓練）

障害者につき、障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所に通わせて当該障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所において、又は当該障害者の居宅を訪問して、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他必要な支援を行う。

■ 自立支援医療（育成医療，更生医療，精神通院医療）

心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度。各制度の対象者は次のとおり。

育成医療：身体に障害を有する児童で、その障害を除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる者（18歳未満）。

更生医療：身体障害者福祉法（昭和24年法律283号）に基づき身体障害者手帳の交付を受けた者で、その障害を除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる者（18歳以上）。

精神通院医療：精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律123号）第5条に規定する統合失調症などの精神疾患を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する者。

■ 自立生活援助

居宅において単身等で生活する障害者につき、定期的な巡回訪問又は随時通報を受けて行う訪問、相談対応等により、居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題を把握し、必要な情報の提供及び助言並びに相談、関係機関との連絡調整等の自立した日常生活を営むために必要な援助を行う。

■ 人権週間

昭和23（1948）年12月10日に「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」とする「世界人権宣言」が国際連合で採択されたことを受け、翌年から法務省と全国人権擁護委員連合会が、同日を最終日とする1週間（12月4日～10日）を、「人権週間」と定めた。期間中、人権尊重思想の普及高揚を図るための各種啓発活動が行われている。

■ 心身障害者扶養共済制度

心身障害者を扶養している保護者が、相互扶助の精神に基づき、その生存中一定額の掛金を納入し、保護者が死亡した場合（又は重度障害者となった場合）残された心身障害者に年金を支給することによって、心身障害者の生活の安定と福祉の増進を図る制度。

■ 精神科救急医療施設

緊急に治療を必要とする精神疾患を有する方

に対して 24 時間対応で診療（入院も含む）に応じることができる精神科の病院。県内の西部、東部ブロックで輪番制をとっている。

■ 精神科救急情報センター

精神疾患のある方やその家族の方から電話相談（24 時間応需）を受け付け、情報を提供し、必要に応じて各医療機関との連携を行っている。

■ 精神保健福祉相談員

市町、精神保健福祉センター及び保健所において、精神保健福祉に関する相談に応じ、必要な助言を行う職員。精神保健福祉相談員は、精神保健福祉士か医師、認定講習を受けた保健師等で都道府県知事または市町村長が任命する。

■ 成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などにより物事を判断する能力が十分でない方について、本人の権利を守る援助者（「成年後見人」等）を選ぶことで、本人を法的に支援する制度。

■ 世界自閉症啓発デー

平成 19（2007）年 12 月 18 日の国連総会において、毎年 4 月 2 日を「世界自閉症啓発デー」とすることが決議され、加盟国に対し、自閉症に対する世論の認識を高めるため「世界自閉症啓発デー」を記念すること、社会全体で自閉症の子どもに対する認識の向上を図る措置を講じることが求められることとなった。

「世界自閉症啓発デー」には、ランドマークのブルーライトアップ等、世界各地で様々な普及啓発の取組が行われている。

■ 摂食嚥下障害

摂食嚥下とは、食べ物を見て、口に取り込み、噛み砕いて、舌で塊をつくり、飲み込むことをいい、摂食嚥下障害とは、食物が円滑に口腔から胃に運ばれない状態をいう。飲み込めない場合と、飲み込んだ食物が途中でつかえて円滑に通過しない場合がある。摂食嚥下障害の原因は、口腔・咽頭・食道の炎症、腫瘍、認知症、脳血管障害、神経・筋疾患、加齢などがある。

■ 先天性代謝異常等検査

フェニルケトン尿症、ガラクトース血症等の先天性代謝異常及び先天性甲状腺機能低下症等の病気は放置すると知的障害などの症状をきたすため、新生児期に検査を行い、異常等を早

期に発見することで後の治療とあいまって障害を予防するもの。

■ 総合型地域スポーツクラブ

地域の子供から高齢者まで幅広い世代の人々が、各自の興味や関心・競技レベルに合わせて、さまざまなスポーツに触れる機会を提供する、多種目、多世代、多志向の地域密着型のスポーツクラブ。

■ 総務省の運用ガイドライン

高齢者や障害者を含む誰もが地方公共団体等のホームページ等を利用しやすくなるよう、ウェブアクセシビリティの確保・向上に取り組む際の実施項目や手順等を解説した運用モデル。総務省が平成 17（2005）年に策定。平成 28（2016）年 4 月に「みんなの公共サイト運用ガイドライン」に改定。

た 行

■ 代理投票

投票用紙に文字を記入できない選挙人のための制度。投票管理者に申請すると、補助者 2 名が定められ、その 1 人が選挙人の指示に従って投票用紙に記入し、もう 1 人が指示どおりかどうか確認する。

■ 地域移行支援

障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行う。

■ 地域定着支援

居宅において単身等で生活する障害者につき、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等において、相談その他必要な支援を行う。

■ 地域包括ケアシステム

支援や介護が必要な高齢者を対象に、医療、介護、予防、住まい、生活支援などのサービスが継続的、一体的に提供され、住み慣れた地域で、安心して生活できる体制が構築されていること。

■ 地域リハビリテーション

障害者や高齢者が急性期から回復期を経て維持期へと移行する全過程を通じて、住み慣れた地域で状況に応じた適切な医療リハビリテーション、生活リハビリテーション及び職業リハビリテーションを受けることができる仕組み。

■ 中等教育学校

前期中等教育（中学校などにおける教育）と後期中等教育（高等学校などにおける教育）を一貫して施すシステムをとる学校。中高一貫教育の実施形態の一つである。

■ 長期療養児療育相談

慢性疾患にり患していることにより、長期療養が必要な児童に対して、医療機関と連携し、保健所において、療養に関する相談・助言を行い、長期に療養が必要な児童の日常生活における健康の保持増進や保護者の不安軽減等の支援を実施。

■ デイジー図書

音声データや文字データをデジタル化した図書のこと。インターネットからのダウンロードデータやCDなどにより、読みたい部分を検索して読めることや、大容量収録可能であることが特徴。

■ 特定健康診査

平成 20（2008）年 4 月から 40～74 歳の人を対象に国民健康保険や健康保険組合等の医療保険者に義務づけられたメタボリックシンドロームに着目した生活習慣病予防のための健康診査。

■ 特定公園施設

公園の出入口と主要な公園施設との間の経路を構成する園路・広場、屋根付広場、休憩所、野外劇場、野外音楽堂、駐車場、便所、水飲場、手洗場、管理事務所、掲示板、標識など。

■ 特定道路

生活関連経路を構成する道路法（昭和 27 法律第 180 号）による道路のうち多数の高齢者、障害者等の移動が通常徒歩で行われるものであって、通称バリアフリー法施行令第 2 条の規定により、国土交通大臣がその路線および区間を指定したもの。

■ 特定保健指導

特定健康診査の結果をもとに、生活習慣病の予防・改善が必要と認められた人に対し、発症リスクの程度に応じて 2 つのグループ（動機づけ支援・積極的支援）に分け、グループごとに生活習慣病に進行しないための保健指導を行う。

■ 特別支援学校教諭免許状

特別支援学校の教員が、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭免許状のほか、有していなければならない免許状のこと。幼・小・中・高の教諭免許状を有する者は「当分の間」当該免許状を有していなくとも特別支援学校の相当する部の教諭等となることができる。

■ 特別支援教育コーディネーター

各学校における特別支援教育の推進のため、主に、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担う者。

■ 都市公園

都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）に規定される公園又は緑地で、住民に対して休息、運動等の屋外レクリエーションの場として利用されるものや、優れた自然の風景地として保護及び利用されるものであり、遊園地、自然公園などもこれらに含まれる。

な 行

■ 難病医療協力病院

各二次保健医療圏ごとに指定し、当該病院で確定診断が困難な患者や高度な治療を必要とする患者などを難病診療連携拠点病院などへ紹介したり、難病診療連携拠点病院などから、当該病院で治療可能な患者を受け入れるなどのほか、地域の関係機関に対する指導・助言などを行う。

■ 難病診療分野別拠点病院

難病の各専門領域に対応する病院で、難病医療協力病院・一般病院などで診断が困難な患者や高度な治療が必要な患者を受入れたり、身近な医療機関で治療が可能な患者を難病医療協力病院・一般病院などへ紹介するなどの診療連携を行う。

■ 難病診療連携拠点病院

都道府県における難病診療連携の拠点となる病院で、難病医療協力病院・一般病院などで診断が困難な患者や高度な治療が必要な患者の受入れや、身近な医療機関で治療が可能な患者の難病医療協力病院・一般病院などへの紹介などの診療連携や、遺伝子診断に係るカウンセリング、難病医療関係者への研修や都道府県内の難病診療体制に関する情報収集を行う。

■ 難病対策センター

難病医療専門員を配置し、難病患者の日常生活における様々な相談・支援、地域交流活動の促進及び就労支援などの患者等支援を行うとともに、拠点病院及び協力病院との連絡調整、医療従事者等に対する研修の実施など難病対策の拠点として設置している。

■ 日常生活圏域

住民が日常生活を営んでいる地域として地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況等その他の条件を勘案して市町が定める区域。

■ 日本工業規格（JIS）

日本工業規格調査会（JISC）で定められる日本工業規格（通称：JIS）。

JIS X 8341-3：2016 は主に高齢者、障害のある人が、ウェブコンテンツを利用するときの情報アクセシビリティを確保し、向上させるために、コンテンツの企画、開発、制作、運用をするときに配慮すべき工業標準。

■ 認知症疾患医療センター

認知症疾患に係る鑑別診断、周辺症状と身体合併症に対する急性期治療、専門医療相談等を実施するとともに介護サービス事業者との連携を担う中核機関として、都道府県又は指定都市により指定を受けた医療機関。

■ ノーマライゼーション

障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるとの考え方。

は 行

■ ピアカウンセリング事業

「ピア」とは、対等・仲間を意味し、専門職の医師や看護師と違って、同じ病気で悩み・苦しみなどを経験した患者・患者家族などが相談員（ピア・サポーター）として話を聞くため、同じ立場で気軽に話ができ、共感しながら相談することができる。

■ PDCA

Plan（計画）-Do（実施）-Check（評価）-Action（改善）という一連のサイクルの頭文字をつなげたもの。

■ 被災者生活サポートボラネット推進会議

災害時等の緊急時に被災者への生活サポート活動を迅速に行うことができるように、関係機関・団体のネットワークを強化するために設置した会議。

■ 避難確保計画

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）及び水防法（昭和 24 年法律第 193 号）の規定に基づき、土砂災害、洪水、高潮等によって被害発生が想定される地域にある社会福祉施設、学校、医療施設等の要配慮者利用施設の管理者等に作成が義務付けられている、施設利用者の災害時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るための、防災体制、避難の誘導、避難の確保を図るための施設、避難訓練の実施等に関する計画。計画を作成したときは、市町長に報告することが求められている。

■ 避難行動要支援者

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を必要とする方。

■ 避難行動要支援者の個別計画

避難行動要支援者の各々人毎に、「発災時に避難支援を行う者」、「避難支援の方法」や「避難場所、避難経路」などを具体的に定めた計画。

■ 病院群輪番制

入院治療を必要とする重症救急患者に対応するための医療機関（二次救急医療機関）が、休日や夜間の診療について日を決めて順番に担当する制度。

■ 広島いのちの電話

こころの健康に関する問題や悩み事などの電話相談窓口で、24時間年中無休対応。
電話番号：082-221-4343

■ ひろしま肝疾患コーディネーター

県が県・市町の保健師、医療機関の看護師や職域の健康管理担当者等を対象に養成講習会を実施。この講習会を終了し、県から認定を受けて肝炎患者等の相談に応じる。

■ 広島県あんしん賃貸支援事業

低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭、外国人そのほか住宅の確保に特に配慮を要する者（以下「住宅確保要配慮者」という。）が入居できる民間賃貸住宅の仲介を行う事業者（協力店）等の情報提供や居住支援を行うことにより、住宅確保要配慮者の入居をサポートする事業。

■ 広島県医療安全支援センター

医療に関する患者・住民の苦情・心配や相談などに専門の相談員が対応するとともに、医療機関、患者・住民などに対して、医療安全に関する助言及び情報提供等を行う。

■ 広島県肝疾患患者フォローアップシステム

肝炎ウイルス検査で陽性とされた方を、継続的かつ適切な検査や治療につなげることを目的に、医療機関・保健所・市町と連携して広島県が運営するシステム。定期的に受診勧奨を行い、受診状況を確認する。

■ 広島県居住支援協議会

低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭、外国人そのほか住宅の確保に特に配慮を要する者（以下「住宅確保要配慮者」という。）の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し必要な措置について協議するため、地方公共団体、宅地建物取引業者、賃貸住宅を管理する事業を行う者、住宅確保要配慮者に対する居住支援を行う団体などにより組織された協議会。

■ 広島県高次脳機能地域支援センター

地域における高次脳機能障害に関する医療の相談窓口。

■ 広島県工賃向上に向けた取組

障害者が経済的に自立した地域生活を送れるよう、就労支援事業所において支払われる工賃の県全体の目標額とこれを達成するための取組の方策を定めたもの。平成30（2018）年8月に策定した第3期計画では、平成32（2020）年度末までの3年間の計画期間としている。

■ 広島県障害者社会参加推進センター

障害者の多種多様な需要の把握から対応までを一本化し、障害者自らによる社会参加推進施策の体系的、効果的な推進を図るとともに、障害者の地域における自立生活と社会参加の促進を図ることを目的とし、地域生活支援事業等の社会参加推進事業を実施するほか、社会参加推進のために必要な情報の収集及び提供、実施事業の評価・改善事項等の調査研究・提案等の業務を行う。

■ 広島県地域包括ケア推進センター

地域包括ケアシステムの構築に向け、県が実施主体となり、広域的に関係団体や市町への支援・助言を行う組織として、平成24（2012）年6月に広島県健康福祉センター内に設置。

■ 広島県地域リハビリテーション広域支援センター

介護予防と生活の質の向上及び障害のある人々の自立や、社会参加を支援することを目的に県が指定する施設で、地域住民の相談への対応に係る支援や市町、地域におけるリハビリテーション実施機関からの相談、技術支援及び人材派遣を行う。また、必要に応じて、二次保健医療圏域内の関係機関の連絡・調整や圏域内の地域包括支援センター等とのネットワーク化及び医療介護連携の推進、地域リハビリテーション推進に係る人材の育成及び研修を実施する。

■ 広島県地域リハビリテーションサポートセンター

介護予防と生活の質の向上及び障害のある人々の自立や、社会参加を支援することを目的に県が指定する施設で、地域住民の相談への対応に係る支援や市町、地域におけるリハビリテーション実施機関からの相談及び技術支援を行

う。

■ 広島県福祉人材育成センター

社会福祉法（昭和26法律第45号）に基づき、福祉関係の人材確保と人材養成などの事業を進めるため、県知事の指定を受けて、社会福祉法人広島県社会福祉協議会に設置され、福祉に関心のある人や福祉の職場で働きたい人と福祉施設・事業所とのマッチングや合同説明会の開催、必要な資格とその取得方法等の相談を行っている。

■ 広島県福祉のまちづくり条例

すべての県民が、自らの意志で自由に行動し社会参加できる、だれもが住みよいまちをみんなでつくりあげることが目的として平成7（1995）年に制定した条例。

多数の人が利用する建築物や道路、公園等について、すべての人が円滑に利用できるよう、スロープや手すりを設けること等を定めている。

■ 広島県ボランティアセンター

地域に根ざした住民自身によるボランティア活動の推進を図るため、社会福祉法人広島県社会福祉協議会に設置され、ボランティア活動の相談・援助や学習会の開催、情報提供を行い、災害時には活動相談や支援を行っている。

■ 広島県優先調達方針

平成25（2013）年度施行の国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）第9条に基づき、広島県の定めた障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針のこと。年間の優先調達目標額や調達推進のための取組等を定めている。

■ 広島県リハビリテーション支援センター

介護予防と生活の質の向上及び障害のある人々の自立や、社会参加を支援することを目的に県が指定する施設で、広域支援センターへの支援や、関係団体、医療機関等との連絡・調整及び連携を行う。

■ 広島口腔保健センター

一般の歯科医療機関では対応が困難な障害のある人たちの口腔保健の向上を図ることを目的として、県歯科医師会及び郡市区歯科医師会が設置及び管理運営を行っている施設。

■ ひろしま産業新成長ビジョン

おおむね10年先を見据え、本県産業の進むべき方向性や道筋を示す基本指針として、平成23（2011）年7月に策定。

■ ひろしま版ネウボラ

妊娠期から子育て期までの切れ目のないサービスをワンストップで提供する子育て・見守り拠点。

■ ひろしま未来チャレンジビジョン

人口減少・少子高齢化、グローバル化の進展などの変化が進む中であって、本県の目指す姿（将来像）を県民と共有し、一緒に、新たな広島県づくりを推し進めるために、平成22（2010）年に10年後の未来を展望して策定したビジョン。（平成27（2015）年改定）

■ 福祉型障害児入所施設

18歳未満の障害のある児童を入所させて、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行う施設。

■ 保育所等訪問支援

保育所等を現在利用中の障害児、今後利用する予定の障害児に対して、訪問により、保育所等における集団生活への適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進する。

■ 放課後児童クラブ

昼間、保護者がいない家庭の小学校児童に対し、学校の空き室などの身近な社会資源を利用して、その育成・指導、遊びなどによる発達の助長などのサービスを行う施設。

■ 放課後等デイサービス

学校（幼稚園、大学を除く。）に就学している児童に対し、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な指導及び訓練を行う。

■ 防災情報システム

災害時に被害情報（人的被害・住家被害など）について、市町等関係機関と連携し、情報収集を行い、また、避難勧告や避難所の開設状況を県のホームページ（防災Web）で提供しているシステム。音声告知端末を使用した、視覚障害者向けメールサービスにより気象の注意報・

警報や河川の氾濫情報等の提供を実施している。

■ 法定雇用率

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）により定められた事業所における障害者（身体障害者、知的障害者又は精神障害者）の雇用割合。平成30（2018）年4月1日からの法定雇用率は、一般の民間企業2.2%、国・地方公共団体等2.5%、教育委員会2.4%で、3年を経過する日より前に0.1%引き上げ。

■ ボランティアコーディネーター

ボランティア活動を行いたい人とボランティアの応援を受けたい人・組織などを対等につなぐ専門職のこと。

ま行

や行

■ 郵便による不在者投票

名簿登録地の市区町の選挙管理委員会に投票用紙など必要書類を請求し、交付された投票用紙に自宅等自分のいる場所において記載し、これを郵便等によって名簿登録地の市区町選挙管理委員会に送付する。

■ 要配慮者

高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上配慮を必要とする者。

ら行

■ 6次産業化

農林漁業としての1次産業に、2次産業としての製造業、3次産業としてのサービスや販売業等を総合的かつ一体的に展開すること。

わ行

3 計画の策定体制

(1) 広島県障害者施策推進協議会設置条例

昭和四十七年三月二十三日条例第二十四号

(趣旨)

第一条 この条例は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第三十六条第三項の規定に基づき、広島県障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 協議会は、委員二十一人以内で組織する。

2 委員は、関係行政機関の職員、学識経験のある者、障害者及び障害者の福祉に関する事業に従事する者のうちから、知事が任命する。

(任期)

第三条 学識経験のある者、障害者及び障害者福祉に関する事業に従事する者のうちから委嘱された委員の任期は二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(会長)

第四条 協議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(庶務)

第五条 協議会の庶務は、健康福祉局において処理する。

(雑則)

第六条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会にはかつて定める。

(2) 広島県障害者施策推進協議会委員名簿

※敬称略，県職員を除き五十音順，【 】は推薦団体

氏名	所属・職名	備考
井上 一成 <small>いとうえ かずなり</small>	広島県知的障害者福祉協会 副会長	
井本 健一 <small>いもと けんいち</small>	広島県建築士会 副会長	
岡本 英登 <small>おかもと ひでと</small>	【広島県精神保健福祉家族会連合会】	
小田 龍雄 <small>おだ たつお</small>	広島県身体障害者団体連合会 副会長	
金子 麻由美 <small>かねこ まゆみ</small>	広島県手をつなぐ育成会 副会長	
上川 克己 <small>かみかわ かつみ</small>	広島県歯科医師会 常務理事	
衣笠 正純 <small>きぬがさ まさずみ</small>	広島県社会福祉協議会 常務理事兼事務局長	
草道 敏子 <small>くさみち としこ</small>	広島県精神保健福祉家族会連合会 理事	
國生 拓子 <small>こくしょう ひろこ</small>	広島大学大学院 教授	
後藤 淳子 <small>ごとう じゅんこ</small>	広島難病団体連絡協議会 会長	
梶月 利夫 <small>さつき としお</small>	広島県民生委員児童委員協議会 副会長	
関川 章子 <small>せきがわ あきこ</small>	【広島県身体障害者団体連合会】	
高垣 廣徳 <small>たかがき ひろのり</small>	広島県市長会	
寺尾 明 <small>てらお あきら</small>	【広島県手をつなぐ育成会】	
西村 いづみ <small>にしむら</small>	県立広島大学 講師	
林 誠 <small>はやし まこと</small>	広島県身体障害者施設協議会 会長	
平石 協 <small>ひらいし かろう</small>	広島県精神障害者支援事業所連絡会 会長	
三島 浩徳 <small>みしま ひろのり</small>	広島障害者職業センター 所長	
渡邊 弘司 <small>わたなべ こうじ</small>	広島県医師会 常任理事	会長
田中 剛 <small>たなか ごう</small>	広島県健康福祉局長	

4 計画の策定経過

策定経過

平成30（2018）年

- 6月8日 平成30年度第1回広島県障害者施策推進協議会の開催
- 8月9日～10月18日 障害者関係団体へのヒアリング実施
- 10月12日 平成30年度第2回広島県障害者施策推進協議会の開催
- 12月14日～1月15日 県民意見募集（パブリックコメント）の実施

平成31（2019）年

- 1月18日 県議会生活福祉保健委員会における分野別計画の集中審議
- 1月25日 平成30年度第3回広島県障害者施策推進協議会の開催
- 3月（予定） 計画策定

県民意見募集（パブリックコメント）の実施

実施期間	平成30（2018）年12月14日～平成31（2019）年1月15日
公表場所	広島県ホームページ，広島県行政情報コーナー， 広島県健康福祉局障害者支援課，各広島県厚生環境事務所（支所）
公表資料	第4次広島県障害者プラン（広島県障害者計画）（素案） ・全体版 ・概要版
受付方法	郵便，ファックス，電子メール，電子申請
御意見をいただいた 主な項目	（調整中）

5 参考【障害者に関するマーク】

障害者に関するマークには、主に次のようなものがあります。

障害には、身体内部や聴覚障害など、外見ではわからないものもあるため、障害者が誤解を受けたり、我慢を強いられることもあります。

これらのマークを見かけたときは、御理解、御協力をお願いします。

マ ー ク	名 称 及 び 説 明 等
	<p>障害者のための国際シンボルマーク</p> <p>障害者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。</p> <p>駐車場などでこのマークを見かけた場合には、障害者の利用への配慮をしてください。</p> <p>※ このマークは「すべての障害者を対象」としたものです。特に車椅子を利用する障害者を限定し、使用されるものではありません。</p> <p>(所管：公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会)</p>
	<p>身体障害者標識</p> <p>肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている人が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。</p> <p>危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。</p> <p>(所管：警察庁)</p>
	<p>聴覚障害者標識</p> <p>聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている人が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、義務となっています。</p> <p>危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。</p> <p>(所管：警察庁)</p>
	<p>盲人のための国際シンボルマーク</p> <p>世界盲人会連合で昭和 59 (1984) 年に制定された盲人のための世界共通のマークです。視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。信号機や国際点字郵便物・書籍などで身近に見かけるマークです。</p> <p>(所管：社会福祉法人日本盲人福祉委員会)</p>

マ ー ク	名 称 及 び 説 明 等
	<p>耳マーク</p> <p>聞こえが不自由なことを表す，国内で使用されているマークです。聴覚障害者は見た目にはわからないために，誤解されたり，不利益をこうむったり，社会生活上で不安が少なくありません。</p> <p>このマークを提示された場合は，相手が「聞こえない」ことを理解し，コミュニケーションの方法への配慮をしてください。</p> <p>自分が受けたい援助を示したカードを利用することもあります。（右参照）</p> <p>（所管：一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会）</p> 
	<p>ほじょ犬マーク</p> <p>身体障害者補助犬同伴の啓発のためのマークです。</p> <p>身体障害者補助犬とは，盲導犬，介助犬，聴導犬のことを言います。「身体障害者補助犬法」が施行され，公共の施設や交通機関はもちろん，デパートやスーパー，ホテル，レストランなどの民間施設でも身体障害者補助犬が同伴できます。</p> <p>補助犬はペットではありません。体の不自由な方の，体の一部となって働いています。社会のマナーもきちんと訓練されているし，衛生面でもきちんと管理されています。</p> <p>（所管：厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部）</p>
	<p>オストメイトマーク</p> <p>人工肛門・人工膀胱を造設している人（オストメイト）のための設備があることを表しています。</p> <p>オストメイト対応のトイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。</p> <p>（所管：公益社団法人日本オストミー協会）</p>
	<p>ハート・プラスマーク</p> <p>「身体内部に障害がある人」を表しています。身体内部（心臓，呼吸器，腎臓，膀胱・直腸，小腸，肝臓，免疫機能）に障害がある人は外見からはわかりにくいいため，様々な誤解を受けることがあります。</p> <p>内部障害のある人の中には，電車などの優先席に座りたい，近辺での携帯電話使用を控えてほしい，障害者用駐車スペースに停めたい，といったことを希望していることがあります。</p> <p>（所管：特定非営利活動法人ハート・プラスの会）</p>

マ ー ク	名 称 及 び 説 明 等
	<p>要約筆記シンボルマーク</p> <p>「要約筆記」という文字による通訳を社会一般に認知してもらい、聴覚障害者とのコミュニケーションに配慮を求めていくためのシンボルです。</p> <p>(所管：特定非営利活動法人全国要約筆記問題研究会)</p>
	<p>「白杖SOSシグナル」普及啓発シンボルマーク</p> <p>白杖を頭上 50 c m程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚に障害のある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖SOSシグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。</p> <p>白杖によるSOSのシグナルを見かけたら、進んで声をかけ、困っていることなどを聞き、サポートをしてください。</p> <p>(所管：岐阜市福祉部障がい福祉課)</p>
	<p>手話マーク</p> <p>5本指で「手話」を表す形を採用し、輪っかで手の動きを表現しています。マークの意味は、「手話で対応します」「手話通訳者がいます」です。</p> <p>(所管：一般財団法人全日本ろうあ連盟)</p>
	<p>筆談マーク</p> <p>相互に紙に書くことによるコミュニケーションを表現しています。マークの意味は、「筆談で対応します」「要約筆記者がいます」です。</p> <p>(所管：一般財団法人全日本ろうあ連盟)</p>
	<p>あいサポートシンボル</p> <p>障害のある人を支える「心」を2つのハートを重ねることで表現しています。後ろの白いハートは、障害のある人を支える様子を表すとともに、「SUPPORTER (サポーター)」の「S」を表現しています。</p> <p>ベースとしている「橙色 (だいだいいろ)」は、鳥取県出身で日本の障害者福祉に尽力された糸賀一雄氏の残した言葉「この子らを世の光に」から「光」や、「暖かさ」をイメージするものとしています。</p> <p>また、「だいだい (代々)」にちなみ、あいサポーター (障害者サポーター) が広がって、共生社会が実現されることへの期待も込められています。</p> <p>※ 広島県は、平成 23 (2011) 年 10 月から実施</p>

マ ー ク	名 称 及 び 説 明 等
	<p>ヘルプマーク</p> <p>義足や人工関節を使用している人、内部障害や難病の人、又は妊娠初期の人など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている人々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、作成したマークです。</p> <p>(所管：東京都福祉保健局障害者施策推進部計画課)</p> <p>※ 広島県は、平成 29 (2017) 年 7 月から実施</p>
	<p>広島県思いやり駐車場利用証</p> <p>身体・精神・知的障害、難病、高齢、けが、妊娠などによって車の乗降や歩行の困難な人が、公共施設やショッピングセンターなどに設けられた専用の駐車スペースを安心して利用できるように、「思いやり駐車場」制度を導入しています。</p> <p>設置（管理）者の協力により「思いやり駐車場」として登録いただいた専用駐車スペースを必要とする人（制度対象者）に、県の発行する「利用証」を交付しています。</p> <p>上マーク：身体障害、知的障害、精神障害、難病、高齢により、障害や症状が固定している人には、緑色の利用証を交付しています。</p> <p>下マーク：対象となる施設に表示しています。</p> <p>※ 平成 23 (2011) 年 7 月から実施</p>
<p>(表面)</p>  <p>(裏面)</p> 	<p>パーキンソン病・SOSカード</p> <p>パーキンソン病患者は、薬の効果がなくなり急に動けなくなることがあります。「ウェアリングオフ症状」と言います。</p> <p>このカードを持った人が動けないのを見かけたら、何か手助けを必要としていないか進んで声を掛けて下さい。</p> <p>「外見からは援助を必要としていることがわからない人」でも、援助を必要としていることを示すカードです。</p> <p>(所管：全国パーキンソン病友の会・広島県支部)</p>

第4次広島県障害者プラン（広島県障害者計画）
平成 31（2019）年 3 月策定

広島県 健康福祉局 障害者支援課
〒730-8511 広島県広島市中区基町 10-52
TEL : 082-513-3161 / FAX : 082-223-3611
E-mail : fusyoushien@pref.hiroshima.lg.jp
ホームページアドレス: <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/>

編集・印刷：

障害者に関する主なマーク

障害には、身体内部や聴覚障害など、外見ではわからないものもあるため、障害者が誤解を受けたり、我慢を強いられることもあります。
これらのマークを見かけたときは、御理解、御協力をお願いします。



障害者のための
国際シンボルマーク



身体障害者
ひょうしき
標識



聴覚障害者
ひょうしき
標識



盲人のための
国際シンボルマーク



みみ
耳マーク



ほじょ犬
マーク



オストメイトマーク



ハートプラスマーク



ようやくひっき
要約筆記
シンボルマーク



はくじょうえすおーえす
白杖 SOS シグナル
ふきゅうけいはつ
普及啓発シンボルマーク



しゅわ
手話マーク



ひつだん
筆談マーク



あいサポートシンボル



ヘルプマーク



ひろしまけんおも
広島県思いやり
ちゅうしゃじょうりようしょう
駐車場利用証



パーキンソン病
えすおーえす
S O S カード

巻末に、マークの説明を記載しています。